資料７

第二部

熊本県障がい福祉計画　素案

第８期熊本県障がい福祉計画
第４期熊本県障がい児福祉計画

【令和９年度（2027年度）～令和１１年度（２０２９年度)】

※挿絵

令和９年（2027年）３月

熊 本 県

表紙の絵

令和８年度（2026 年度）「障害者週間のポスター」で、熊本県最優秀賞
（小学生の部）を受賞された○○○小学校○年、○○○○さんの作品です。

はじめに

コメント

令和９年（2027 年）３月

熊本県知事　木村　敬

目　次

第１章　計画の概要
１　計画策定の趣旨　・・・２
２　計画の位置付け　・・・２
３　計画の期間　・・・３
４　計画の推進体制　・・・４

第２章　計画の基本方針
１　計画の基本理念　・・・６
２　計画の基本的な考え方　・・・10
３　区域の設定　・・・21

第３章　障がい者等を取り巻く状況
１　統計データ　・・・24
２　障がい当事者・家族団体からの意見聴取　・・・27
３　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系　・・・28

第４章　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標及び活動指標
１　福祉施設の入所者の地域生活への移行　・・・33
２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築　・・・34
３　福祉施設から一般就労への移行等　・・・36
４　障がい児支援の提供体制の整備等　・・・38
５　地域生活支援の充実　・・・40
６　相談支援体制の充実・強化等　・・・41
７　障がい福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上　・・・43
８　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組　・・・45
９　発達障がい者等に対する支援　・・・46
１０　高次脳機能障がい者に対する支援　・・・47

第５章　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の必要な量の見込み並びに確保方策
１　障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策 ･･･49
２　障害児通所支援等の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策 ･･･74
第６章　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の従事者の確保及び資質の向上並びにサービスの質の向上
１　基本的な考え方 ･･･85
２　実施する内容 ･･･85

第７章　地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の実施
１　事業の実施に関する考え方 ･･･92
２　実施する県地域生活支援事業の内容 ･･･92
３　実施する県地域生活支援促進事業の内容 ･･･96
４　各事業の見込量の確保のための方策 ･･･97
５　熊本県地域生活支援事業の見込量 ･･･98
６　熊本県地域生活支援促進事業の見込量 ･･･100

第８章　その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等
１　障がい者等に対する虐待の防止 ･･･102
２　意思決定支援の促進 ･･･104
３　障がい者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進 ･･･104
４　障がい者等の情報の取得利用・意思疎通の推進 ･･･105
５　障がいを理由とする差別の解消の推進 ･･･105
６　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実 ･･･105
７　障がい者の就労支援に向けた取組 ･･･109

第９章　熊本県障がい福祉計画（第６期～第７期）・障がい児福祉計画（第２期～第３期）の実績
１　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標及び活動指標 ･･･112
２　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の必要な量の見込み並びに確保方策 ･･･125

３　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の従事者の確保及び資質の向上並びにサービスの質の向上　・・・138
４　地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の実施　・・・140
５　その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等）の円滑な実施を確保するために必要な事項　・・・143
附属資料
１　作成経過　・・・145
２　県政パブリック・コメントの結果　・・・146
３　熊本県障害者施策推進審議会委員名簿　・・・147
４　熊本県障がい者自立支援協議会委員名簿　・・・148
５　関係法令　・・・149

「障がい」の表記について

県では、「障害」の表記について、平成 20 年（2008 年）１月から、法令、条例、規則や固有名称等を除き、「障がい」と一部ひらがな表記を行っています。本計画においても、法令等で用いられる場合を除き、「障がい」と表記します。

第　1　章

計画の概要

1　計画策定の趣旨

2　計画の位置付け

3　計画の期間

4　計画の推進体制

1　計画策定の趣旨

本県では、平成 18 年度（2006 年度）からの「第 1 期熊本県障害福祉計画」の策定以降、これまで７期にわたって障害福祉計画を策定するとともに、平成 30 年度（2018 年度）からは、新たに障害児福祉計画と一体的に策定することで、障害福祉サービス等 (※1)及び障害児通所支援等 (※2) の提供体制の計画的な確保を進めてきました。

今回、現在の計画が令和８年度（2026 年度）末をもって終了することから、市町村との密接な連携のもと、サービス等の利用実績、ニーズの把握、県内の障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の状況等を踏まえ、「第８期熊本県障がい福祉計画」及び「第４期熊本県障がい児福祉計画」を一体的に定める、「熊本県障がい福祉計画」を策定します。

2　計画の位置付け

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）第 89 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項に基づき定める計画であり、国の基本指針 (※3) に即して策定するものです。

本県においては、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画として、令和３年（2021 年度）３月に「第６期熊本県障がい者計画」（通称：くまもと障がい者プラン〔令和３年度（2021 年度）～令和８年度（2026 年度）〕）を策定しており、今回は「第７期熊本県障がい者計画」（〔令和９年度（2027 年度）～令和１４年度（2032 年度）〕）と本計画を一体的に作成し、施策の一貫性と実効性を高めつつ、「障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現」を目指します。

本計画は、「熊本県障がい者計画」に定める事項のうち、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保を図るための実施計画として位置付けています。

また、市町村においても、障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定しており、県は、市町村計画の達成に資するため、広域的な見地からの助言や情報提供を行うほか、市町村計画における各種サービスの見込量等をもとに、県計画の見込量等を定めるなど、市町村計画との整合性を図っています。

※1 障害福祉サービス等：障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業をいいます。
※2 障害児通所支援等：障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援をいいます。
※3 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和８年こども家庭庁・厚生労働省告示第４号）をいいます。

3　計画の期間

本計画の期間は、令和８年度（2026 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの３年間とします。



４　計画の推進体制

障がい者等の施設や病院からの地域生活への移行 (※4) や地域生活の継続を支援し、実効性のある形で本計画を推進していくためには、市町村や関係機関との連携・協力が不可欠であることから、自立支援協議会 (※5) 等の場を活用しながら意見交換を密に行い、一体となって計画を進めていくこととしています。

また、成果目標及び活動指標について定期的に実績を把握して達成状況を公表するなど、ＰＤＣＡサイクル (※6) を構築して計画の着実な実施を図るとともに、必要であると認めるときは、自立支援協議会や熊本県障害者施策推進審議会 (※7) 等において意見を聴き、計画の変更等の必要な措置を講じることとします。

※4 地域生活への移行：施設を退所又は病院を退院し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、家庭復帰、単身生活等（公営住宅、アパート等）へ移したものをいいます。

※5 自立支援協議会：地域における障がい福祉の関係者等により構成され、障がいのある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行う機関をいいます。

※6 ＰＤＣＡサイクル：「計画（Ｐｌａｎ）」「実行（Ｄｏ）」「評価（Ｃｈｅｃｋ）」「改善（Ａｃｔ）」のプロセスを順に実施していくマネジメント手法です。

※7 熊本県障害者施策推進審議会：障害者基本法第 36 条の規定に基づき設置された県の機関で、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議する機関をいいます。本審議会は、障がい者団体の代表、学識経験者等で構成されています。

第　２　章

計画の基本方針

１　計画の基本理念

２　計画の基本的な考え方

３　区域の設定

1　計画の基本理念

全ての障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が可能な限りその身近な地域において、必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けることができるよう、障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念を踏まえ、障がい者施策の推進を図ります。

（１）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

全ての県民が障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、意思決定支援の取組をさらに推進します。

その際、個人の意思決定にとどまらず、必要に応じて家族や友人等とのインフォーマルな関係性を含めた生活全体の質の向上にも配慮し、地域社会での自立と参加を基本としたサービス提供体制の整備を進めます。

また、障がいのある人が望む暮らしを実現し、いきいきと充実した生活を送れるよう、施策の推進に当たっては障がい当事者の参画を積極的に推進し、日々の暮らしに根ざした当事者の視点を政策に反映します。

（２）障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がい者等が身近な地域で障害福祉サービスやその他の支援を受けられるよう、市町村を実施主体の基本とし、地域間の格差が生じることのないようサービスの充実を図ります。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。難病患者等[※8]についても、熊本市と共同で運用する難病相談・支援センター等を通じた情報提供等の取組により、引き続き同法に基づく給付の対象となっている旨の周知に一層努め、障害福祉サービスやその他の支援の更なる活用を促進します。

加えて、熊本県障がい福祉計画等の策定においても、難病患者団体等の意見を踏まえ、難病患者等への支援を明確にした体制の構築に取り組みます。

※8 難病患者等：障害者総合支援法施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成 27 年厚生労働省告示第 292 号）に掲げる疾病による障がいの程度が、当該障がいにより継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいいます。

（３）障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現

障がい者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、ＮＰＯ等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等の提供体制を整備します。例えば、医療的ケアが必要な方や強度行動障がいの状態にある方などの重度障がい者であっても、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

また、地域で生活をする上での安心感を担保し、自立した生活を希望する方に対する支援等を進めるため、市町村が整備する地域生活支援拠点等においては、地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談、一人暮らしやグループホームへの入居等の体験の機会・場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成等による専門性の確保、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行います。その際、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、障がい種別にかかわらず、これらの機能を更に強化します。

こうした拠点等の機能強化に当たっては、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等といった生活環境が変化する節目を見据え、中長期的視点に立った継続した支援を推進します。なお、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、同拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を図ります。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、自治体を中心とした地域の精神保健医療福祉の一体的な取組や、差別や偏見のないインクルーシブな社会の実現に向けた取組を推進します。これらを踏まえ、精神障がい者（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

また、地域の支援体制を構築する上では、強度行動障がいの状態にある方や高次脳機能障がいを有する児者、医療的ケアが必要な児者、重症心身障がい児者、発達障がい児者、盲重複障がい児者、ろう重複障がい児者など、多様な障がい特性のきめ細かいニーズを踏まえ、サービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等を図ります。

あわせて、地域の実情に応じた提供体制や支援体制を構築していくことが重要であることから、中山間・人口減少地域においては、共生型サービスや基準該当障害福祉

サービス、多機能型事業所等の活用を図りつつ、サービス提供体制を維持・確保します。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

人口減少や単身世帯の増加、特に障がい福祉分野においては、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」の生活など、家族が抱える課題が複雑化・複合化しています。

このような中で、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、地域の実情に応じた包括的な支援体制の整備や推進に取り組みます。

その際、地域福祉計画との連携を図りつつ、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、より一層の体制整備を進めます。

（５）障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の意見の尊重及び最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児及びその家族が、障がいの疑いが判明した段階から身近な地域で支援が受けられるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については県又は政令市を実施主体とし、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実と地域支援体制の構築を図ります。

また、ライフステージに沿って地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制を構築します。

さらに、障がい児が様々な支援を利用しながら、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、社会参加や社会的包容（インクルージョン）を進めます。

加えて、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児[※9]や小児慢性特定疾病児童[※10]を含む。）が保健、医療、福祉、保育、教育等の支援

※9 医療的ケア児：日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、かくたん吸引その他の医療行為をいう。）を受けることが不可欠である児童をいいます。

※10 小児慢性特定疾病児童：小児の慢性疾患で、長期にわたって生命を脅かしたり、症状や治療が生活の質を低下させたりする疾患のうち、国が定めた疾病の程度を有する児童をいいます。医療費の自己負担分の一部が助成されます。

を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

（６）障がい福祉人材の確保・定着

障がい者等の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービスやその他の支援を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくため、障害福祉サービスやその他の支援を担う人材の確保・定着を図ります。

そのため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備やハラスメント対策、ＩＣＴ(※11)・ロボットの導入による事務負担の軽減等、業務の効率化に取り組んでいく体制を支援します。

（７）障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえた支援を行います。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指します。

特に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がい者が文化芸術を享受・鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」や「手話に関する施策の推進に関する法律」等を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当等の関係部局との連携を図りつつ、行政情報のアクセシビリティの向上を進めます。

あわせて、障がい特性に配慮した意思疎通支援従事者の派遣、持続可能なサービス提供体制の構築を見据えた幅広い年齢層の支援者の養成に向けた研修受講の促進、障がい当事者によるＩＣＴ活用等の促進を図ります。

※11 ＩＣＴ：インターネット等のネットワークを介して電子的な情報を通信し、タブレット等の端末により情報を活用する技術（情報通信技術）のことをいいます。

（８）災害対策や感染症対策の充実による安心・安全の確保

本県では、平成 28 年（2016 年）の熊本地震、令和 2 年（2020 年）7 月の豪雨災害に加え、令和 8 年（2026 年）熊本地震など、県民の生活基盤を脅かす甚大な自然災害が相次いで発生しています。

令和 8 年熊本地震においては、障がい特性に応じた多様な避難環境の迅速な確保や二次的な健康被害の防止、過酷な状況下での障害福祉サービスの事業継続といった課題に対して、いかなる有事においても途切れることのない支援体制の重要性が改めて確認されました。

また、近年では新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、本県においても多数の感染者が確認されています。

このような大規模災害の頻発化・激甚化や感染症の脅威を受け止め、これまでの災害対応で得た最新の教訓を最大限に活かし、平時から福祉・医療・地域が一体となって体制整備を進めることで、障がいのある方が誰一人取り残されることなく、住み慣れた地域で安全に、安心して暮らせる社会を目指します。

２　計画の基本的な考え方

（１）障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、１の基本理念を踏まえて目標を設定し、計画的な整備を行います。

①　県内どこでも必要な訪問系サービス(※12)を保障

訪問系サービスは、住み慣れた家や地域で安心して自立した生活を継続していくうえで重要なサービスであり、県内どこでも必要な訪問系サービスの利用が可能となるようサービスの充実を図ります。

②　希望する障がい者等に日中活動系サービス(※13)を保障

日中活動系サービスは、障がい者等が地域で安心して生きがいのある生活を送ることができるよう、介護や訓練等のサービスの提供、さらに生産活動や社会参加、交流、相互理解の場としての役割を果たしています。日中活動系サービスの利用を希望する障がい者等にとってサービスの利用が十分可能となるよう、地域における日中活動系サービスの充実を図ります。

※12 訪問系サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいいます。

※13 日中活動系サービス：療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいいます。

③　グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場として、グループホーム（共同生活援助を行う住居）の充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、自立訓練事業等の併用により、入所等から地域生活への移行、安定した地域生活の継続を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する障がい者が地域での暮らしを継続することができるよう、例えば、障がい者の重度化・高齢化に対応した、日中サービス支援型指定共同生活援助による常時の支援体制の確保や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

また、希望する障がい者が一人暮らし等を実現するため、グループホームにおいて、一人暮らし等に向けた支援等の充実を図ります。

さらに、地域生活への移行及び地域生活の継続支援の機能を更に強化するため、地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターを配置して、地域の様々な支援ニーズの把握、社会資源の活用、人材の確保及び養成、関係機関の連携等を進めることで、地域における効果的な支援体制を構築します。

④　福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行及び定着を進めます。

⑤ 強度行動障害の状態にある者及び難病患者等に対する支援体制の充実

強度行動障がいの状態にある方や難病患者等が適切な福祉サービスを受けられるよう、ニーズ把握や地域資源の開発、専門人材の育成に総合的に取り組みます。特に強度行動障がいについては予防的観点を重視し、マネジメントを担う「中核的人材」の養成や、「広域的支援人材」による集中的な支援体制を目指します。

また、認定調査の分析や関係機関との連携により、サービス未利用の方の状況把握に努めます。

さらに、難病患者等に対しては、多様な症状や特性に十分配慮し、難病相談支援センターや公共職業安定所、医療機関等の専門機関と連携しながら、障害福祉サービスの利用を含めた包括的な支援体制の整備に取り組みます。

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援

高次脳機能障がいのある方が身近な場所で必要な支援を受けられるよう、高次脳機

能障害者支援センターの設置や支援コーディネーターの配置を進めるとともに、専門的な診断やリハビリテーションを担う医療機関の確保に努めます。

また、高次脳機能障害者支援地域協議会を設置・活用し、関係機関との連携による的確なニーズ把握や課題の共有を図りながら、地域の実情に応じた体制整備を協議し、目標となる指標を設定して取組を推進します。

さらに、外見から分かりにくい障がい特性を踏まえ、ピアサポート等を通じた当事者や家族への支援を促進するとともに、地域の相談支援機関や福祉サービス事業所等との連携を強化します。

これらの実施にあたっては、医療、保健、福祉、教育、労働等の各関係機関が緊密に連携し、本人の意思決定に十分配慮しつつ、医療の提供から地域での生活支援、社会参加に至るまで切れ目のない包括的な支援体制の構築に取り組みます。

⑦　依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等[※14]をはじめとする依存症対策については、依存症の治療に関する医療機関と行政による連携会議や研修会を通じて、医療関係者の専門性向上につなげます。また、依存症に適切に対応するため、専門医療機関・治療拠点機関の更なる選定や医療機関、相談拠点機関、民間団体等の関係機関の連携強化などにより、各圏域の診療体制や支援体制の整備を進めます。

（２）相談支援に関する基本的な考え方

①　相談支援体制の充実・強化

障がいのある方が地域で自立した生活を送れるよう、医療や福祉等の関係機関と緊密に連携し、ピアサポートの活用や、複合的な課題を抱える当事者・家族に対する包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。

市町村による相談支援体制の整備を県として積極的に支援し、サービス等利用計画が適切に作成・見直しされる継続的なケアマネジメント体制を確保します。

このため、計画作成を担う人材の育成や「主任相談支援専門員」の配置を促進するとともに、複数市町村による共同設置の調整も含め、地域の中核となる「基幹相談支援センター」の充実・強化に努めます。

さらに、現状分析や相談支援専門員の計画的な養成を通じて、身近な地域に事業所がないためにやむを得ず作成される「のぞまないセルフプラン」の解消に向けた提供体制の確保に総合的に取り組みます。

※14　ギャンブル等：法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいいます。

②　地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

相談支援体制の構築が進むことに伴い、障害者支援施設、児童福祉施設若しくは療養介護を行う病院に入所又は精神科病院に入院している障がい者等の地域生活への移行支援のニーズが顕在化していることから、こうした地域移行者数を勘案した上で、地域移行支援の提供体制を確保します。

さらに、障害者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域での定着はもとより、現に地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービス提供体制の充実を図り、地域の関係機関等との連携を図りながら、重層的な支援体制の整備を進めます。

また、精神障がい者の地域への移行、定着が進むよう、圏域ごとに設置する協議の場を通じて、精神科医療機関その他の医療機関、地域援助事業者、市町村等の連携による支援体制を整備するなど、精神障害にも対応した地域包括ケアの構築を進めるとともに、精神障がい者及び精神保健に課題を抱える者とその家族に対して、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援を行います。

③　発達障がい者等に対する支援

ア　発達障がい者等への相談支援体制等の充実

発達障がい者又は発達障がい児（以下「発達障がい者等」という。）が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、地域の実情を踏まえつつ、県内３か所の発達障がい者支援センターに発達障がい者地域支援マネジャーを配置し、市町村等での対応が困難な事例（強度行動障がいやひきこもり等）に対し事業所等への支援、連携体制の構築等を進めます。

イ　発達障がい者等及び家族等への支援体制の確保

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、市町村等の地域においてペアレントプログラムやペアレントトレーニング等が実施できる体制を整備し、発達障がい者等の家族等に対する支援の充実を図ります。

また、発達障がい者等に対して適切な支援を行うためには、発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保に努めます。

ウ　発達障害者支援地域協議会の設置

地域における発達障がい者等の課題共有を図るとともに、支援体制、発達障がい者支援センターの活動状況について検証し、地域の実情に応じた体制整備の協議に取り組みます。

④　協議会の活性化

障がい者等への支援体制を整備するため、基幹相談支援センターと行政が十分に連携して地域（自立支援）協議会の事務局機能を担いつつ、多様な障がい当事者を委員に登用すること等により、協議会の活性化に取り組みます。

個別事例の検討から抽出された課題を踏まえて、社会資源の開発・改善等も含め継続的かつ、地域の実情に応じた体制整備を進めます。

また、県と市町村の協議会を相互に連携させて広域的な支援体制を確保に努めます。

さらに、発達障がいや重症心身障がい、医療的ケア、高次脳機能障がい、難病等の多様な課題に的確に対応するため、各支援センター等の専門機関にそれぞれの協議会への出席を求め、緊密な連携を図ります。

（３）障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい児については、こども基本法やこども大綱等の理念に基づき、全てのこどもが等しく権利を保障され、将来にわたり幸せに暮らせる「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

これを踏まえ、地域の保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と緊密に連携し、共生社会の形成を促進します。障がい児とその家族に対して、居宅介護や短期入所、障害児通所支援などの良質かつ専門的な支援を確保するとともに、乳幼児期から学校卒業まで切れ目なく一貫した効果的な支援を、身近な地域で受けられる提供体制の構築に総合的に取り組みます。

①　重層的な地域支援体制の構築

乳幼児期から思春期までの障がい児やその家族が、障がい種別や年齢等のニーズに応じて身近な場所で支援を受けられるよう、児童発達支援センターを中核と位置づけ、関係機関と連携した重層的な支援体制の構築に取り組みます。

同センターが担う「専門的な発達・家族支援」「地域事業所への助言・指導」「インクルージョン推進」「相談の入口」という４つの中核的機能を踏まえ、市町村における体制整備を支援します。

具体的には、センターが包括的に機能を発揮する「中核拠点型」の整備を推進する

ほか、未設置の地域等においては、地域資源を重ね合わせて複数の事業所が連携し同等の機能を確保する「面的整備型」を活用するなど、地域の実情に応じた柔軟な支援体制の整備に努めます。

また、障害児入所施設についても、専門的機能の強化を図った上で、虐待を受けた障がい児等への対応を含め、様々なニーズに対応する機関としての役割を担うとともに、ケア単位の小規模化を推進し、地域との交流機会の確保や地域の障がい児に対する支援を行うこと等により、地域に開かれた施設となるよう働きかけます。加えて、短期入所や親子入所等の実施体制の整備に努めます。

さらに、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、市町村と緊密な連携を図ります。とりわけ、障害児入所支援については、入所している児童が 18 歳以降、障害者支援施設への入所など障がい者のサービスへ円滑に移行できるよう、市町村、児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所等の関係機関と連携し、移行調整を進めます。

加えて、障害児通所支援事業所及び障害児入所施設（以下「障害児通所支援事業所等」という。）は、障がい児に対し、質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、常に支援の質の向上と支援内容の適正化、安全の確保を図るための取組を進めます。

②　保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備に当たっては、保育所や認定こども園、幼稚園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

また、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策との整合性を図りながら、障がい児の早期支援に結び付け、健全な育成を支援します。併せて、市町村に設置されるこども家庭センターと連携した支援体制を構築します。

さらに、障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所等、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図る体制の整備に努めます。

聴覚障がい児を含む難聴児（以下、「難聴児等」という。）が、適切な支援を円滑に受けられるよう、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障がい）、当事者等を含む関係機関の連携により、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の充実を図ります。

特に、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の充実や、新生児聴覚検査から

療育につなげる連携体制の構築を推進することにより、難聴児等及びその家族を切れ目なく支援するため、以下を県の「難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画」と位置づけ、その取組を推進します。

○　熊本県新生児聴覚検査協議会において、検査の実施体制や関係機関の連携体制構築等を検討することにより、検査精度の維持向上を図り、要精密者の早期発見及び確定診断の充実につなげます。

○　難聴と診断された子を持つ家族等への相談支援や支援者向け研修会の実施及び普及啓発等に取り組むとともに、難聴児支援を担う関係機関が、新生児聴覚検査から診断、治療、療育、教育に至るまでの流れや、連携・支援に関する課題等を共有することにより、切れ目ない支援体制の充実につなげます。

○　特別支援学校のセンター的機能及び地域での相談機能を強化させるため、熊本聾学校の教員の専門性向上に向けた取組を充実するとともに、地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携した乳幼児教育相談等に取り組みます。

③　地域社会への参加・インクルージョンの推進

地域共生社会の実現・推進の観点から、年少期からのインクルージョンを推進し、障害の有無にかかわらずこどもたちが共に育ち合う環境づくりに取り組みます。

このため、保育や教育等の関係機関と連携し、地域の現状把握や課題解決を進めます。

市町村が支援の必要量を見込む際は、保育所や放課後児童クラブ、学校等の受入体制を踏まえ、障害児支援と子ども・子育て施策の双方から重層的な対応ができるよう県としても支援します。

障がい児のインクルージョンを推進する観点から、児童発達支援センターをはじめ、障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築していきます。

④　特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

ア　重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実

重症心身障がい児が、身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるよう、支援体制の充実を図ります。医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、障がい児支援等の充実を図ります。

また、重症心身障がい児及び医療的ケア児とその家族が安心して豊かな生活を送ることができるよう、レスパイトケアを行う短期入所事業所等の設置促進のための支援を行います。

さらに、心身の状況に応じた保健、医療、福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう、関係者が連携を図るための協議の場の設置や、関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成等により、関係者が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築します。

県医療的ケア児支援センターにおいて、地域における医療的ケア児等の支援ニーズを把握した上で、医療的ケア児（者）及び重症心身障がい児（者）に対する相談支援や情報提供、並びに医療的ケア児等に対する支援を総合調整するコーディネーター、保育所、学校、事業所等の支援者の養成を行うとともに、市町村における保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関と連携を図るための協議の場の設置を推進し、地域の支援体制の充実に取り組みます。

イ　強度行動障害の状態にある児に対する支援体制の充実

強度行動障がいのある障がい児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図ります。

強度行動障がいのある障がい児については、特別支援学校や障害福祉サービス事業者等と連携して特に支援を必要とする者の把握を行います。

また、障害児入所施設において特に支援が必要な者の把握を行い、障がい者のサービスへの移行支援を行います。

ウ　虐待を受けた障がい児等に対する支援体制の整備

虐待を受けた障がい児等に対しては、障害児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケア等を提供することにより、障がい児のそれぞれの状況等に応じたきめ細かい支援を行うよう努めます。

⑤　障害児相談支援の提供体制の確保

障がいの疑いや「気付き」の段階から本人や家族を継続的に支え、関係機関をつなぐ障害児相談支援の質を向上させるとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて「のぞまないセルフプラン」の解消に向けた提供体制の構築に取り組みます。

また、相談支援を利用していない場合も含めた伴走的な支援を確保するため、児童発達支援センター等を中心として、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の分野と連携を深めます。

さらに、こども家庭センターや基幹相談支援センター、児童家庭支援センター等の

関係機関と緊密なネットワークを構築し、市町村における包括的な支援体制の整備を推進します。

⑥　障がい児支援における人材育成の推進

全国どの地域においても質の高い障がい児支援の提供が図られるよう、障がい児支援人材の育成を進めるため、国が令和９年度（2027 年度）以降に本格実施する研修内容等も踏まえ、地域の実情に応じた効果的な研修の企画と計画的な人材育成に取り組みます。

あわせて、市町村が児童発達支援センターや通所・入所施設、相談支援事業所等の関係機関と緊密に連携し、地域内で互いに学び合うためのネットワークづくりを進められるよう、県として積極的に支援・推進します。

（４）障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方

①　障がい福祉人材の確保・定着

労働力人口の減少や障がい者の重度化・高齢化が進む中、安定的なサービス提供を支える人材の確保と定着に総合的に取り組みます。

専門性を高める研修や多職種連携、福祉職場の魅力発信を行うとともに、処遇改善やハラスメント対策を通じた働きやすい環境整備を推進します。

さらに、令和６年度に創設された相談支援員の活用や、社会福祉士等の養成機関と事業所との連携促進により、今後の地域の相談支援を担う専門人材の確保に努めます。

②　当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

質の高い障害福祉サービスを効果的に提供するため、当事者視点に立った生産性向上の取組を推進します。

具体的には、介護テクノロジーの導入や手続の負担軽減、事業者間の連携等を通じて、間接業務の効率化と直接支援の負担軽減を図ります。これにより、支援者一人ひとりの力をチームとして最大限に引き出し、利用者に新たな価値を届けるケアの質の向上に総合的に取り組みます。

（５）障がい当事者家族を支える支援のあり方に関する基本的な考え方

①　個人の自立と自己決定を支える「家族全体」を俯瞰した支援の展開

障がいのある方の自己決定や望む暮らしは、同居する家族など周囲の環境と密接に関わり合っています。

個人に対する自立支援を基本としつつも、それを支える家族全体を一つの生活基盤として捉え直します。当事者と家族それぞれの役割や共通の意向を尊重し、家族の強みを活かしながら相互に補完し合える包括的な支援アプローチへの転換を図ります。

②　複合化・重層化する課題に対する「予防的支援」の強化

「親なき後」を見据えた不安や高齢化に伴う世帯の孤立など、障がい当事者と家族を巡る生活課題は、現行の枠組みだけでは対応しきれないほど複雑化・重層化しています。

事態が深刻化してからの事後的な対応にとどまらず、早い段階から家族全体の生活実態や潜在的なリスクを把握し、福祉・医療・教育などの関係機関が多層的に連携して危機を未然に防ぐ「予防的支援」の視点を重視します。

③　制度の狭間を埋める実態に即した仕組みの構築と発信

地域共生社会の実現に向け、現行の個人単位の制度では十分に評価や標準化がなされていない「制度の狭間」の課題に対し、本県自らが現場の実態に即した独自の仕組みづくりに挑戦します。

当事者や家族の参画を得ながら実践的なモデルを構築し、そこから得られたエビデンスをもって、全国に先駆けた新たな支援の在り方を創造・発信していきます。

（６）災害対策や感染症対策の充実に関する基本的な考え方

災害や感染症の発生時においても障がいのある方の安全・安心を守るため、令和８年熊本地震の教訓を踏まえ、福祉避難所の拡充やホテル等への二次避難、応急仮設住宅の確保など、障がい特性に応じた多様な避難環境を整備します。

また、福祉サービスを途切れさせないため、平時の取り組みを活かして事業者の業務継続計画（BCP）の実効性向上や、事業者間の相互応援体制の構築を推進します。

さらに、熱中症等の二次健康被害の防止やこころのケアを充実させるとともに、「個別避難計画」の作成など平時からの計画的な備えを後押しし、地域全体の防災・減災力を高めます。

また、有事における迅速な被災状況・ニーズの把握と的確な支援の提供を両立させ

るため、以下のとおり情報共有と支援ネットワークの連動を強化します。

①　災害時情報共有システムの確実な活用

災害発生時に事業所自らが PC やスマートフォンから迅速かつ的確に国や自治体へ被災状況を報告できるよう、「障害者支援施設等災害時情報共有システム」の運用を徹底します。

万が一の災害発生時にシステムからの報告依頼の連絡漏れを防ぐため、各事業所に対して緊急連絡先（メールアドレス等）の登録を推進し、確実な情報伝達ルートを確保します。

いざという時にシステムへのアクセスや入力が滞ることのないよう、本システムに備わっている「訓練モード」を活用した平時からの操作訓練への参加を促し、現場の対応力を高めます。

②　情報共有と連動した支援の迅速化

事業所からの報告漏れやタイムリーな報告ができないことによる支援の遅れを防ぎ、システムを通じて集約された人的被害や不足物資などの詳細なデータをもとに、自治体が地域の被災状況やニーズを早期に把握します。

把握した被災状況をそのままにするのではなく、自治体、ＤＭＡＴ等の非常時の支援ネットワークへと即座に連動させることで、必要な物資の供給や人的支援を迅速かつ的確に提供できる体制を目指します。

③　在宅避難している要支援者への戸別訪問の推進

災害時避難行動要支援者名簿等を活用し、在宅避難や車中泊をしている要支援者に対して相談支援専門員等の個別訪問による生活全体を含めた専門的視点での状態把握等を行い、必要な支援へつなぐ体制を確保します。

３　区域の設定

本計画において、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域は、次のとおりとします。

（１）施設入所支援、療養介護及び障害児入所支援

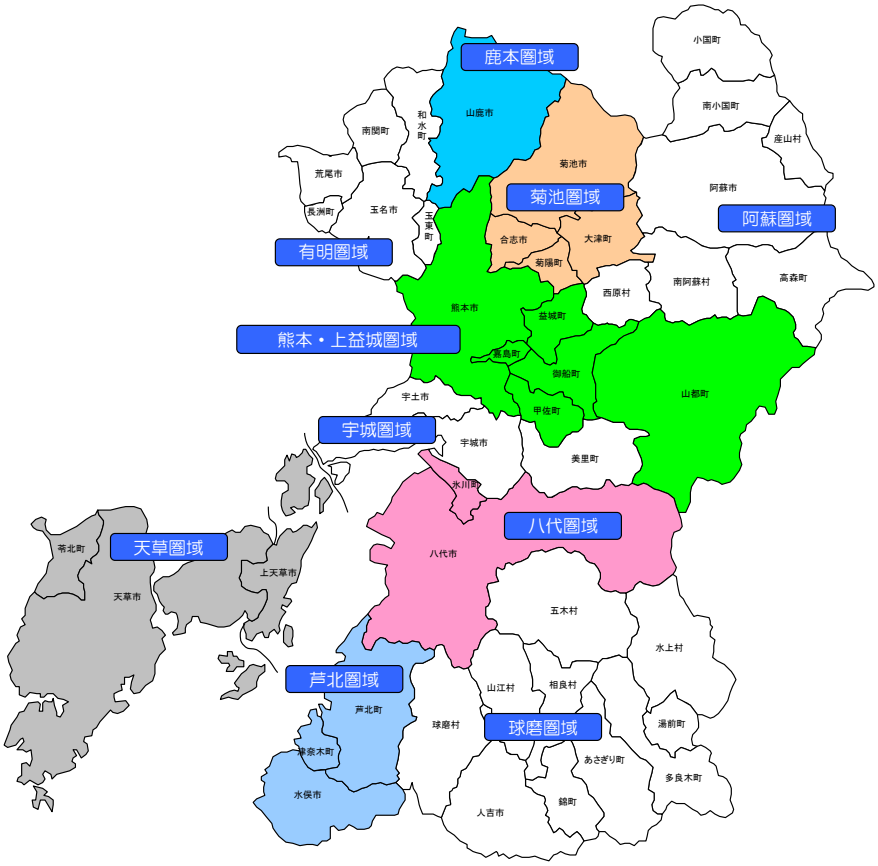
サービスを提供する施設及び事業所の所在市町村と利用者の援護の実施市町村が離れている場合が多い施設入所支援、療養介護及び障害児入所支援については、基盤整備に全県的な広域性をもたせる必要があるため、区域は県全域とします。

（２）上記以外の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等

サービスを提供する事業所の所在市町村と利用者の援護の実施市町村が同一又は近い場合が多いことから、区域は、熊本県保健医療計画に定める二次保健医療圏と同一とし、当圏域を障がい保健福祉圏域とします。

【障がい保健福祉圏域】

圏域名	構成市町村
①　熊本・上益城	熊本市、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
②　宇　城	宇土市、宇城市、美里町
③　有　明	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
④　鹿　本	山鹿市
⑤　菊　池	菊池市、合志市、大津町、菊陽町
⑥　阿　蘇	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村
⑦　八　代	八代市、氷川町
⑧　芦　北	水俣市、芦北町、津奈木町
⑨　球　磨	人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村
⑩　天　草	天草市、上天草市、苓北町
10 圏域	45 市町村


鹿本圏域
菊池圏域
阿蘇圏域
有明圏域
熊本・上益城圏域
宇城圏域
天草圏域
八代圏域
芦北圏域
球磨圏域
小国町
南小国町
産山村
阿蘇市
山鹿市
和水町
南関町
荒尾市
菊池市
長洲町
玉名市
玉東町
合志市
大津町
菊陽町
南阿蘇村
高森町
西原村
熊本市
益城町
嘉島町
御船町
山都町
宇土市
甲佐町
宇城市
美里町
氷川町
苓北町
上天草市
天草市
八代市
五木村
水上村
山江村
相良村
芦北町
球磨村
湯前町
津奈木町
あさぎり町
多良木町
水俣市
人吉市
錦町

第　３　章

障がい者等を取り巻く状況

１　統計データ

２　障がい当事者・家族団体からの意見聴取

３　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系

1　統計データ

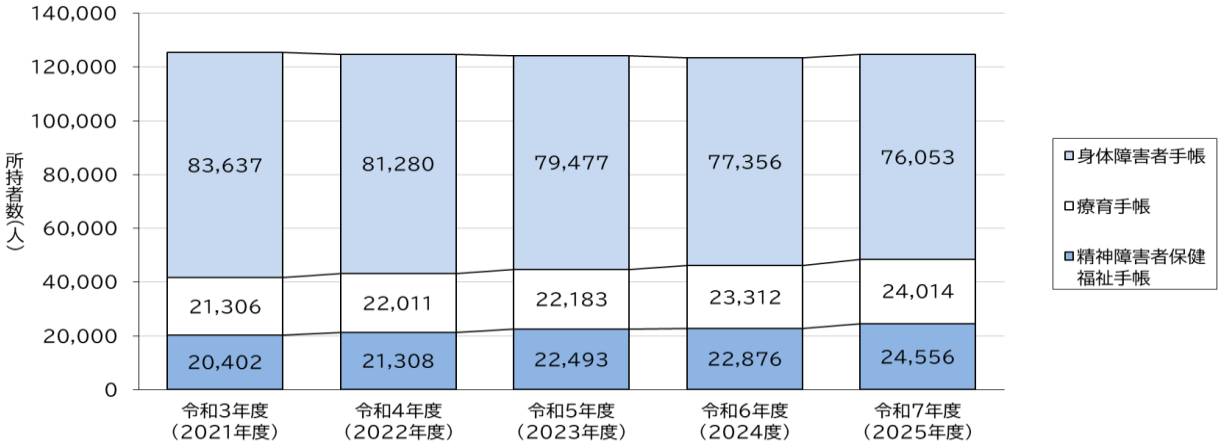
（1）障がい者等の状況

県内の障害者手帳所持者数は、令和７年度（2026 年度）末現在 124,623 人で、身体障がい者（76,053 人）が約 61%を占め、知的障がい者（24,014 人）が約 19%、精神障がい者（24,556 人）が約 20%となっています。

近年では、身体障害者手帳所持者数は減少（前年度比約▲1.7%）しているものの、療育手帳所持者数（前年度比約＋3.0%）や精神障害者保健福祉手帳所持者数（前年度比約＋7.3%）は増加しており、障害者手帳所持者全体の数はわずかな減少傾向（前年度比約▲0.9%）にあります。

（全国データは、令和６年度福祉行政報告例、令和６年度衛生行政報告例から。）

【障害者手帳所持者数】



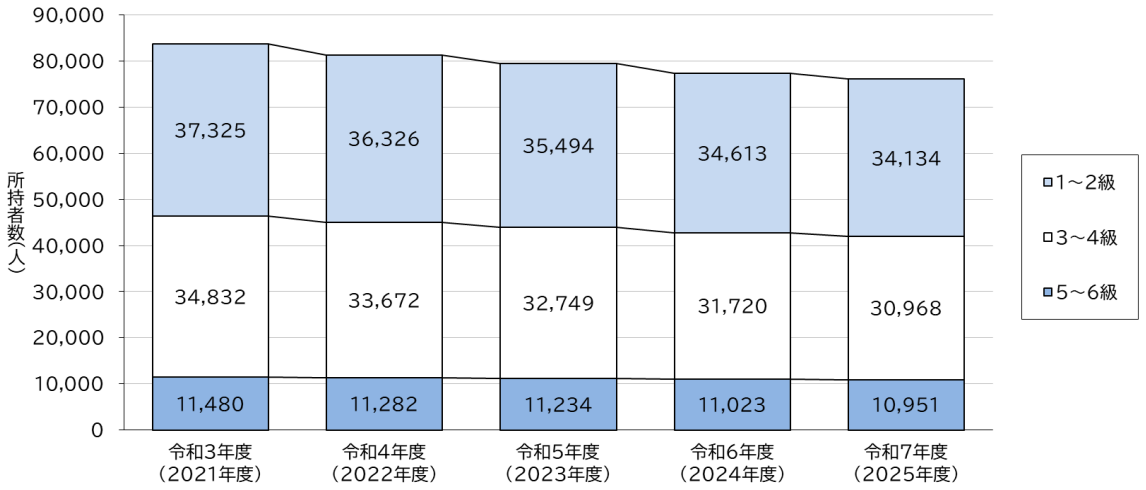
（各年度末現在、単位：人）	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024度）	令和7年度（2025年度） 人数	令和7年度（2025年度） 前年度比	全国値 令和6年度（2024年度）
身体障害者手帳	83,637	81,280	79,477	77,356	76,053	▲1.7%	4,674,999
療育手帳	21,306	22,011	22,183	23,312	24,014	3.0%	1,321,350
精神障害者保健福祉手帳	20,402	21,308	22,493	22,876	24,556	7.3%	1,547,433
計	125,345	124,599	124,153	123,544	124,623	▲0.9%	7,543,782

【手帳所持者の県人口に占める割合】

（各年度末現在、単位：%）	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	全国値 令和6年度（2024年度）
身体障害者手帳	4.8%	4.7%	4.7%	4.6%	4.5%	3.8%
療育手帳	1.2%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.1%
精神障害者保健福祉手帳	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.5%	1.2%
計	7.3%	7.3%	7.3%	7.3%	7.4%	6.1%

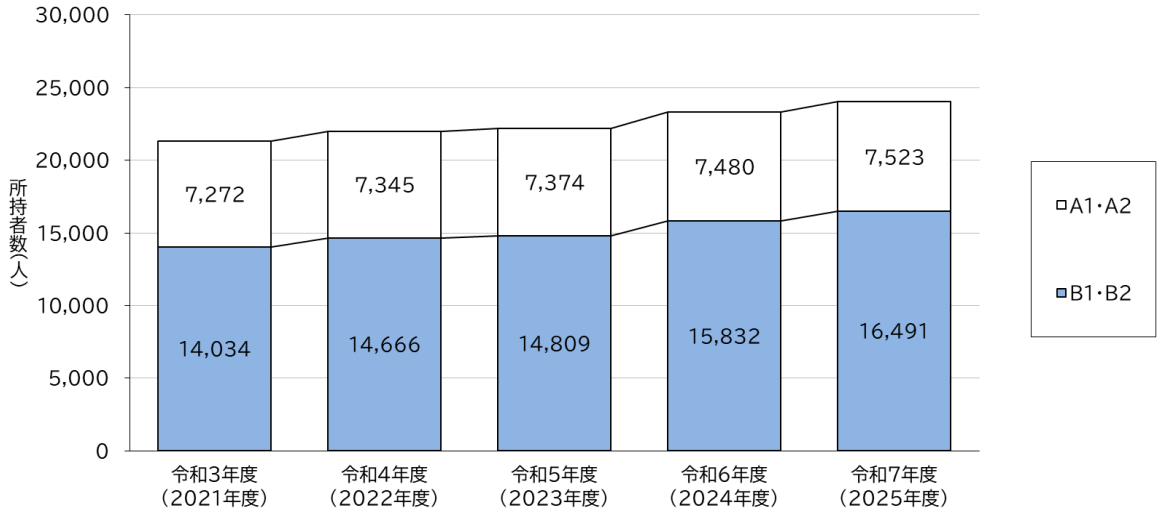
【身体障がい（認定区分別）】

（各年度末現在、単位：人）	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）
1～2級	37,325	36,326	35,494	34,613	34,134
3～4級	34,832	33,672	32,749	31,720	30,968
5～6級	11,480	11,282	11,234	11,023	10,951
計	83,637	81,280	79,477	77,356	76,053



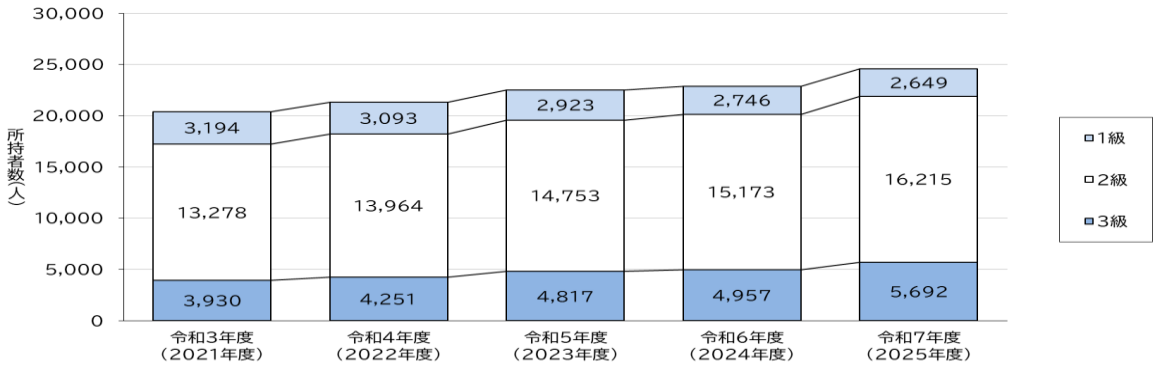
【知的障がい（認定区分別）】

（各年度末現在、単位：人）	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）
A1・A2	7,272	7,345	7,374	7,480	7,523
B1・B2	14,034	14,666	14,809	15,832	16,491
計	21,306	22,011	22,183	23,312	24,014



【精神障がい（認定区分別）】

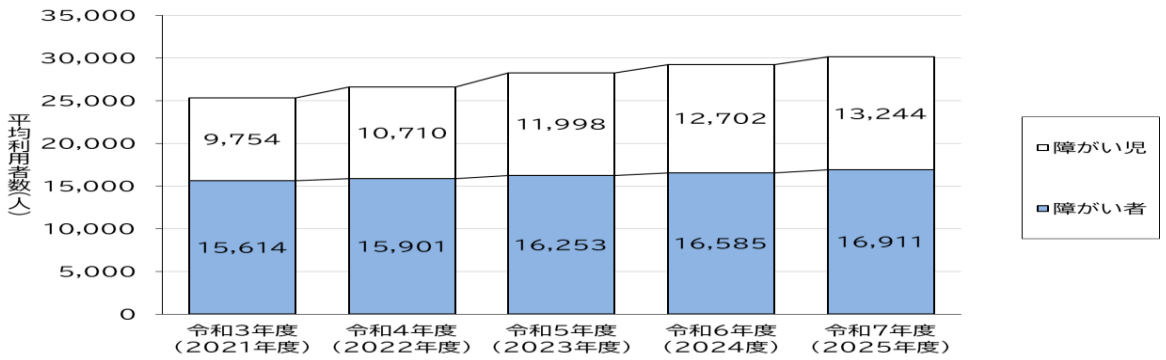
（各年度末現在、単位：人）	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）
1級	3,194	3,093	2,923	2,746	2,649
2級	13,278	13,964	14,753	15,173	16,215
3級	3,930	4,251	4,817	4,957	5,692
計	20,402	21,308	22,493	22,876	24,556



（２）障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の利用状況

県内の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の平均利用者は年々増加（前年度比約＋3.0%）しています。障がい児の平均利用者は、前年より 4.3%増加しており、この５年間で 35.7%増加しています。障がい者の平均利用者は、前年より 2.0%増加しており、この５年間で 8.3%増加しています。

（各年度末現在の平均、単位：人）	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024度）	令和7年度（2025年度）	
					人数	前年度比
障がい児	9,754	10,710	11,998	12,702	13,244	4.3%
障がい者	15,614	15,901	16,253	16,585	16,911	2.0%
計	25,368	26,611	28,251	29,287	30,155	3.0%



２　障がい当事者・家族団体からの意見聴取

（１）意見聴取の概要

計画の策定に当たって、熊本県内に住む障がい者等やその家族が日常生活や社会生活を送る上で、実際に困っていることや必要な支援等について把握し施策に反映させるため、障がい当事者・家族団体との意見交換を行いました。

（２）主な意見

項　目		主　な　意　見
①	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標及び活動指標	○医療的ケア児・者や重度障がい者が安心して生活できるよう受け入れ体制を整備してほしい。 ○障がい者同士の家族や老障介護など、多様な家族形態に対する一体的な支援体制の構築を進めてほしい。 ○入所施設においても、地域生活と同等の豊かな暮らしが営めるような支援を推進してほしい。
②	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の必要な量の見込み並びに確保方策	○移動支援や日常生活用具の給付などにおける、市町村間のサービスの格差をなくしてほしい。 ○親の緊急時等に確実に利用できるよう、短期入所の受け入れ枠を十分に確保してほしい。 ○就労継続支援事業所の工賃向上や、農福連携等を活用した多様な就労支援をお願いしたい。
③	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の従事者の確保及び資質の向上並びにサービスの質の向上	○訪問系ヘルパーやグループホームなど、福祉サービスを支える人材の確保と処遇改善を進めてほしい。 ○手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者介助者などの意思疎通支援者を計画的に養成してほしい。 ○多様な障がい特性や医療的ケアに適切に対応できる専門的な人材の育成をお願いしたい。 ○情報提供施設等への専門職の配置を充実してほしい。
④	その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等	○個別避難計画の作成推進や非常用電源の確保など、障がい特性に応じた災害時の支援をお願いしたい。 ○道路、公共施設等の物理的なバリアフリー化と、情報アクセシビリティの向上を進めてほしい。 ○重度心身障がい者医療費の現物給付化など、当事者や家族の負担軽減に向けた働きかけをお願いしたい。

3　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系

（１）障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の構成

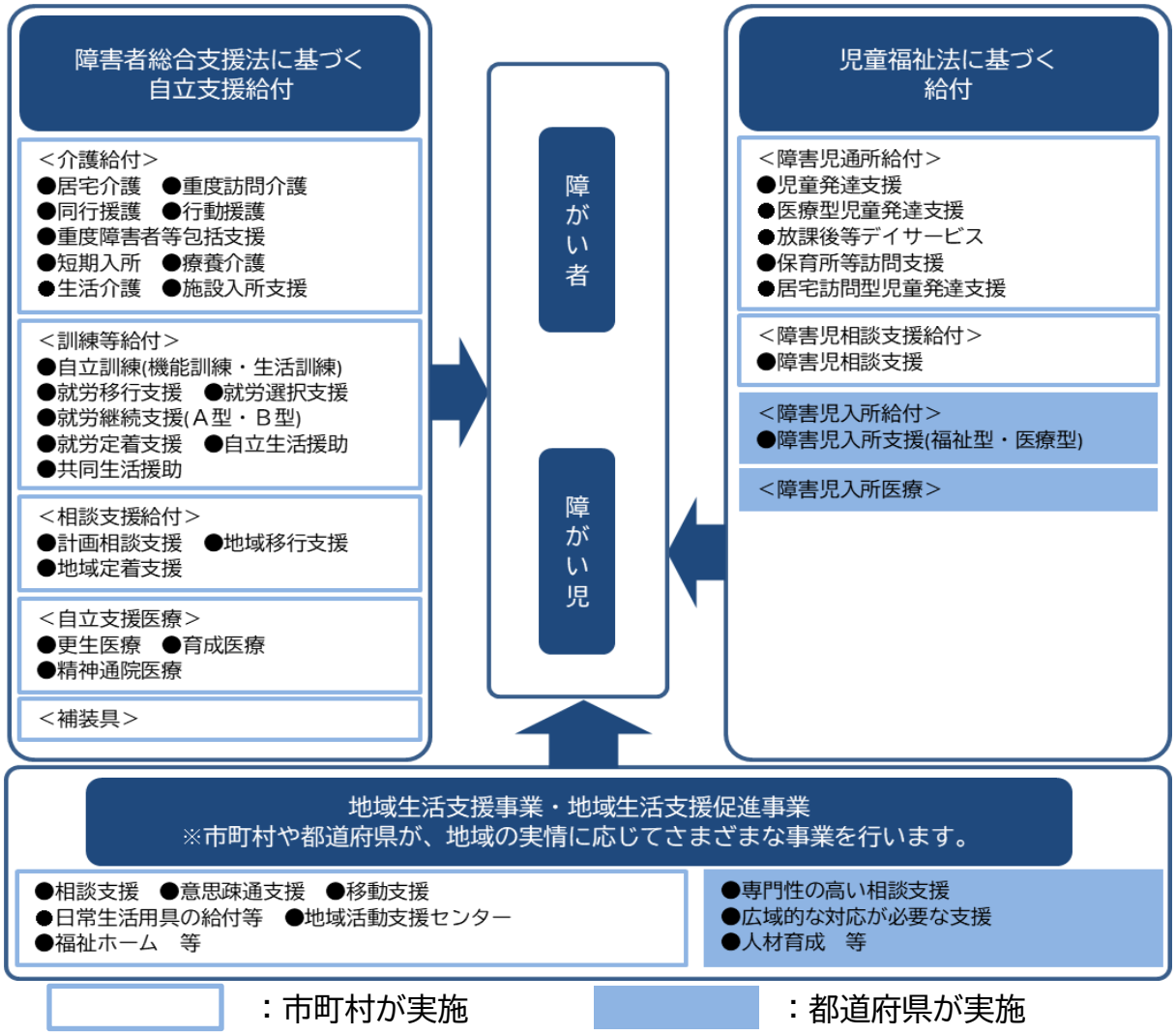
障害者総合支援法による総合的なサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されており、児童福祉法によるサービスは、「障害児通所給付・障害児相談支援給付」と「障害児入所給付・障害児入所医療」で構成されています。

障害者総合支援法及び児童福祉法により給付等の対象となる障がい者等

身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者等	障がい児

※難病患者等については、障害福祉サービス等の対象疾病（令和７年４月１日時点では 376 疾病）による障がいがある方が対象となります。

【障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系】



（２）障害福祉サービス等の種類と内容

分　類	サービスの種類	サービスの内容
訪問系	①居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排せつ、食事等の介助をします。
	②重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動を補助します。
	③同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援をします。
	④行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援等を行います。
	⑤重度障害者等包括支援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。
日中活動系	⑥生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作活動等の機会を提供します。
	⑦自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能向上のために必要な訓練を行います。
	⑧自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	⑨就労選択支援	就労移行支援または就労継続支援を利用する意向のある人などを対象に、自身の就労先や働き方について、本人の希望、就労能力や適性などに合ったよりよい選択ができるよう支援します。
	⑩就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
	⑪就労継続支援Ａ型	一般企業等で働くことが困難な人に、働く場の提供（事業者と雇用契約を結び働く）や、知識や能力向上のための訓練を行います。

	⑫就労継続支援Ｂ型	一般企業等で働くことが困難な人に、働く場の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
日中活動系	⑬就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するため、事業所等との連絡調整等の支援を行います。
	⑭療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	⑮短期入所（ショートステイ）	家で介護を行う人が病気等の場合、短期間、夜間を含め施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
居住系	⑯自立生活援助	地域での生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
	⑰共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。
	⑱施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等の支援を行います。
相談支援	⑲計画相談支援	地域における自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を行います。
	⑳地域移行支援	住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の必要な支援を行います。
	㉑地域定着支援	地域生活を営む利用者との常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等が起こった場合に適切な相談やその他の必要な支援を行います。
㉒都道府県地域生活支援事業		専門性の高い相談支援事業、市町村域を越えて広域的な支援が必要な事業、サービス提供者に対する研修事業等を実施します。
㉓都道府県地域生活支援促進事業		地域生活支援事業に加えて、政策的な課題に対応し、実施を促進すべき事業として、発達障害者支援体制整備事業や障害者虐待防止対策支援事業等を実施します。

（３）障害児通所支援等の種類と内容

分　類	サービスの種類	サービスの内容
障害児通所支援	①児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
	②放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進等の支援を行います。
	③保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
	④居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児入所支援	⑥障害児入所支援（福祉型、医療型）	施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の指導、知識技能の付与及び治療を行います。
障害児相談支援	⑦障害児相談支援	障害児通所支援を利用する前に利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

第　４　章

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標及び活動指標

１　福祉施設の入所者の地域生活への移行

２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

３　福祉施設から一般就労への移行等

４　障がい児支援の提供体制の整備等

５　地域生活支援の充実

６　相談支援体制の充実・強化等

７　障がい福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

８　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

９　発達障がい者等に対する支援

１０　高次脳機能障がい者に対する支援

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和１１年度（2029 年度）を目標年度とする成果目標を設定します。

併せて、成果目標を達成するために必要となる数値である活動指標を設定します。

１　福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行を進めるため、適切な意思決定支援を行いつつ、施設や地域生活支援拠点等の関係機関と連携して移行に向けた検討を進めます。

また、入所者の地域生活への移行に向けた目標達成を目指すため、グループホームやショートステイの整備を推進します。

なお、施設入所者の生活環境の向上を図る観点から、居室の個室化やユニット化を進めるとともに、強度行動障がいや医療的ケアが必要な方への専門的支援の充実や、緊急・災害時等における地域のセーフティネットとしての機能強化に努めます。

（１）成果目標

項　目		数　値	考え方
①	地域生活移行者数	１６１人以上	令和１１年度（2029 年度）末までに施設入所者数から地域移行した者の数（令和７年度末時点の施設入所者数の６％以上）
②	施設入所者の減少数	１３４人以上	令和１１年度（2029 年度）末における施設入所者の減少数（令和７年度末時点の施設入所者数の５％以上）

（２）活動指標

項　目		数　値（積算中）			考え方
		令和９年度（2027 年度）	令和１０年度（2028 年度）	令和１１年度（2029 年度）	
①	各障害福祉サービス利用者数				
	地域移行支援	人	人	人	各年度における各障害福祉サービス事業のひと月あたりの利用者数
	地域定着支援	人	人	人	
	共同生活援助	人	人	人	
	自立生活援助	人	人	人	
	生活訓練	人	人	人	
②	居室の個室化	%	%	%	施設数
③	意向確認件数	件	件	件	施設入所数

2　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉、住まい、就労等の適切な支援が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、関係機関や地域住民等と連携し、精神保健医療福祉体制の基盤整備や、偏見・差別のない社会の実現に向けた取組を推進します。

また、精神障がい者の地域移行や定着、精神病床からの退院を促進するため、退院後の地域生活日数の増加や長期入院患者の減少、心のサポーターの養成等に関する目標を設定し、地域生活支援の一層の充実を図ります。

なお、地域の支援体制を構築するにあたっては、医療計画に基づく医療サービス体制と緊密に連携するとともに、多様な障がい特性や複雑化・複合化する家族の課題等にも十分配慮し、地域の実情に応じた体制整備を進めます。

（１）成果目標

項　目		数　値（積算中）	考え方
①	地域における平均生活日数	日以上	令和１１年度（2029 年度）末における精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数
②	長期入院患者数（65 歳以上）	人	国の基本指針に掲げる式により算定した令和１１年度（2029 年度）末時点の精神病床における１年以上長期入院患者数
	長期入院患者数（65 歳未満）	人	
	長期入院患者数（75 歳以上）	人	
	長期入院患者数（40 歳以上の認知症である者）	人	
③	退院後３か月時点の再入院率	10.3%以下	令和１１年度（2029 年度）における精神病床退位後の各時点の再入院率
	退院後６か月時点の再入院率	17.4%以下	
	退院後１年時点の再入院率	25.7%以下	
④	心のサポーター数	人	令和１５年度（2034 年度）末までに県内の心のサポーター数が〇〇人となるよう令和１１年度（2029 年度）末時点の目標値を設定する
⑤	住民のこころの状態の把握	－	地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備の状況を評価及び検討する

（２）活動指標

項　目	数　値（積算中）			考え方
	令和 9 年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 9 年度（2029 年度）	
①　精神障がい者の各障害福祉サービス利用者数				
地域移行支援	人	人	人	各年度における精神障がい者の各障害福祉サービス事業のひと月あたりの利用者数
地域定着支援	人	人	人	
共同生活援助	人	人	人	
自立生活援助	人	人	人	
自立訓練（生活訓練）	人	人	人	
短期入所	人	人	人	
②　精神病床から退院後の行き先別の退院患者数				
在宅	人	人	人	各年度における精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数
施設（障がい・介護）	人	人	人	
その他（他院・自院の精神病床以外等）	人	人	人	
③　その他				
心のサポーター養成研修実施回数	回	回	回	一年間の実施回数
精神保健福祉相談員講習会等の実施回数	回	回	回	精神保健福祉に関する研修の実施

3　福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者の一般就労への移行及び職場定着を促進するため、就労移行支援や就労継続支援等の各事業の特性を踏まえ、一般就労への移行者数や就労定着率の向上に向けた取組を総合的に推進します。

また、本人の希望や適性に沿った就労を実現するため、「就労選択支援事業」の提供体制の確保と積極的な利用促進を図ります。

さらに、就労継続支援における工賃向上や農福連携の推進をはじめ、重度障がい者や学生への就職支援、一般就労中における就労系サービスの一時的利用など、個々の状況に応じた柔軟な支援体制を整備します。

加えて、障がい者の高齢化等に伴う多様なニーズに的確に対応し、適切なサービスへ円滑につなぐ体制の構築に努めます。

（１）成果目標

項　目		数　値	考え方
①	就労支援事業等から一般就労へ移行する者の数	417 人	福祉施設入所者のうち、就労支援事業等を通じて令和１１年度（2029 年度）中に一般就労へ移行する者の数（令和６年度実績の 1.31 倍以上）
	うち、就労移行支援事業から一般就労へ移行する者の数	160 人	就労移行支援事業から一般就労への移行者数（令和６年度実績の 1.14 倍以上）
	うち、就労継続支援Ａ型事業から一般就労へ移行する者の数	196 人	就労継続支援Ａ型事業から一般就労への移行者数（令和６年度実績の 1.52 倍以上）
	うち、就労継続支援Ｂ型事から一般就労へ移行する者の数	61 人	就労継続支援Ｂ型事業から一般就労への移行者数（令和６年度実績の 1.67 倍以上）
②	一般就労移行率が 50%以上の就労移行支援事業所の割合	50%以上	令和１１年度（2029 年度）における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が 50%以上の事業所の割合
③	就労定着支援事業の利用者数	217 人	令和１１年度（2029 年度）における就労定着支援事業の利用者数（令和６年度実績の 1.47 倍以上）
④	就労定着率が 70%以上の就労定着支援事業所の割合	25%以上	令和１１年度（2029 年度）における就労定着率が 70%以上の事業所の割合
⑤	圏域ごとに就労選択支援事業所を一事業所以上設置	11 個所	令和１１年度（2029 年度）末における就労選択支援事業所の設置個所（各圏域１個所以上）
⑥	就労選択支援事業の利用者数	人	令和１１年度（2029 年度）における就労定着支援事業の利用者数

（２）活動指標

項　目		数値 （積算中）	考え方
①	職業訓練の受講者数	人	令和１１年度（2029 年度）における福祉施設から一般就労への移行者のうち、職業訓練の受講者数
②	一般就労に向けた福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	人	令和１１年度（2029 年度）に福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者の数
③	職場定着に向けた福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	人	令和１１年度（2029 年度）に福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者の数
④	公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者数	人	令和１１年度（2029 年度）に公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者の数

※数値の算出方法：令和３年度（2021 年度）から令和７年度（2025 年度）までの、過去５年間の平均を基に算出しています。

4　障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指し、市町村において同センターが担う４つの中核的な支援機能が確保されるよう取り組みます。なお、センターが未設置の地域等においても、関係機関の連携により同等の機能が発揮できるよう、広域的な調整の観点から県としても市町村の体制整備を積極的に支援します。

また、障がい児の社会参加やインクルージョンを推進するため、保育所等における受入体制を踏まえつつ、児童発達支援センターや地域の通所支援事業所等が「保育所等訪問支援」を活用し、保育所等の育ちの場においてインクルージョンを推進する体制の充実を図ります。

さらに、地域全体でインクルージョンを推進していくため、市町村や圏域において、保育、子育て支援、教育等の各関係機関が緊密に連携を図るための協議の場を設置し、包括的な支援体制を構築します。

【児童発達支援センター等に求められる機能】

①　幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

②　地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション

③　地域のインクルージョン推進の中核としての機能

④　地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能

（１）成果目標

項　目		数　値（積算中）	考え方
①	４つの中核機能を有する事業所の設置数（児童発達支援センター等）	市町村又は圏域ごとに1箇所	令和１１年度（2029 年度）末までに、4 つの中核機能（発達・家族支援、事業所への指導・助言、インクルージョン推進、相談窓口）を有する事業所を設置した市町村数
②	保育・教育等の関係機関が連携する「協議の場」の設置市町村数	市町村又は圏域で年1回以上	令和１１年度（2029 年度）末までに、保育、子育て支援、教育、就労支援等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置した市町村の数
③	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置市町村数	市町村又は圏域で年1回以上	令和１１年度（2029 年度）末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を設置した市町村の数
④	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置市町村数	市町村又は圏域ごとに1箇所	令和１１年度（2029 年度）末までに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を設置した市町村の数
⑤	医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置市町村数	市町村又は圏域で年１回以上	令和１１年度（2029 年度）末までに、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場を設置した市町村の数
⑥	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	人	令和１１年度（2029 年度）末までの、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数
⑦	「のぞまないセルフプラン」の解消に向けた支援提供体制の構築	０件	令和１１年度（2029 年度）末時点の受給者数のうち、のぞまないセルフプラン（セルフプランのうち、保護者等がセルフプランの提出を希望する場合を除く）提出件数
⑧	広域的支援人材又は中核的人材の修了者数	人	令和 11 年度末までに、県及び熊本市において、強度行動障害の状態にある児童の状況や支援ニーズを的確に把握し、地域の関係機関が連携して対応できる支援体制の整備

5　地域生活支援の充実

障がい者の地域生活への移行支援及び生活支援を充実させるため、各市町村が整備する地域生活支援拠点等（複数市町村による共同整備を含む）が、全ての日常生活圏域を支援の対象とする体制を確保します。

また、効果的な支援ネットワークや緊急時の連絡体制を構築する観点から、同拠点等に「拠点コーディネーター」、拠点関係事業所等に連携担当者を配置するとともに、拠点等の各機能が果たされているかの状況を確認し、更なる機能充実につなげるため、支援実績等に基づく運用状況について、（自立支援）協議会を活用した定期的な検証・検討の実施を推進します。

【地域生活支援拠点等に求められる機能】

①　相談支援

②　緊急時の受入れ・対応

③　体験の機会・場

④　専門的人材の確保・養成等

（１）成果目標

項　目		数　値（積算中）	考え方
①	コーディネーターを配置した地域生活支援拠点等の割合	100%	令和１１年度（2029 年度）末時点で県内に整備された地域生活支援拠点等のうち、コーディネーターが配置されている拠点等の割合
②	地域生活支援拠点等構成事業所に連携担当者を配置した地域生活支援拠点等の割合	100%	Ｒ１１年度（2029 年度）末時点で拠点等を構成する全事業所に連携担当者を配置した地域生活支援拠点等の割合
③	検証及び検討の実施回数	市町村又は圏域で年１回以上	令和１１年度（2029 年度）末までに地域生活支援拠点等の運用状況を検証及び検討した回数
④	広域的支援人材又は中核的人材の修了者数	人	令和 11 年度末までに、県及び熊本市において、強度行動障がいの状態にある者の状況や支援ニーズを的確に把握し、地域の関係機関が連携して対応できる支援体制の整備

6　相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、各市町村又は圏域において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備を進め、これらを相互に連携させた体制を構築します。

また、基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所への人材育成等を通じて相談支援体制を強化するとともに、基幹相談支援センターと市町村が協働して協議会の事務局機能を担い、個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備を図ります。

併せて、障がいの種別や程度、福祉サービスの利用状況、障がい者等や家族が抱える課題等を踏まえて、きめ細かな相談支援が提供できるよう、協議会の場も活用しながら、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所、一般相談支援事業所、市町村障害者相談支援事業の受託事業所及び基幹相談支援センターの役割の整理や連携を進め、地域全体で障がい者等に対する重層的な相談支援体制を整備します。

さらに、県及び市町村においてセルフプランに関する現状分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成や上記の相談支援体制の整備に係る取組等を通じて、県内における「のぞまないセルフプラン」の件数をゼロにすることを目標とします。

これらの取組を実効的なものとするため、県とアドバイザー（相談支援体制整備等に関する助言・調整を行う者）の協働により、市町村や基幹相談支援センター等に対する助言、市町村間の広域調整、研修の実施など、官民協働による伴走的な市町村支援を行います。

（１）成果目標

項　目		数　値（積算中）	考え方
①	基幹相談支援センターの設置市町村数	市町村又は圏域ごとに１箇所	令和１１年度（2029 年度）末までに基幹相談支援センターを設置した市町村の数
②	「のぞまないセルフプラン」の件数	０件	令和１１年度（2029 年度）末時点の受給者数のうち、のぞまないセルフプラン（セルフプランのうち、障がい者等がセルフプランの提出を希望する場合を除く）提出件数

（２）活動指標

項　目		数　値（一部積算中）	考え方
①	アドバイザーの配置人数	人	令和１１年度（2029 年度）における基幹相談支援センターの設置及び機能充実に関し、専門的かつ実践的な助言等を行うアドバイザーの配置人数
②	市町村に対して実施する相談支援体制に関する研修等の開催回数	１回	令和１１年度（2029 年度）における一年間の実施回数

7　障がい福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

障がい福祉人材の確保・定着を図るため、市町村と緊密に連携し、地域のニーズを踏まえながら、相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等の専門人材の計画的な養成に向けた研修を実施します。

その際、質の高い研修が行われるよう、研修の実施状況や実施体制等について、自立支援協議会研修企画部会において協議を行うとともに、研修と地域や事業所で行われるＯＪＴを連動させ、県内各地で計画的かつ効果的な人材育成が行われるよう「人材育成ビジョン」の策定及び普及に取り組みます。

また、障害福祉サービス等の提供における適切な意思決定支援を推進するため、事業者等に対するガイドラインの普及啓発に取り組みます。あわせて、障がい当事者の企画への参画や研修講師としての登用等も図りながら、同ガイドラインを活用した実践的な研修を実施します。

さらに、当事者視点に立ったケアの充実と生産性向上の取組を推進するため、人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置します。加えて、関係者の連携を図る協議会を新たに設置して同窓口との緊密な連携を図り、生産性向上を通じた職場環境の改善や事業者の経営改善支援に総合的に取り組みます。

（１）成果目標

項　目		数　値（積算中）	考え方
①	相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数	回	令和１１年度（2029 年度）における一年間の実施回数
②	人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置	個所	令和１１年度（2029 年度）末までに熊本県及び熊本市におけるワンストップ窓口の設置数
③	ワンストップ窓口との連携を図る協議会の設置	回	令和１１年度（2029 年度）における一年間の実施回数

（２）活動指標

①	ワンストップ窓口を利用した事業所数	%	障害福祉人材の確保･定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数
②	福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合	%	福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合

8　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

障がい福祉サービス等が多様化し、多くの事業者が参入する中、障害者総合支援法の基本理念を念頭に、利用者が真に必要とするサービスを提供することが重要です。そのため、県及び市町村において利用状況を的確に把握して支援体制の検証を行うとともに、システムの活用等を通じて請求の過誤防止や適正な事業所運営の確保を進めます。

また、利用者のニーズに応じた良質なサービスの選択や、事業者が提供するサービスの質の向上に資するよう、「障害福祉サービス等情報公表制度」を活用し、管内全ての事業所の情報が適切に公表され、常に最新の情報に更新されるよう徹底を図ります。

（１）成果目標

項　目		数　値	考え方
①	**障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度１回）を100%とする**	１００%	令和１１年度（2029 年度）における公表率

（２）活動指標

項　目		数　値（積算中）	考え方
①	**計画的な人材養成の推進**	**人**	相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）修了者数
		年１回	相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数
		人	相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の修了者数
②	**指導監査結果の関係市町村との共有回数**	**随時**	県実施の指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の実施結果を関係自治体と共有する回数

※①の算出方法：令和３年度（2023 年度）から令和７年度（2025 年度）までの、過去５年間の実績を基に算出しています。

9　発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等が可能な限り身近な場所で必要な支援を受けられるよう、県内３か所に設置している発達障がい者支援センターや発達障がい者地域支援マネジャーを通じて、市町村等での対応が困難な事例（強度行動障がいやひきこもり等）に対する助言等を行い、相談支援体制の充実を図ります。

活動指標

項　目		数　値（積算中）			考え方
		令和 9 年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）	
①	発達障がい者支援地域協議会の開催回数	回	回	回	発達障がい者支援地域協議会の年間の開催回数
②	発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーによる支援				
	センターによる相談支援件数	件	件	件	センターによる相談支援を必要とする相談件数
	センター及びマネジャーの関係機関への助言件数	件	件	件	センター及びマネジャーの助言を必要とする数
	センター及びマネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	件	件	件	個々の発達障がいの特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数
③	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の開催回数				
	ペアレントトレーニング	回	回	回	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の開催回数
	ペアレントプログラム	回	回	回	
④	ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動の実施回数	回	回	回	各年度におけるピアサポートの活動の実施回数

※数値の算出方法：①、②は令和５年度（2023 年度）から令和７年度（2025 度）までの３年間の実績の平均値です。ただし、③、④は各市町村が設定した数値の積み上げです。

１０　高次脳機能障がい者に対する支援

高次脳機能障がい者が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、「高次脳機能障害者支援センター」の設置やコーディネーターの配置、専門的な医療機関の確保を進めます。

また、「高次脳機能障害者支援地域協議会」を設置し、関係機関との連携による地域のニーズ把握や、実情に応じた支援体制の整備に向けた協議を推進します。

さらに、ピアサポート等の当事者間の支え合いを支援するとともに、本人の意思決定に配慮し、医療・福祉・労働等の各分野が連携した切れ目のない包括的な支援体制を構築します。

活動指標

項　目		数　値（積算中）			考え方
		令和 9 年度（2027 年度）	令和 10 年度（2028 年度）	令和 11 年度（2029 年度）	
①	高次脳機能障がい者支援センターの設置箇所数	数	数	数	令和１１年度（2029 年度）末迄における設置数
②	高次脳機能障がい者支援地域協議会の開催回数	回	回	回	令和１１年度（2029 年度）末迄の開催数
③	高次脳機能障がい者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数	人	人	人	令和１１年度（2029 年度）末迄におけるコーディネーターの配置人数
④	高次脳機能障がい者支援センターにおける相談支援	件	件	件	令和１１年度（2029 年度）末迄における相談件数
⑤	高次脳機能障がい者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発	回	回	回	令和１１年度（2029 年度）末迄における研修等の回数

第　5　章

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の必要な量の見込み並びに確保方策

1　障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

2　障害児通所支援等の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

1　障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

令和１１年度（2029 年度）までの各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要なサービス量の見込みは、障がい者のニーズや現在の利用者数、今後の地域移行者数（精神病床における長期入院患者の地域移行者数を含む）、地域の情勢等を総合的に勘案して定める市町村障害福祉計画における数値を区域ごとに集計したものを基本とし、県全域の必要量を見込むとともに、併せて、障害福祉サービス等の見込量の確保のための方策についても定めます。

また、指定障害福祉サービス等の見通し及び整備については、圏域単位を標準として、それぞれのサービス種類ごとに計画に定める年次ごとのサービスの必要量を提供できるだけの事業所整備を目指します。

本県においては、障害者総合支援法第 36 条第 5 項に基づき、特定障害福祉サービス（令和９年（2027 年）４月時点においては、生活介護、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）については、当該サービスの量が、本計画に定める必要量を超えない範囲において事業所等の指定を行う（以下「総量規制」という。）こととしています。

なお、障害者総合支援法施行規則第 34 条の 20 に規定される特定障害福祉サービスのうち、共同生活援助については、福祉施設の入所者の地域生活への移行を推進するため、令和 11 年度（2029 年度）までの間は総量規制の対象としないこととします。

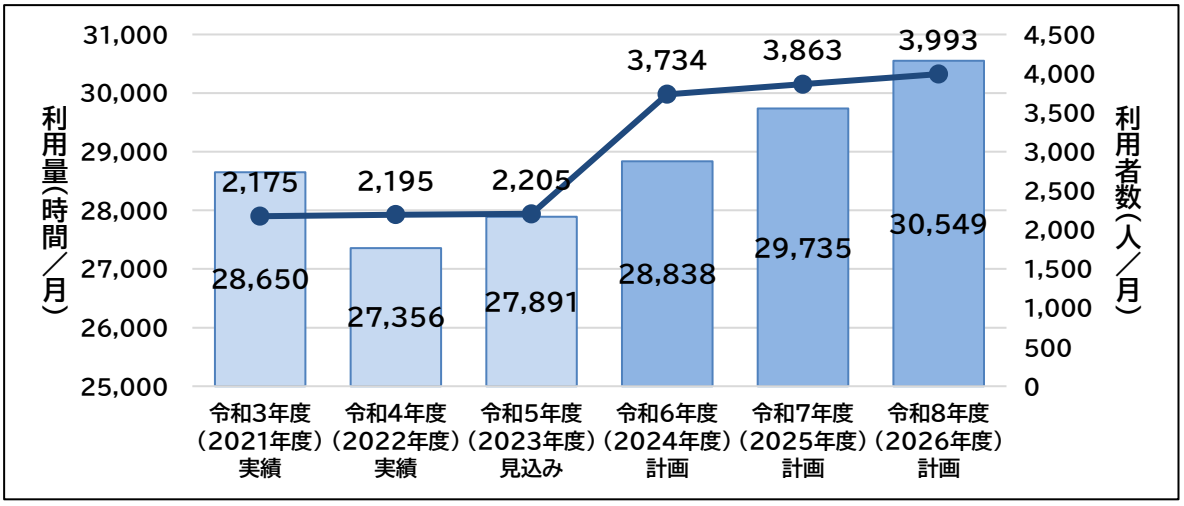
※見込量については調査中のため現行計画を掲載しています。

＜訪問系サービス＞

（１） 令和１１年度（2029 年度）までの各年度における必要な量の見込み

① 居宅介護

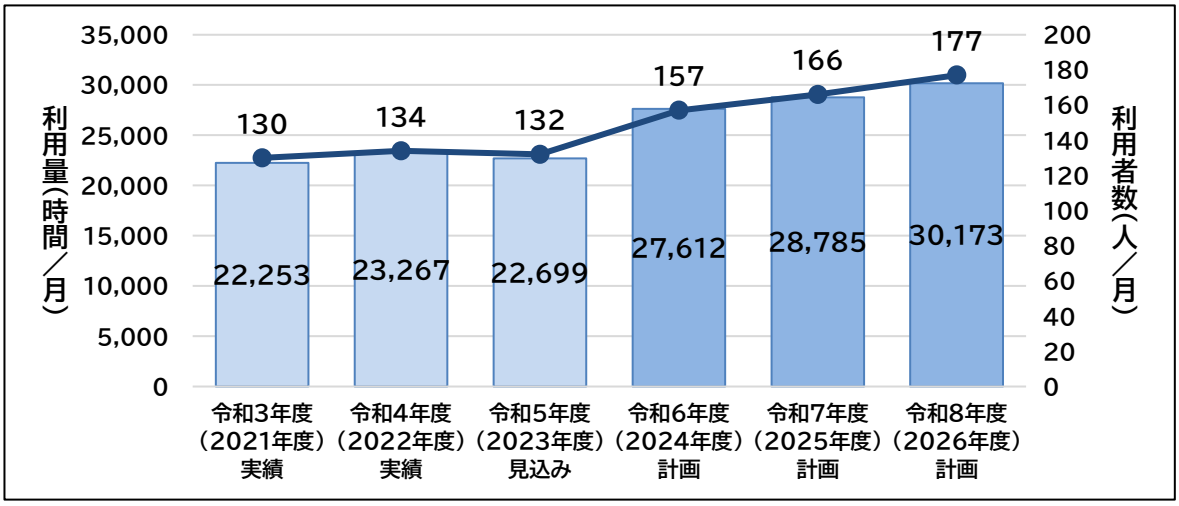
圏域	令和６年度（２０２４年度）		令和７年度（２０２５年度）		令和８年度（２０２６年度）	
	利用量（時間/月）	利用者数（人/月）	利用量（時間/月）	利用者数（人/月）	利用量（時間/月）	利用者数（人/月）
熊本・上益城	11,934	1,029	12,400	1,071	12,877	1,114
宇　城	2,259	180	2,311	185	2,379	191
有　明	2,797	1,689	2,840	1,760	2,883	1,831
鹿　本	1,429	106	1,457	108	1,485	110
菊　池	4,146	236	4,317	233	4,397	230
阿　蘇	812	83	844	87	876	91
八　代	890	86	900	87	910	88
芦　北	847	59	889	62	931	65
球　磨	2,189	141	2,219	143	2,229	144
天　草	1,535	125	1,559	127	1,583	129
県全域	**28,838**	**3,734**	**29,735**	**3,863**	**30,549**	**3,993**



近年の居宅介護の利用者数は少しずつ増加しています。今後の地域移行者の増加等を踏まえ、令和８年度（2026 年度）は、令和４年度（2022 年度）実績から約 82%増加する見込みです。

② 重度訪問介護

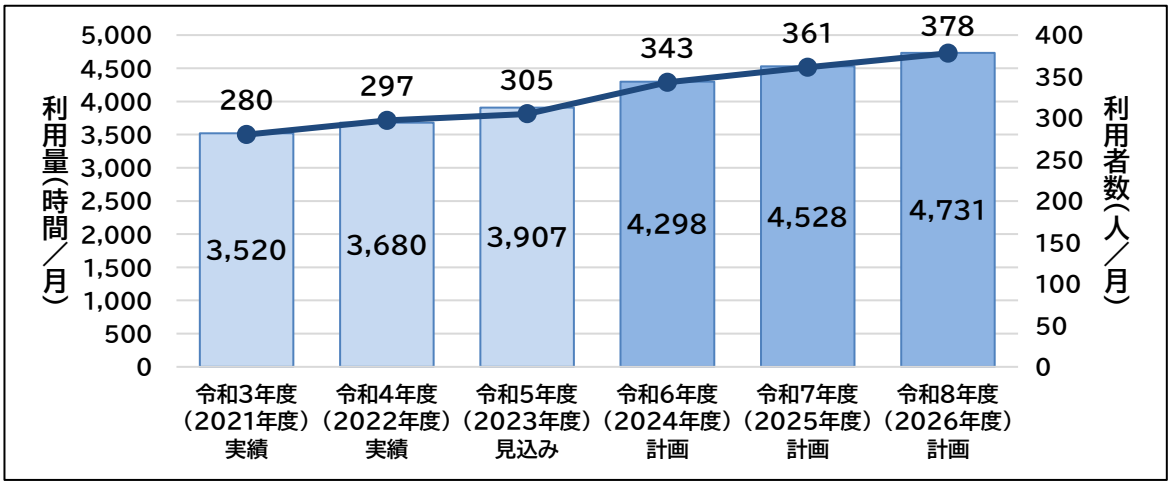
圏域	令和６年度（２０２４年度）		令和７年度（２０２５年度）		令和８年度（２０２６年度）	
	利用量（時間/月）	利用者数（人/月）	利用量（時間/月）	利用者数（人/月）	利用量（時間/月）	利用者数（人/月）
熊本・上益城	14,969	89	15,725	94	16,457	99
宇　城	740	8	740	8	814	9
有　明	940	8	940	8	940	8
鹿　本	569	13	613	14	657	15
菊　池	5,546	12	5,546	12	5,546	12
阿　蘇	206	5	206	5	206	5
八　代	77	2	77	2	77	2
芦　北	1,926	5	1,926	5	1,926	5
球　磨	370	3	385	4	385	4
天　草	2,269	12	2,627	14	3,165	18
県全域	**27,612**	**157**	**28,785**	**166**	**30,173**	**177**



近年の重度訪問介護の利用者数はほぼ横ばいで推移していましたが、在宅で生活する重度障害者の増加に伴い今後も増加が見込まれることから、令和８年度（2026 年度）は、令和４年度（2022 年度）実績から約 32%増加する見込みです。

③　同行援護

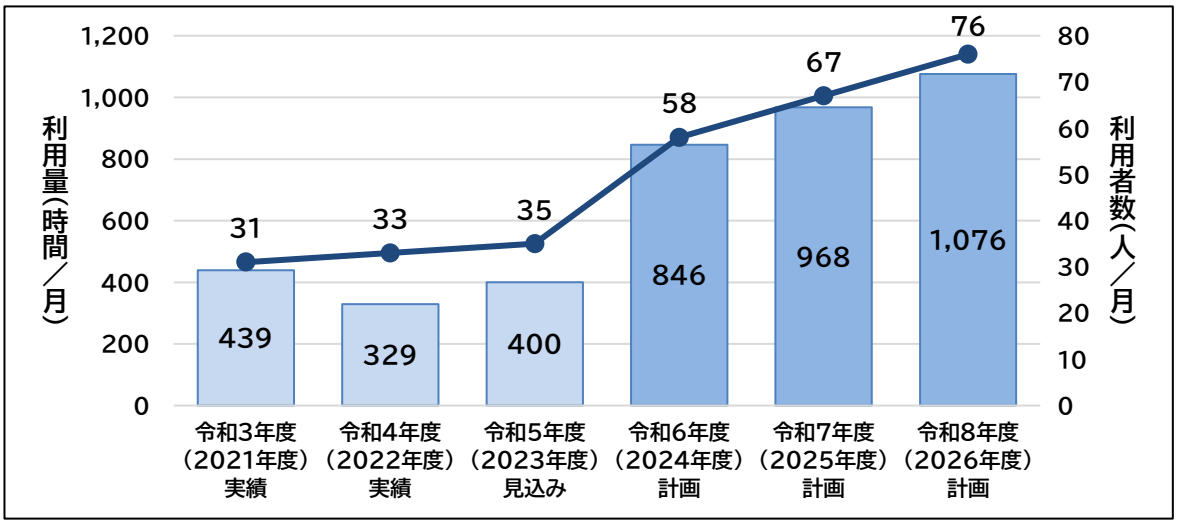
圏域	令和６年度（２０２４年度）		令和７年度（２０２５年度）		令和８年度（２０２６年度）	
	利用量（時間/月）	利用者数（人/月）	利用量（時間/月）	利用者数（人/月）	利用量（時間/月）	利用者数（人/月）
熊本・上益城	2,552	176	2,683	186	2,802	195
宇　城	132	14	141	15	160	17
有　明	882	44	929	46	981	49
鹿　本	65	12	71	13	77	14
菊　池	210	24	210	24	210	24
阿　蘇	109	11	120	12	120	12
八　代	122	25	122	25	122	25
芦　北	28	4	28	4	28	4
球　磨	48	8	68	10	68	10
天　草	150	25	156	26	163	28
県全域	**4,298**	**343**	**4,528**	**361**	**4,731**	**378**



近年の同行援護の利用者数は少しずつ増加しています。視覚障がい者の地域生活が一層進むことが見込まれることから、令和８年度（2026 年度）は、令和４年度（2022 年度）実績から約 27%増加する見込みです。

④　行動援護

圏域	令和６年度（２０２４年度）		令和７年度（２０２５年度）		令和８年度（２０２６年度）	
	利用量（時間/月）	利用者数（人/月）	利用量（時間/月）	利用者数（人/月）	利用量（時間/月）	利用者数（人/月）
熊本・上益城	173	17	210	21	247	25
宇　城	1	1	11	2	11	2
有　明	99	9	99	9	109	10
鹿　本	49	5	49	5	49	5
菊　池	315	17	375	20	435	23
阿　蘇	18	2	18	2	18	2
八　代	9	3	9	3	9	3
芦　北	2	1	2	1	2	1
球　磨	160	2	175	3	175	3
天　草	20	1	20	1	21	2
県全域	**846**	**58**	**968**	**67**	**1,076**	**76**



近年の行動援護の利用者数は増加傾向にあります。強度行動障害を伴う障がい者が増加していることもあり、令和８年度（2026 年度）は、令和４年度（2022 年度）実績から約 2.3 倍増加する見込みです。

⑤　重度障害者等包括支援

圏域	令和６年度（２０２４年度）		令和７年度（２０２５年度）		令和８年度（２０２６年度）	
	利用量（時間/月）	利用者数（人/月）	利用量（時間/月）	利用者数（人/月）	利用量（時間/月）	利用者数（人/月）
熊本・上益城	33	2	33	2	33	2
宇　城	10	1	10	1	10	1
有　明	0	0	0	0	0	0
鹿　本	100	1	100	1	100	1
菊　池	105	1	105	1	105	1
阿　蘇	0	0	0	0	0	0
八　代	240	1	240	1	240	1
芦　北	0	0	0	0	0	0
球　磨	0	0	15	1	15	1
天　草	0	0	0	0	301	2
県全域	**488**	**6**	**503**	**7**	**804**	**9**

近年の重度障害者等包括支援の利用実績はありませんが、常時介護を要する障がい者等にとって不可欠なサービスであることから、令和８年度（2026 年度）までに圏域ごとの利用者数を見込みます。

（２）必要な見込量の確保のための方策

事業所の開設を希望する事業者が、障害福祉サービス等に関する法制度や事業所指定の手続に関する情報を効率的かつ迅速に収集できるよう、熊本県ホームページに掲載する情報を一層充実することで、指定申請に資する取組を行います。

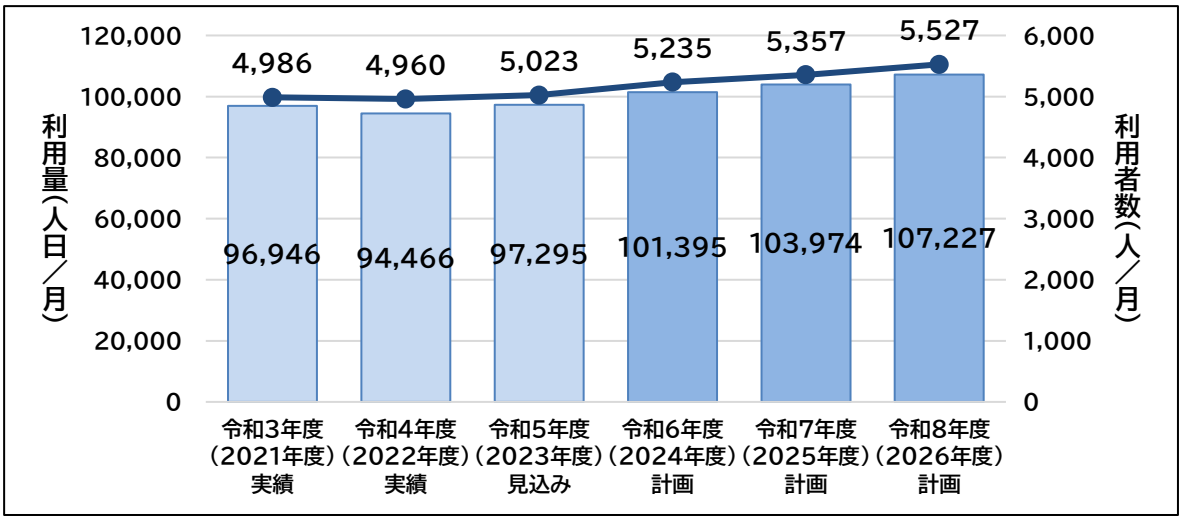
また、障がい者等が、自宅において介護等の日常生活上の支援や外出時の介助等の必要な支援を受けつつ、自立した生活を送ることができるよう、市町村と連携して、必要とする在宅サービスの提供体制の整備を推進します。

＜日中活動系サービス＞

（１）令和１１年度（2029 年度）までの各年度における必要な量の見込み

⑥　生活介護

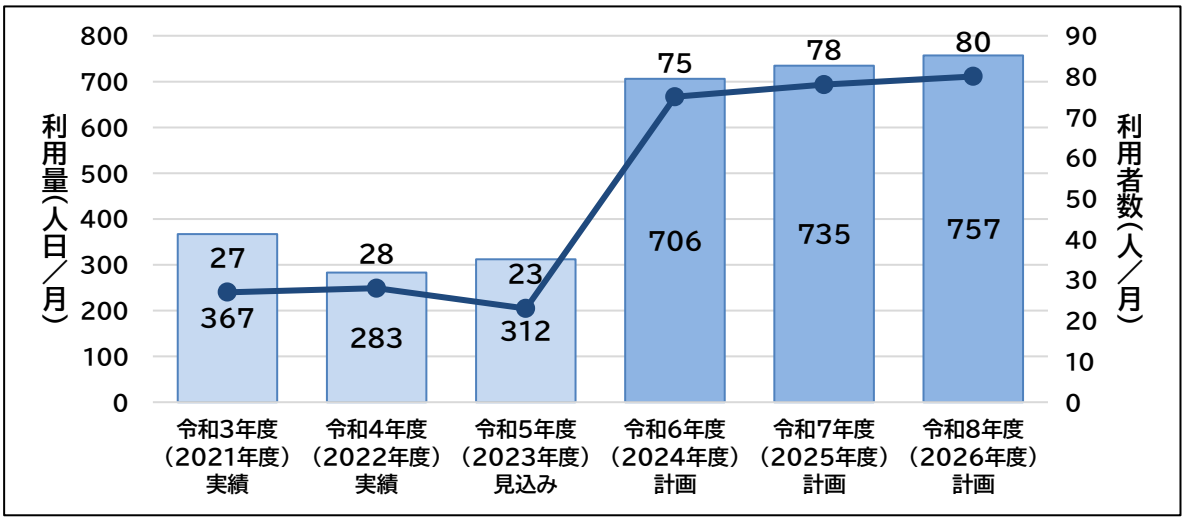
圏域	令和６年度（２０２４年度）		令和７年度（２０２５年度）		令和８年度（２０２６年度）	
	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）
熊本・上益城	34,610	1,778	35,271	1,812	36,131	1,856
宇　城	6,272	336	6,397	345	6,663	363
有　明	11,158	550	11,598	572	12,036	594
鹿　本	4,144	225	4,239	230	4,429	240
菊　池	9,262	471	9,632	490	10,042	511
阿　蘇	4,865	253	5,308	260	5,492	269
八　代	7,848	432	8,048	443	8,248	454
芦　北	4,377	221	4,474	226	4,552	230
球　磨	5,673	307	5,775	315	5,896	324
天　草	13,186	662	13,232	664	13,738	686
県全域	**101,395**	**5,235**	**103,974**	**5,357**	**107,227**	**5,527**



生活介護の利用者数は令和４年度(2022 年度)に前年度比で約 0.6%減少しました。しかし、障害の重度化・高齢化の進行、特別支援学校卒業生の進路先確保のため、今後は増加が見込まれており、令和８年度（2026 年度）には、令和４年度（2022 年度）実績から約 11%増加する見込みです。

⑦　自立訓練（機能訓練）

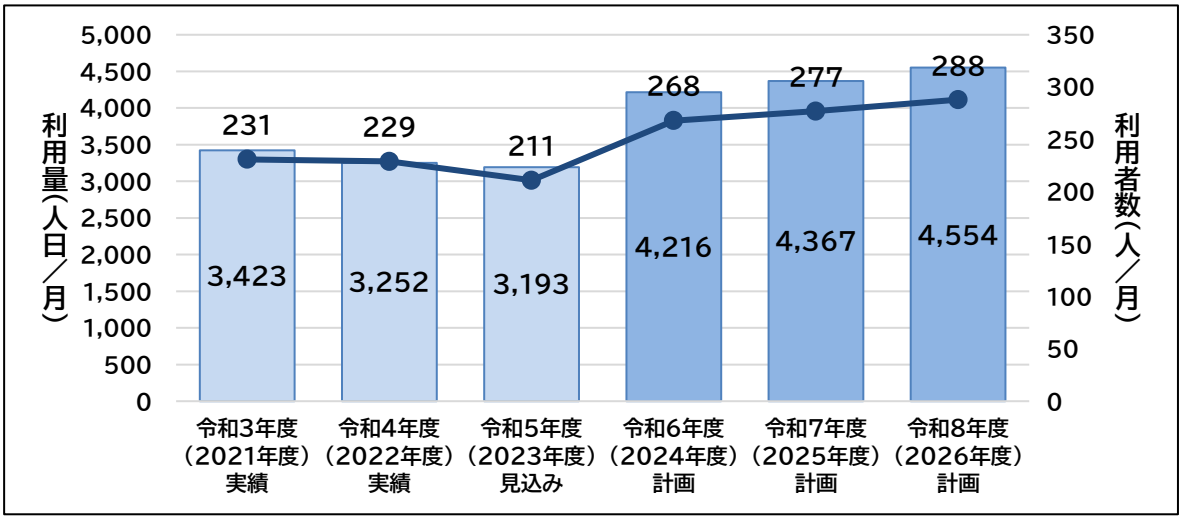
圏域	令和６年度（２０２４年度）		令和７年度（２０２５年度）		令和８年度（２０２６年度）	
	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）
熊本・上益城	337	24	337	24	337	24
宇　城	43	4	65	6	87	8
有　明	72	5	79	6	79	6
鹿　本	7	1	7	1	7	1
菊　池	53	28	53	28	53	28
阿　蘇	30	2	30	2	30	2
八　代	39	3	39	3	39	3
芦　北	57	3	57	3	57	3
球　磨	24	2	24	2	24	2
天　草	44	3	44	3	44	3
県全域	**706**	**75**	**735**	**78**	**757**	**80**



自立訓練（機能訓練）の利用者数は、今後増加することが見込まれており、令和８年度（2026 年度）には、令和４年度（2022 年度）実績から 2.8 倍以上増加すると見込んでいます。

⑧　自立訓練（生活訓練）

圏域	令和６年度（２０２４年度）		令和７年度（２０２５年度）		令和８年度（２０２６年度）	
	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）
熊本・上益城	1,673	110	1,667	110	1,667	110
宇　城	319	21	409	27	529	35
有　明	343	15	366	16	389	17
鹿　本	166	15	179	16	192	17
菊　池	372	23	380	23	388	23
阿　蘇	144	9	144	9	144	9
八　代	334	22	334	22	334	22
芦　北	117	6	117	6	117	6
球　磨	99	6	99	6	99	6
天　草	649	41	672	42	695	43
県全域	**4,216**	**268**	**4,367**	**277**	**4,554**	**288**



自立訓練（生活訓練）の標準利用期間は原則２年間で、利用者の入れ替わりが多いため、利用者数に増減がみられますが、今後は利用者数の増加が見込まれており、令和８年度（2026 年度）には、令和４年度（2022 年度）実績から約 26%増加する見込みです。

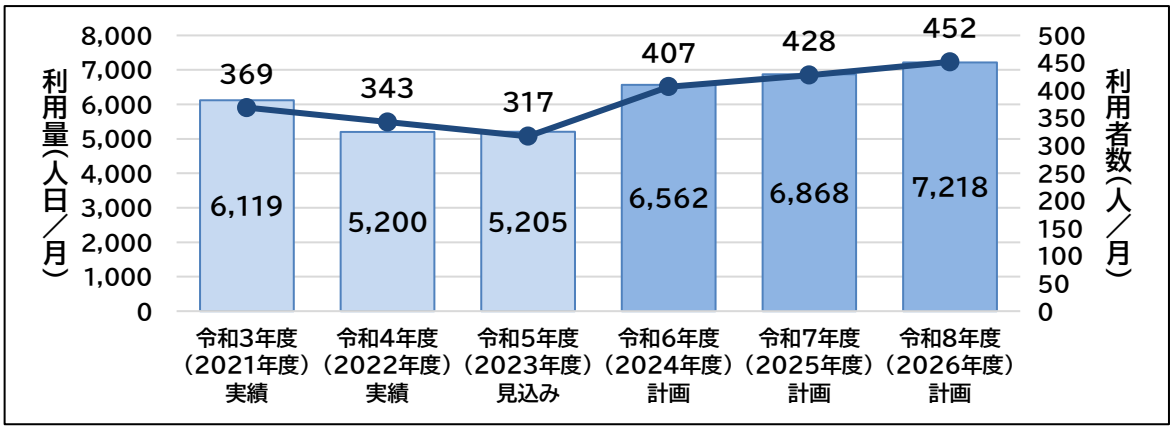
⑨　就労選択支援

圏域	令和６年度（２０２４年度）利用者数（人/月）	令和７年度（２０２５年度）利用者数（人/月）	令和８年度（２０２６年度）利用者数（人/月）
熊本・上益城		30	54
宇　城		7	9
有　明		24	24
鹿　本		0	0
菊　池		38	50
阿　蘇		3	3
八　代		5	5
芦　北		2	2
球　磨		3	5
天　草		26	53
県全域		**138**	**205**

就労選択支援は、令和７年度（2025 年度）から開始される新たなサービスで、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものです。令和８年度（2026 年度）までに、圏域ごとの就労系障害福祉サービスの利用希望者数を見込みます。

⑩　就労移行支援

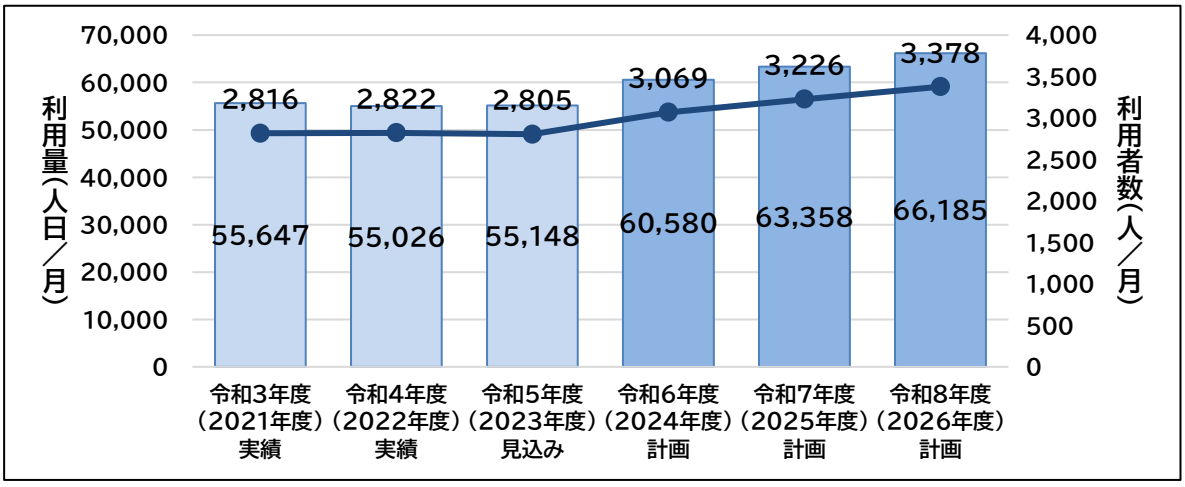
圏域	令和６年度（２０２４年度）		令和７年度（２０２５年度）		令和８年度（２０２６年度）	
	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）
熊本・上益城	3,294	190	3,345	193	3,385	195
宇　城	227	20	254	21	292	23
有　明	553	35	600	38	648	41
鹿　本	224	12	224	12	224	12
菊　池	878	63	959	68	1,049	74
阿　蘇	303	21	319	23	329	24
八　代	287	16	287	16	287	16
芦　北	42	2	42	2	42	2
球　磨	354	25	415	31	496	39
天　草	400	23	423	24	466	26
県全域	**6,562**	**407**	**6,868**	**428**	**7,218**	**452**



就労移行支援の利用者数は、令和４年度（2022 年度）に前年度比で約 7.1%減少しましたが、一般就労に向けて欠かせないサービスであることから、令和８年度（2026 年度）には、令和４年度（2022 年度）実績から約 32%増加する見込みです。

⑪　就労継続支援Ａ型

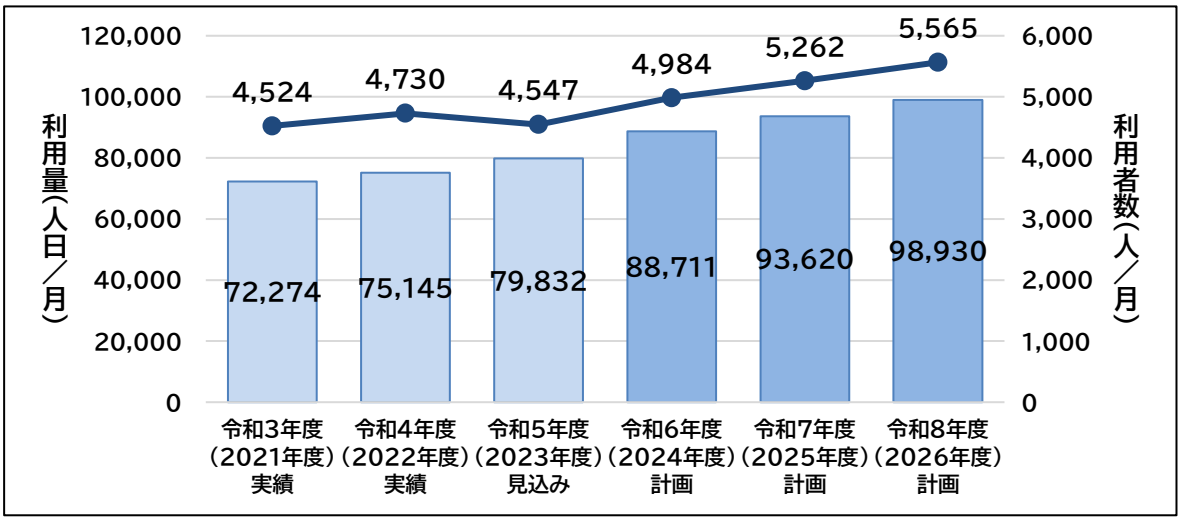
圏域	令和６年度（２０２４年度）		令和７年度（２０２５年度）		令和８年度（２０２６年度）	
	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）
熊本・上益城	22,087	1,139	22,575	1,167	23,063	1,195
宇　城	5,560	286	5,737	304	5,913	314
有　明	8,091	404	8,685	433	9,287	463
鹿　本	2,477	130	2,857	150	3,237	170
菊　池	6,313	330	6,761	358	7,246	388
阿　蘇	1,453	76	1,515	79	1,577	82
八　代	5,268	242	5,527	254	5,792	266
芦　北	1,754	84	1,899	91	2,044	98
球　磨	4,532	236	4,711	246	4,889	256
天　草	3,045	142	3,091	144	3,137	146
県全域	**60,580**	**3,069**	**63,358**	**3,226**	**66,185**	**3,378**



就労継続支援Ａ型の利用者数は、ほぼ横ばいで推移していますが、日中活動の重要なサービスであることから今後は増加が見込まれ、令和８年度（2026 年度）には、令和４年度（2022 年度）実績から約 20%増加する見込みです。

⑫　就労継続支援Ｂ型

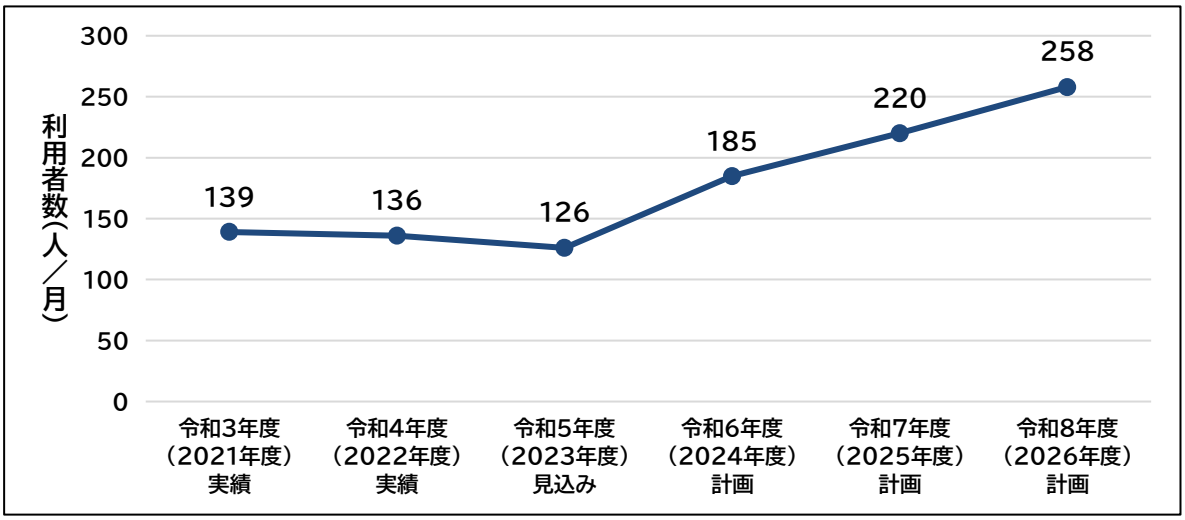
圏域	令和６年度（２０２４年度）		令和７年度（２０２５年度）		令和８年度（２０２６年度）	
	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）
熊本・上益城	31,690	1,885	33,182	1,972	34,692	2,060
宇　城	6,385	364	6,688	385	7,258	423
有　明	6,510	362	6,904	383	7,302	405
鹿　本	3,201	170	3,581	190	4,151	220
菊　池	8,453	476	9,299	524	10,164	573
阿　蘇	3,794	213	4,039	227	4,307	242
八　代	7,525	419	7,774	433	8,024	447
芦　北	4,382	240	4,469	245	4,574	251
球　磨	6,519	351	6,816	367	6,974	376
天　草	10,252	504	10,868	536	11,484	568
県全域	**88,711**	**4,984**	**93,620**	**5,262**	**98,930**	**5,565**



就労継続支援Ｂ型の利用者数は、令和５年度（2023 年度）に前年度比で約 3.9%減少する見込みですが、今後は利用者数の増加が見込まれており、令和８年度（2026 年度）には、令和４年度（2022 年度）実績から約 18%増加する見込みです。

⑬　就労定着支援

圏域	令和６年度（２０２４年度） 利用者数（人/月）	令和７年度（２０２５年度） 利用者数（人/月）	令和８年度（２０２６年度） 利用者数（人/月）
熊本・上益城	98	114	129
宇　城	10	13	18
有　明	17	18	20
鹿　本	4	5	6
菊　池	29	38	49
阿　蘇	6	6	7
八　代	6	7	7
芦　北	2	2	2
球　磨	3	3	3
天　草	10	14	17
県全域	**185**	**220**	**258**

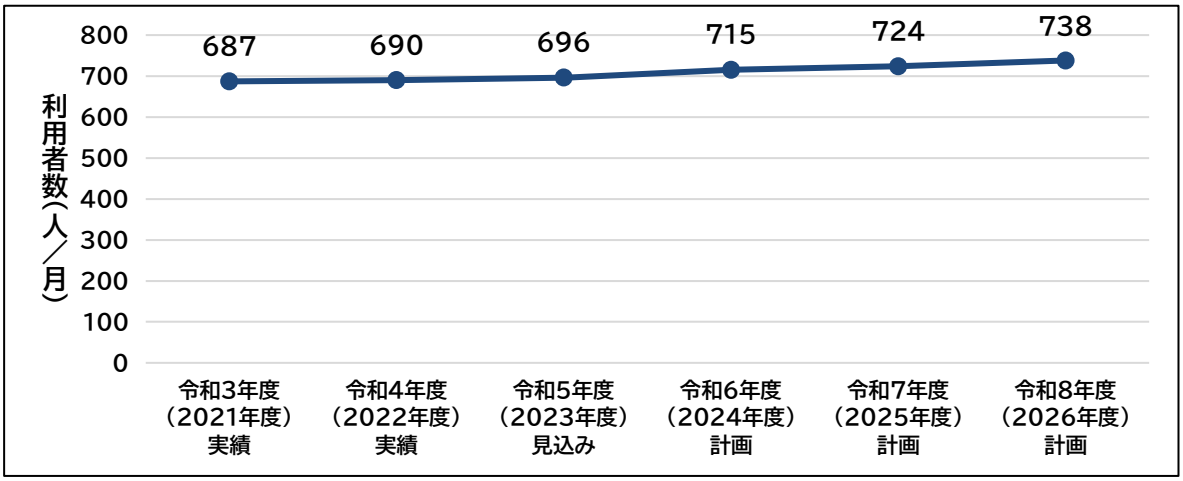


平成 30 年度（2018 年度）に始まった就労定着支援の利用者数は近年減少傾向にあります。

一般就労を目指す障がい者等にとって欠かせないサービスであるため、今後は利用者数の増加が見込まれており、令和８年度（2026 年度）には、令和４年度（2022 年度）実績から約 90%増加する見込みです。

⑭　療養介護

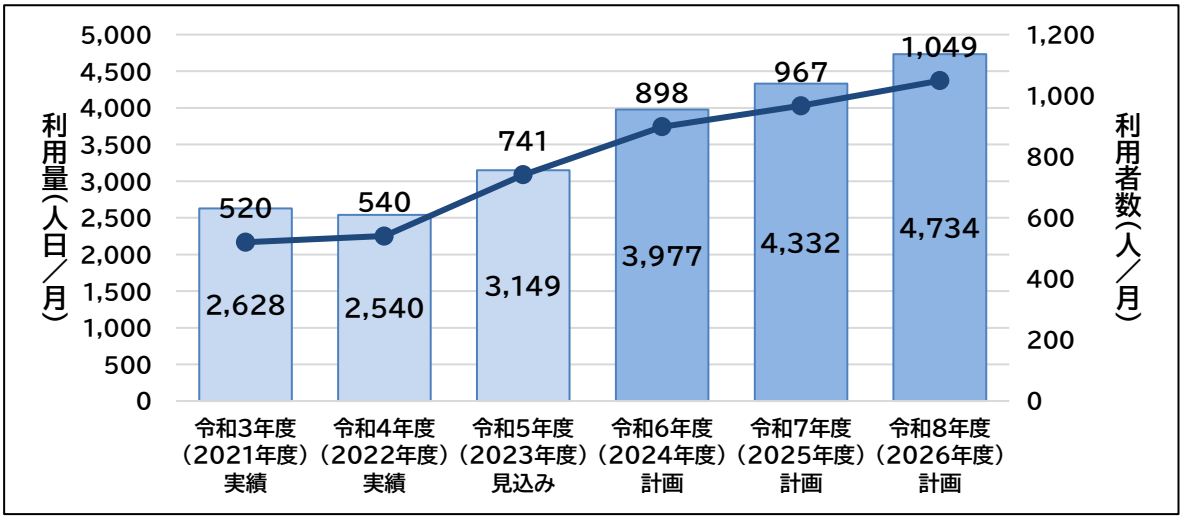
圏域	令和６年度（２０２４年度） 利用者数（人/月）	令和７年度（２０２５年度） 利用者数（人/月）	令和８年度（２０２６年度） 利用者数（人/月）
熊本･上益城	255	258	261
宇　城	50	51	53
有　明	63	64	66
鹿　本	23	23	23
菊　池	62	64	66
阿　蘇	36	36	36
八　代	65	65	65
芦　北	56	57	58
球　磨	36	36	38
天　草	69	70	72
県全域	**715**	**724**	**738**



療養介護の利用者数は少しずつ増加しています。障がいの重度化と日常的支援が必要となる障がい者が増えることに伴い、今後も利用者数の増加が見込まれ、令和８年度（2026 年度）には、令和４年度（2022 年度）実績から約 7.0%増加する見込みです。

⑮⑯　短期入所（福祉型、医療型）

圏域	令和６年度（２０２４年度）		令和７年度（２０２５年度）		令和８年度（２０２６年度）	
	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）
⑮　短期入所（福祉型）						
熊本・上益城	874	184	1,002	211	1,148	242
宇　城	292	64	365	79	466	100
有　明	495	82	540	90	597	100
鹿　本	68	8	68	8	68	9
菊　池	247	198	272	203	272	203
阿　蘇	122	53	124	54	125	55
八　代	149	29	149	29	149	29
芦　北	240	24	240	24	240	24
球　磨	410	62	443	66	484	72
天　草	316	48	330	50	344	52
⑮　県全域	**3,213**	**752**	**3,533**	**814**	**3,893**	**886**
⑯　短期入所（医療型）						
熊本・上益城	233	56	245	59	265	64
宇　城	48	11	62	13	71	15
有　明	106	16	112	17	118	18
鹿　本	15	4	15	4	19	5
菊　池	188	32	188	32	188	32
阿　蘇	5	1	5	1	5	1
八　代	15	3	15	3	15	3
芦　北	81	9	81	9	81	9
球　磨	24	5	24	5	24	5
天　草	49	9	52	10	55	11
⑯　県全域	**764**	**146**	**799**	**153**	**841**	**163**
⑮⑯　計	**3,977**	**898**	**4,332**	**967**	**4,734**	**1,049**



短期入所（福祉型・医療型）のニーズは依然高く、利用者数は増加傾向にあります。今後も利用者数の増加が見込まれており、令和８年度（2026 年度）には、令和４年度（2022 年度）実績から約 94%増加する見込みです。

（２）必要な見込量の確保のための方策

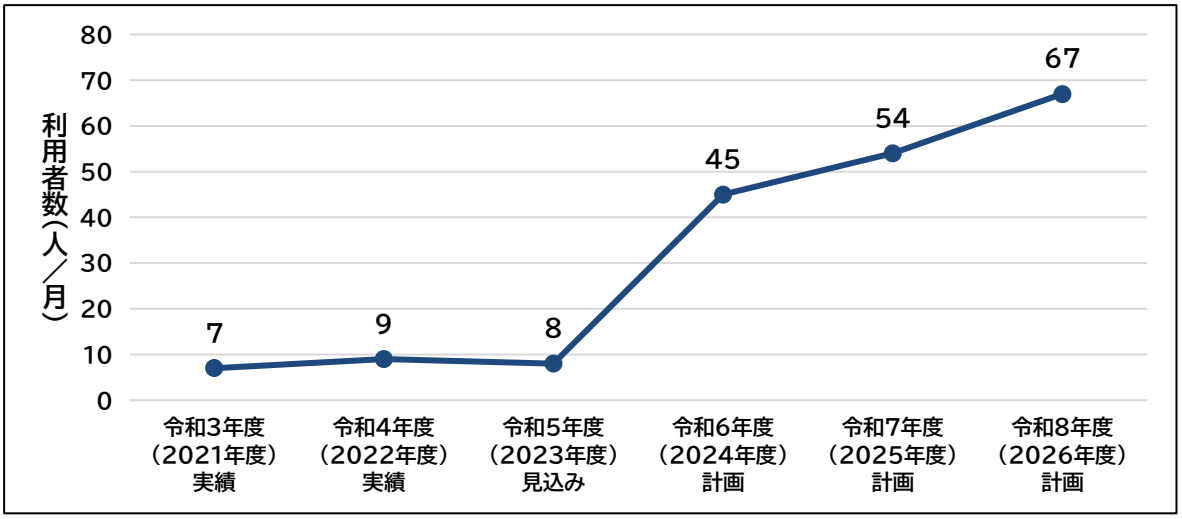
事業所の開設を希望する事業者が、障害福祉サービス等に関する法制度や事業所指定の手続に関する情報を効率的かつ迅速に収集できるよう、熊本県ホームページに掲載している情報を一層充実することで、指定申請に資する取組を行います。

＜居住系サービス＞

（１）令和１１年度（2029 年度）までの各年度における必要な量の見込み

⑰　自立生活援助

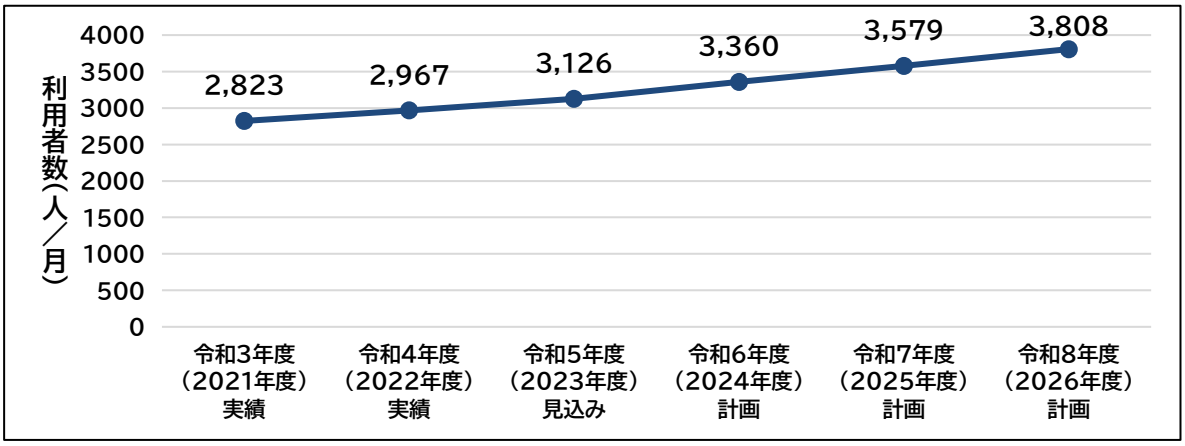
圏域	令和６年度（２０２４年度） 利用者数（人/月）	令和７年度（２０２５年度） 利用者数（人/月）	令和８年度（２０２６年度） 利用者数（人/月）
熊本･上益城	5	6	7
宇　城	3	3	3
有　明	9	12	15
鹿　本	3	4	5
菊　池	9	11	13
阿　蘇	8	8	9
八　代	1	1	1
芦　北	2	2	2
球　磨	1	1	3
天　草	4	6	9
県全域	**45**	**54**	**67**



平成 30 年度（2018 年度）に始まった自立生活援助の利用者数は、ほぼ横ばいで推移していますが、今後は増加が見込まれており、令和８年度（2026 年度）には、令和４年度（2022 年度）実績から約 7.4 倍増加する見込みです。

⑱　共同生活援助

圏域	令和６年度（２０２４年度） 利用者数（人/月）	令和７年度（２０２５年度） 利用者数（人/月）	令和８年度（２０２６年度） 利用者数（人/月）
熊本・上益城	1,276	1,377	1,485
宇　城	245	262	280
有　明	297	313	329
鹿　本	150	170	190
菊　池	292	318	347
阿　蘇	236	245	253
八　代	286	292	298
芦　北	107	113	118
球　磨	213	224	236
天　草	258	265	272
県全域	**3,360**	**3,579**	**3,808**



共同生活援助の利用者数は、令和４年度（2022 年度）までの直近１年間で約 5.1%増加しました。地域生活への移行に欠かせないサービスであることから、令和８年度（2026 年度）には、令和４年度（2022 年度）実績から約 28%増加する見込みです。

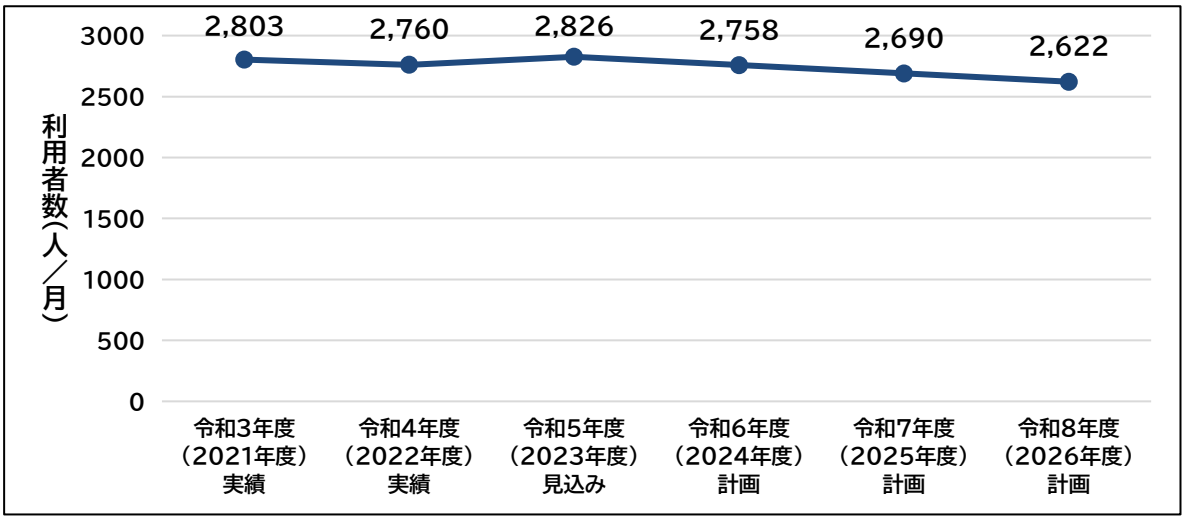
⑲　共同生活援助利用者数のうち重度障害者

圏域	令和６年度（２０２４年度） 利用者数（人/月）	令和７年度（２０２５年度） 利用者数（人/月）	令和８年度（２０２６年度） 利用者数（人/月）
熊本･上益城	149	156	166
宇　城	16	17	19
有　明	24	25	26
鹿　本	1	1	1
菊　池	37	41	47
阿　蘇	14	15	16
八　代	11	12	13
芦　北	2	2	2
球　磨	25	25	27
天　草	21	22	24
県全域	**300**	**316**	**341**

共同生活援助利用者数のうち、重度障害者数を新たに見込みます。障がい者等が地域で生活することが可能となるよう、グループホームの充実等をより一層進めていくためのサービス量を見込んでいます。

⑳　施設入所支援

圏域	令和６年度（２０２４年度） 利用者数（人/月）	令和７年度（２０２５年度） 利用者数（人/月）	令和８年度（２０２６年度） 利用者数（人/月）
県全域	2,758	2,690	2,622



施設入所支援の利用者数は、令和４年度（2022 年度）までの直近１年間で 43 人／月減少しました。令和８年度（2026 年度）の見込みは、成果目標等を踏まえ、令和４年度（2022 年度）実績より 138 人減を見込んでいます。

（２）必要な見込量の確保のための方策

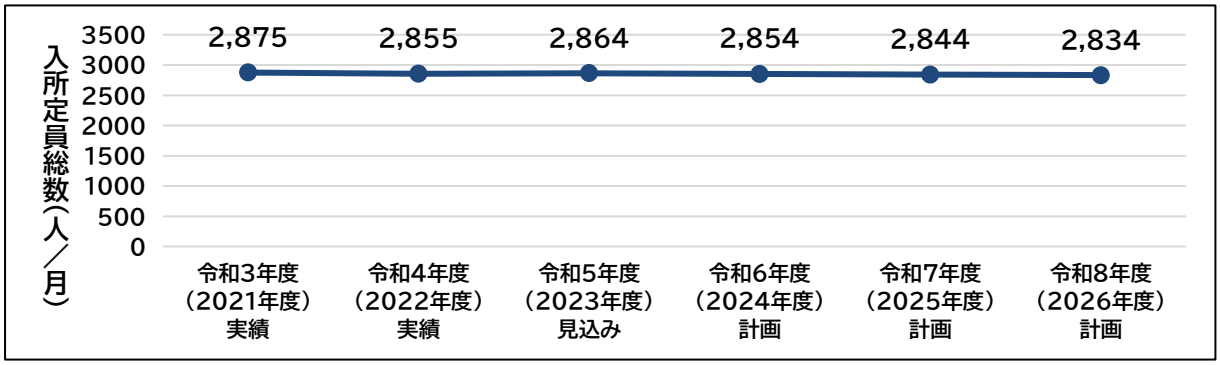
事業所の開設を希望する事業者が、障害福祉サービス等に関する法制度や事業所指定の手続に関する情報を効率的かつ迅速に収集できるよう、熊本県ホームページに掲載している情報を一層充実することで、指定申請に資する取組を行います。

また、地域での生活が可能になった施設入所者が地域生活に移行できるよう、グループホーム等の整備を行う事業者等に対して、障がい者福祉施設整備費により助成を行います。

（３）各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

地域における居住の場としてのグループホーム等の充実や自立生活援助の利用促進を図るなど、施設入所から地域生活への移行を進めることにより、県内の指定障害者支援施設の必要入所定員総数については、令和１１年度（2029 年度）までの各年度における必要なサービス量を確保しつつ、入所定員総数の削減を見込みます。

圏域	令和６年度（２０２４年度） 入所定員総数（人/月）	令和７年度（２０２５年度） 入所定員総数（人/月）	令和８年度（２０２６年度） 入所定員総数（人/月）
県全域	2,854	2,844	2,834



＜地域生活支援拠点＞

（１）令和１１年度（2029 年度）までの各年度における必要な量の見込み

㉑　地域生活支援拠点

項目	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
コーディネーターの配置人数	20	23	31
検証及び検討の実施回数	16	17	18

（２）必要な見込量の確保のための方策

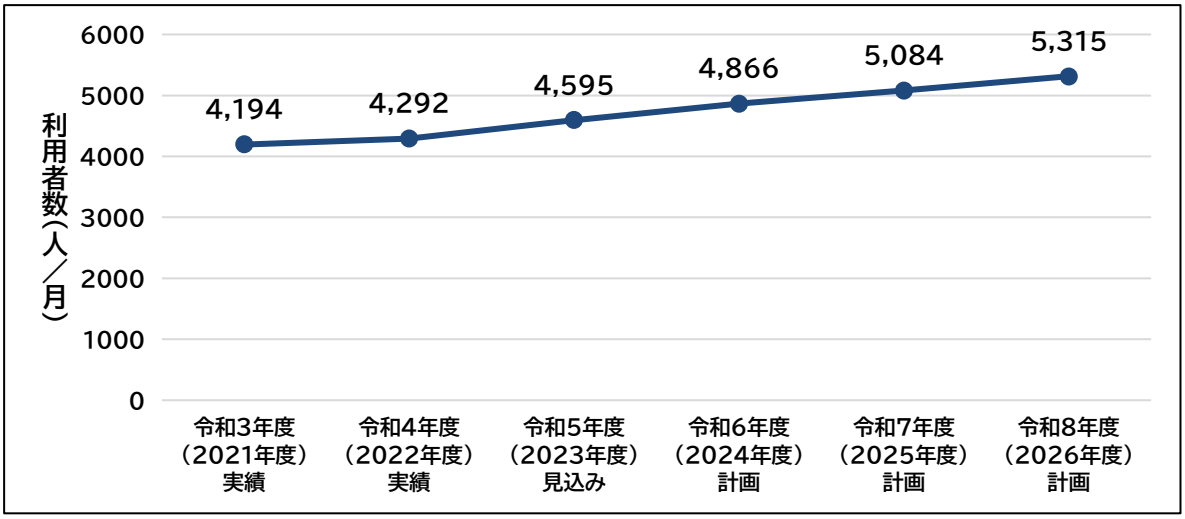
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向け、市町村や関係機関との連携を強化するとともに、自立支援協議会等を通じて、地域生活支援拠点等の機能の支援の実績等を踏まえた検証及び検討を行います。

＜相談支援＞

（１）令和１１年度（2029 年度）までの各年度における必要な量の見込み

㉒　計画相談支援

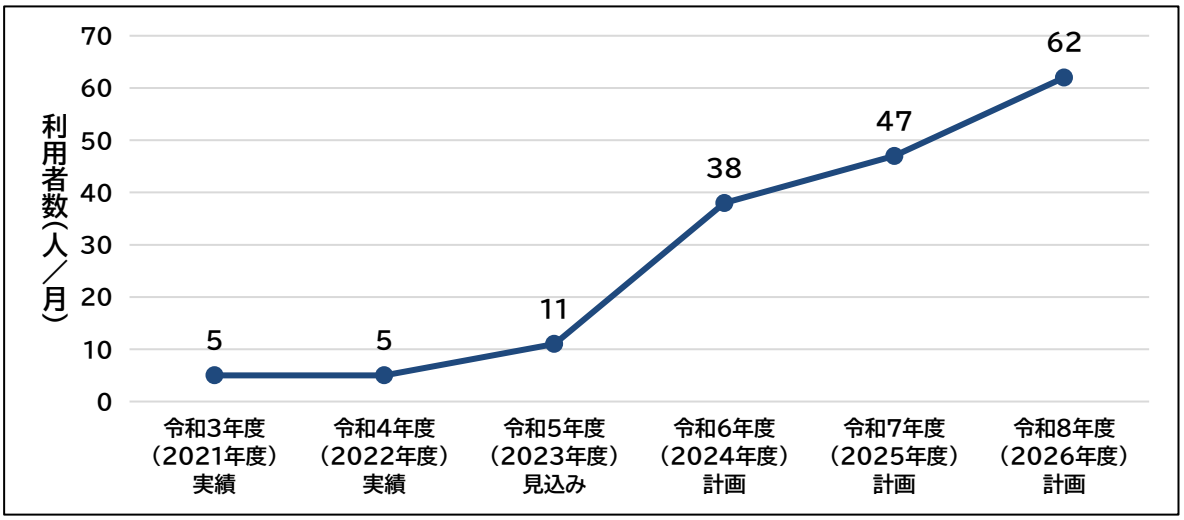
圏域	令和６年度（２０２４年度） 利用者数（人/月）	令和７年度（２０２５年度） 利用者数（人/月）	令和８年度（２０２６年度） 利用者数（人/月）
熊本･上益城	1,739	1,834	1,933
宇　城	307	327	348
有　明	852	864	875
鹿　本	180	185	190
菊　池	401	427	454
阿　蘇	192	197	204
八　代	284	298	313
芦　北	141	147	155
球　磨	412	420	429
天　草	358	385	414
県全域	**4,866**	**5,084**	**5,315**



計画相談支援の利用者数は、令和４年度（2022 年度）までの直近１年間で約 2.3%増加し、令和８年度（2026 年度）には、令和４年度（2022 年度）実績から約 24%増加する見込みです。

㉓　地域移行支援

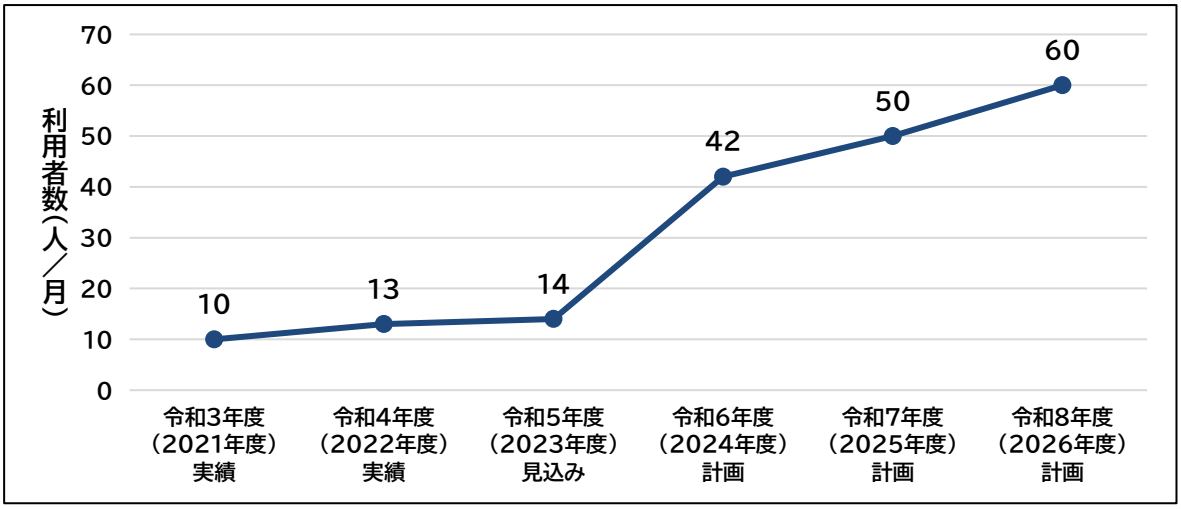
圏域	令和６年度（２０２４年度） 利用者数（人/月）	令和７年度（２０２５年度） 利用者数（人/月）	令和８年度（２０２６年度） 利用者数（人/月）
熊本・上益城	8	9	10
宇　城	3	4	5
有　明	7	10	14
鹿　本	1	1	1
菊　池	5	6	7
阿　蘇	3	3	3
八　代	1	2	4
芦　北	3	3	4
球　磨	3	4	6
天　草	4	5	8
県全域	**38**	**47**	**62**



近年の地域移行支援の利用者数はほぼ横ばいで推移していましたが、今後は、地域移行の推進に伴う利用者数の増加が見込まれており、令和８年度（2026 年度）には、令和４年度（2022 年度）実績から 12 倍以上増加する見込みです。

㉔　地域定着支援

圏域	令和６年度（２０２４年度） 利用者数（人/月）	令和７年度（２０２５年度） 利用者数（人/月）	令和８年度（２０２６年度） 利用者数（人/月）
熊本･上益城	7	7	7
宇　城	2	3	3
有　明	6	9	12
鹿　本	1	1	1
菊　池	4	5	6
阿　蘇	1	1	1
八　代	1	1	1
芦　北	3	3	3
球　磨	2	3	5
天　草	15	17	21
県全域	**42**	**50**	**60**



地域定着支援の利用者数は、令和４年度（2022 年度）までの直近１年間で３人／月増加しました。今後は地域生活への移行推進により利用者数の増加が見込まれており、令和８年度（2026 年度）には、令和４年度（2022 年度）実績の約 4.6 倍増加する見込みです。

（２）必要な見込量の確保のための方策

事業所の開設を希望する事業者が、障害福祉サービス等に関する法制度や事業所指定の手続に関する情報を効率的かつ迅速に収集できるよう、熊本県ホームページに掲載している情報を一層充実することで、指定申請に資する取組を行います。

また、基幹相談支援センターの設置を推進するとともに、熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会の活動への支援などを行うことで、相談支援事業所の専門性の強化や継続に向けた支援の充実を図ります。

２　障害児通所支援等の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

令和１１年度（2029 年度）までの各年度における障害児通所支援等の種類ごとの必要なサービス量の見込みは、障がい児のニーズや現在の利用者数、医療的ケアを必要とする障がい児のニーズ、地域における児童数の推移等を総合的に勘案して定める市町村障害児福祉計画における数値を区域ごとに集計したものを基本として、県全域の必要量を見込むとともに、併せて、障害児通所支援等の見込量の確保のための方策についても定めます。

また、指定障害児通所支援等の見通し及び整備については、圏域単位を標準として、それぞれのサービス種類ごとに計画に定める年次ごとのサービスの必要量を提供できるだけの事業所整備を目指します。

なお、本県においては、児童福祉法第 21 条の５の 15 第２項に基づき、特定障害児通所支援（令和９年（2027 年）４月時点においては、児童発達支援及び放課後等デイサービス）については、当該サービスの量が、本計画に定める必要量を超えない範囲において事業所等の指定を行うこととしています。ただし、本計画で定めた必要な量を超える場合であっても、本計画で確保を推進している、主として重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、外部の審議会等において意見を聴取したうえで、必要に応じて指定を行うことがあります。

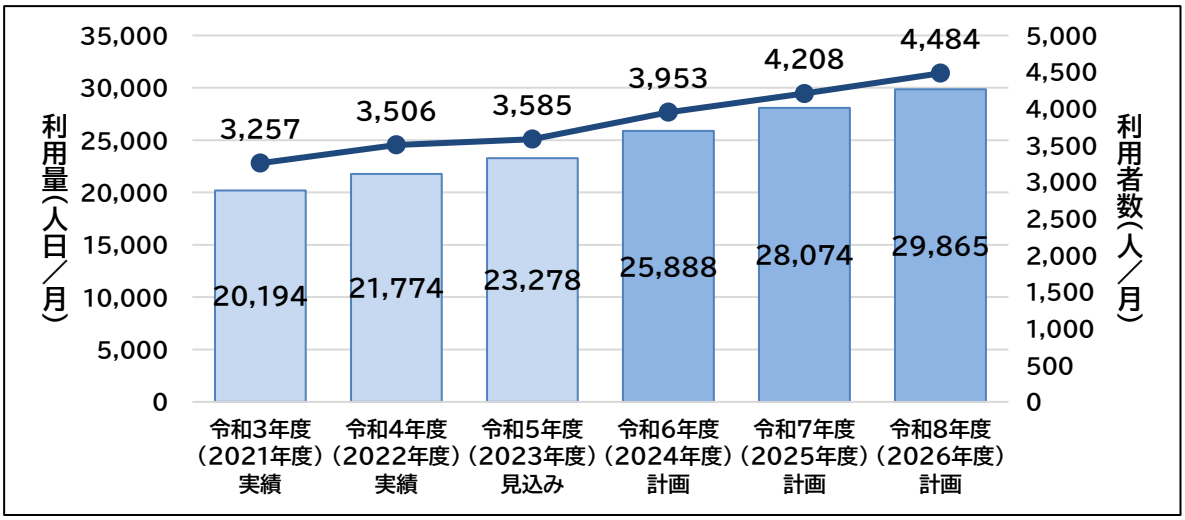
※見込量については調査中のため現行計画を掲載しています。

＜障害児通所支援＞

（１）令和１１年度（2029 年度）までの各年度における必要な量の見込み

①　児童発達支援

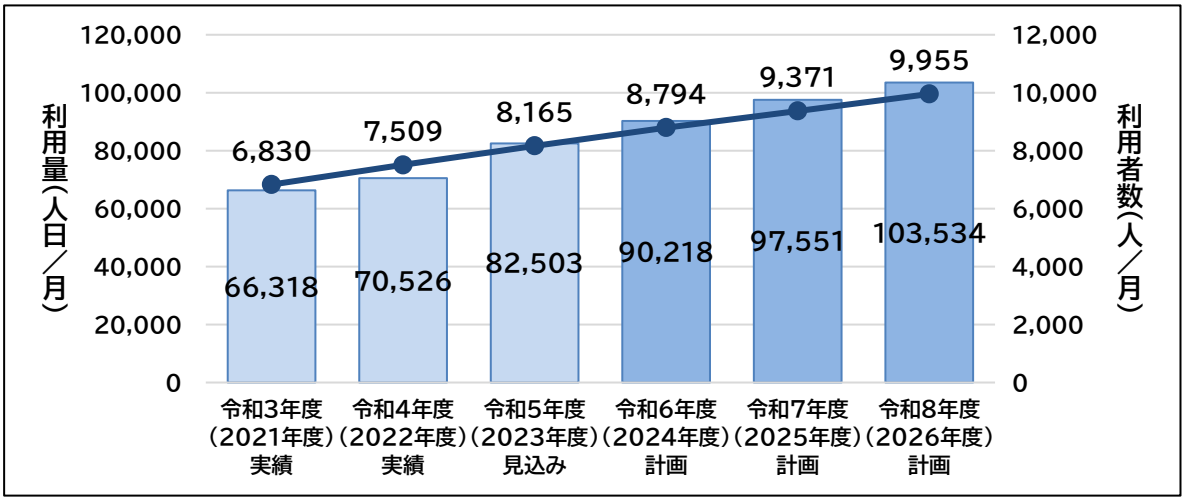
圏域	令和６年度（２０２４年度）		令和７年度（２０２５年度）		令和８年度（２０２６年度）	
	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）
熊本・上益城	13,360	1,761	14,116	1,869	14,890	1,977
宇　城	1,280	248	1,353	262	1,434	278
有　明	1,647	267	1,739	283	1,831	299
鹿　本	410	135	455	150	515	170
菊　池	4,815	583	5,446	631	5,995	682
阿　蘇	1,091	183	1,115	187	1,151	193
八　代	1,385	257	1,816	269	1,911	283
芦　北	432	82	452	86	472	100
球　磨	633	180	667	188	659	189
天　草	835	257	915	283	1,007	313
県全域	**25,888**	**3,953**	**28,074**	**4,208**	**29,865**	**4,484**



児童発達支援の利用者数は、年々増加しています。令和８年度（2026 年度）は、令和４年度（2022 年度）実績から約 28%増加する見込みです。

② 放課後等デイサービス

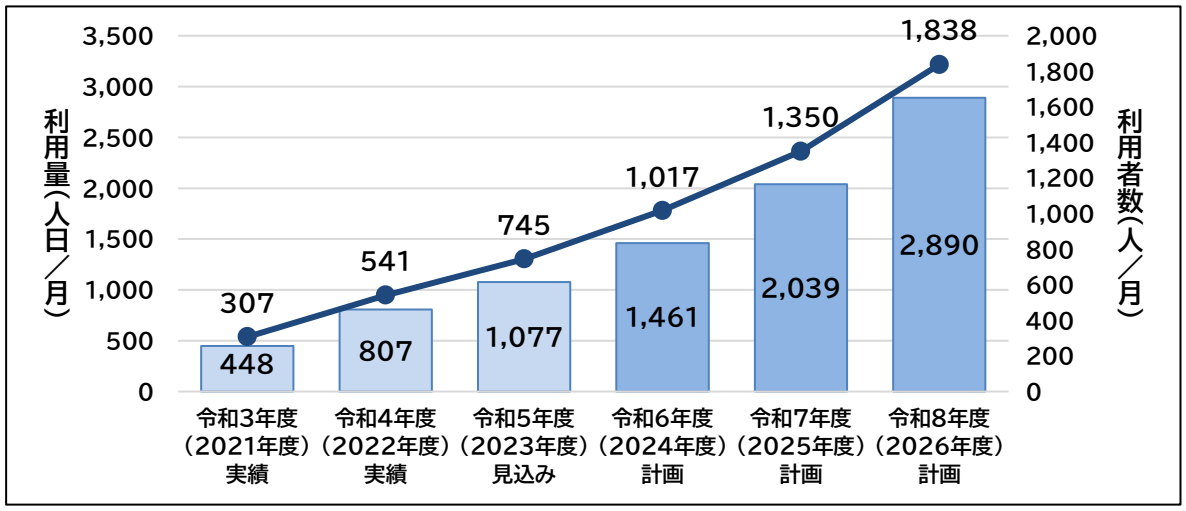
圏域	令和６年度（２０２４年度）		令和７年度（２０２５年度）		令和８年度（２０２６年度）	
	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）
熊本・上益城	48,441	3,686	51,524	3,931	54,594	4,174
宇　城	6,672	653	7,164	699	7,660	749
有　明	6,103	600	6,690	653	7,227	703
鹿　本	2,100	420	2,220	440	2,340	460
菊　池	12,385	1,202	12,930	1,257	13,475	1,312
阿　蘇	2,593	417	2,700	435	2,806	453
八　代	3,954	771	5,550	801	5,765	832
芦　北	1,923	257	2,219	296	2,622	347
球　磨	3,340	427	3,488	451	3,585	465
天　草	2,707	361	3,066	408	3,460	460
県全域	**90,218**	**8,794**	**97,551**	**9,371**	**103,534**	**9,955**



放課後等デイサービスの利用者数は年々増加し、令和４年度（2022 年度）までの直近１年間で約 10%増加しています。令和８年度（2026 年度）は、令和４年度（2022 年度）実績から約 33%増加する見込みです。

③　保育所等訪問支援

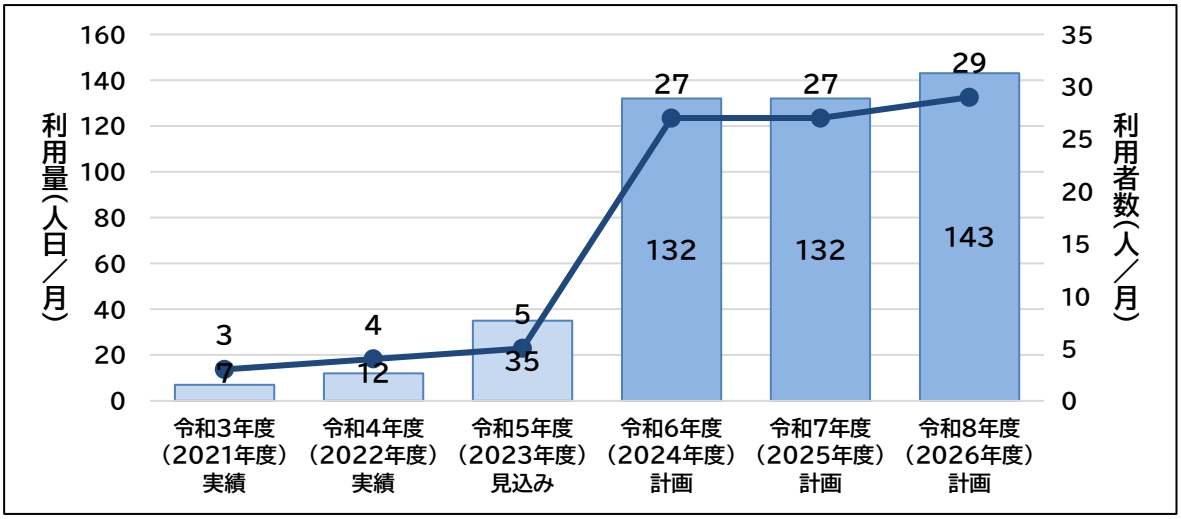
圏域	令和６年度（２０２４年度）		令和７年度（２０２５年度）		令和８年度（２０２６年度）	
	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）
熊本・上益城	781	485	1,201	748	1,859	1,159
宇　城	110	65	162	81	219	97
有　明	34	22	41	26	48	30
鹿　本	7	7	8	8	9	9
菊　池	335	242	409	276	514	318
阿　蘇	45	113	45	115	46	117
八　代	14	7	16	8	16	8
芦　北	10	7	11	8	11	8
球　磨	20	15	21	16	23	18
天　草	105	54	125	64	145	74
県全域	**1,461**	**1,017**	**2,039**	**1,350**	**2,890**	**1,838**



保育所等訪問支援の利用者数は、年々増加しています。今後も増加が見込まれており、令和８年度（2026 年度）は、令和４年度（2022 年度）実績から約 3.4 倍増加する見込みです。

④　居宅訪問型児童発達支援

圏域	令和６年度（２０２４年度）		令和７年度（２０２５年度）		令和８年度（２０２６年度）	
	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）	利用量（人日/月）	利用者数（人/月）
熊本・上益城	48	6	48	6	48	6
宇　城	6	1	6	1	6	1
有　明	32	6	32	6	32	6
鹿　本	0	0	0	0	10	1
菊　池	21	8	21	8	21	8
阿　蘇	5	2	5	2	5	2
八　代	5	1	5	1	5	1
芦　北	10	2	10	2	10	2
球　磨	0	0	0	0	0	0
天　草	5	1	5	1	6	2
県全域	**132**	**27**	**132**	**27**	**143**	**29**



居宅訪問型児童発達支援の利用者数は、今後、増加が見込まれており、令和８年度（2026 年度）には、29 人／月に増加する見込みです。

（２）必要な見込量の確保のための方策

発達障がい等、支援が必要な子どもが増えていることもあり、障害児通所支援の見込量は、これまでの実績に比べて大幅に増加しています。

事業所の開設を希望する事業者が、障害児通所支援等に関する法制度や事業所指定の手続に関する情報を効率的かつ迅速に収集できるよう、熊本県ホームページに掲載している情報を一層充実することで、指定申請に資する取組を行います。

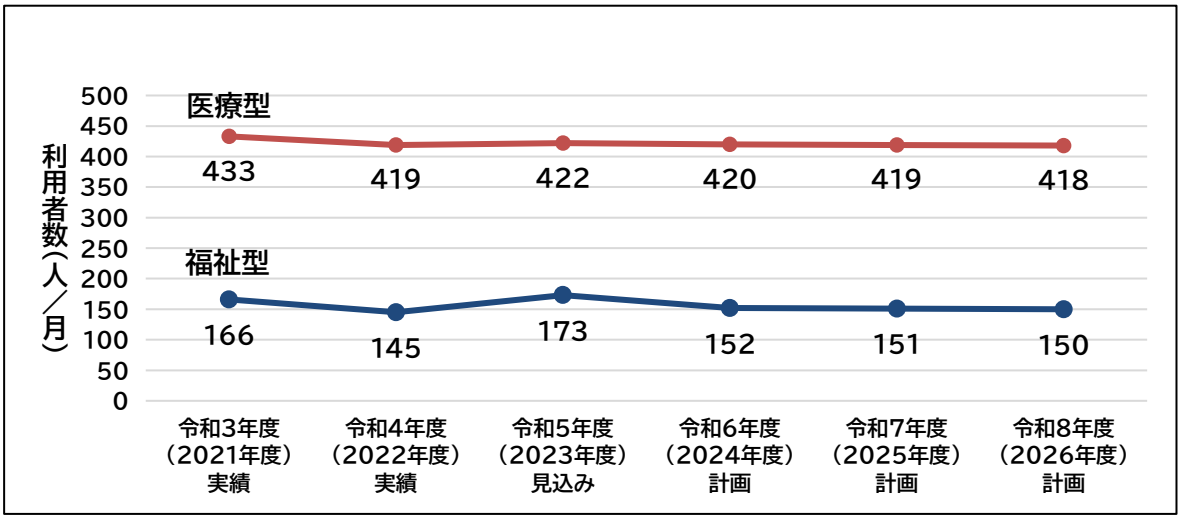
また、既設の事業所に対しては、運営指導や職員研修の実施を行うとともに、複数の事業所設置や複数のサービスを実施する多機能型事業所への転換等、事業継続や事業拡大に向けた取組を支援します。

＜障害児入所支援＞

（１）令和１１年度（2029 年度）までの各年度における必要な量の見込み

⑤⑥　障害児入所施設

圏域	令和６年度（２０２４年度） 利用者数（人/月）	令和７年度（２０２５年度） 利用者数（人/月）	令和８年度（２０２６年度） 利用者数（人/月）
⑤　福祉型障害児入所施設			
県全域	152	151	150
⑥　医療型障害児入所施設			
県全域	420	419	418



福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の利用者数については、ともに横ばいで推移しており、今後も同様に推移する見込みです。

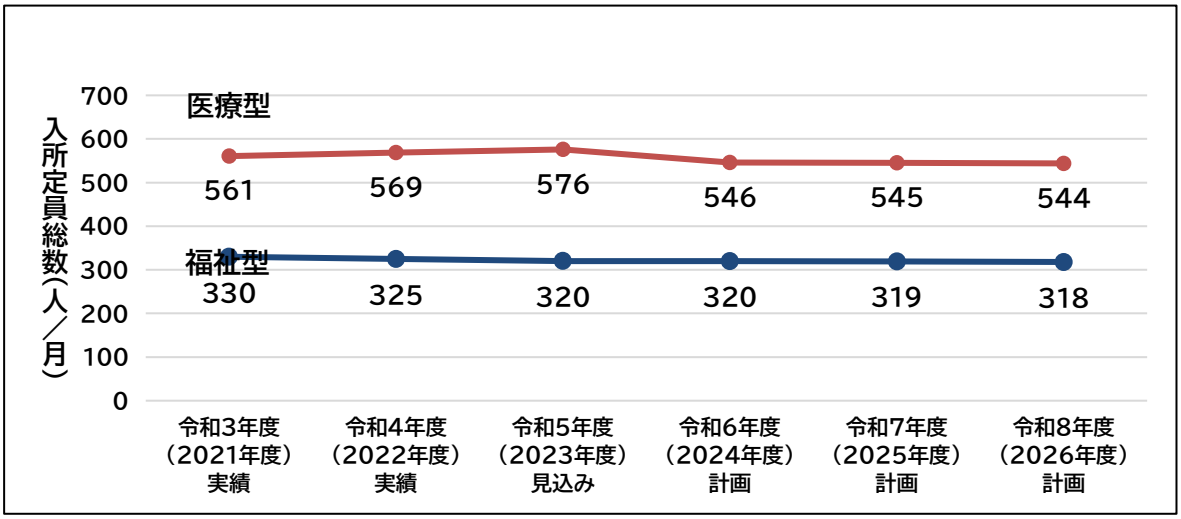
（２）必要な見込量の確保のための方策

事業所の開設を希望する事業者が、障害児入所支援に関する法制度や事業所指定の手続に関する情報を効率的かつ効果的に収集できるよう、熊本県ホームページに掲載している情報を一層充実することで、事業者への支援を行います。

（３）各年度の指定障害児入所施設の必要入所定員総数

指定障害児入所施設の必要入所定員総数については、障害児入所支援から障害福祉サービス等へ円滑に支援の移行を図ることを考慮しながら、その入所定員総数を見込みます。

圏域	令和６年度（２０２４年度） 入所定員総数（人/月）	令和７年度（２０２５年度） 入所定員総数（人/月）	令和８年度（２０２６年度） 入所定員総数（人/月）
⑤　福祉型障害児入所施設			
県全域	320	319	318
⑥　医療型障害児入所施設			
県全域	546	545	544



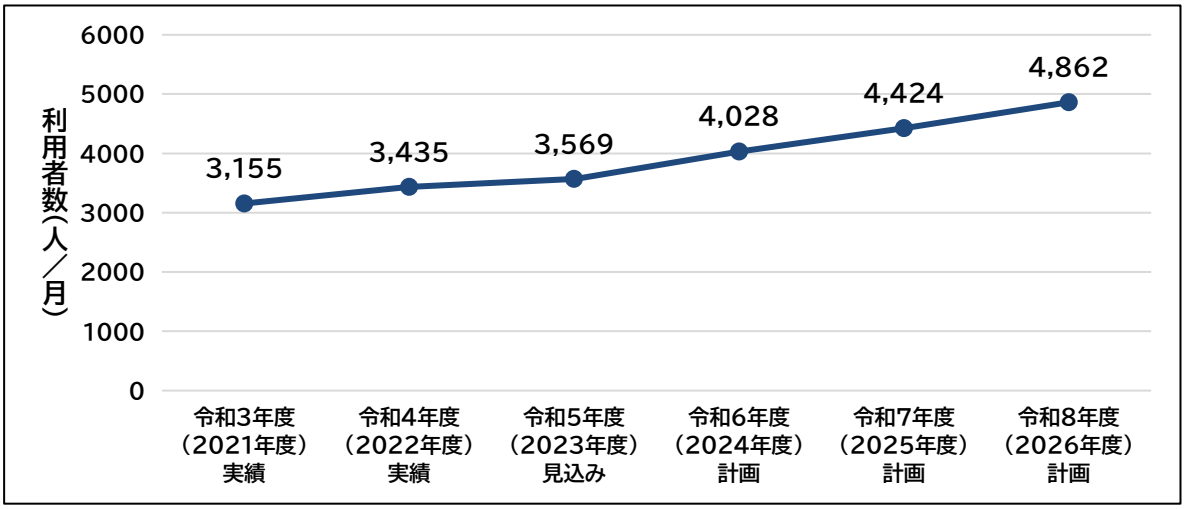
※医療型障害児入所施設については、一体的に運営する療養介護と合わせた定員です。

＜障害児相談支援＞

（１）令和１１年度（2029 年度）までの各年度における必要な量の見込み

⑦　障害児相談支援

圏域	令和６年度（２０２４年度） 利用者数（人/月）	令和７年度（２０２５年度） 利用者数（人/月）	令和８年度（２０２６年度） 利用者数（人/月）
熊本・上益城	1,710	1,904	2,120
宇　城	247	270	295
有　明	462	505	552
鹿　本	180	185	190
菊　池	556	615	678
阿　蘇	161	167	176
八　代	216	226	236
芦　北	77	86	95
球　磨	187	194	202
天　草	232	272	318
県全域	**4,028**	**4,424**	**4,862**



障害児相談支援の利用者数は年々増加しており、令和４年度（2022 年度）までの直近１年間で約 8.9%増加しました。今後も利用者数の増加が見込まれており、令和８年度（2026 年度）は、令和４年度（2022 年度）実績から約 42%増加する見込みです。

（２）必要な見込量の確保のための方策

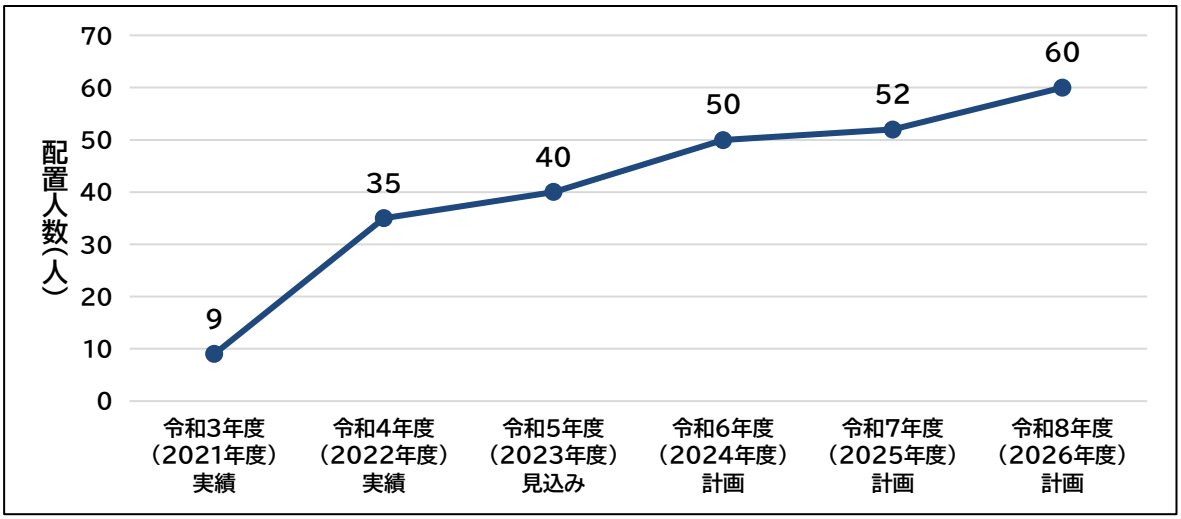
障害児通所支援等の利用希望者等が事業者の情報を収集できるよう、熊本県ホームページに掲載する情報を充実させます。

＜医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数＞

（１）令和１１年度（2029 年度）までの各年度における必要な量の見込み

⑧　医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

項目	令和６年度（２０２４年度） 配置人数（人/月）	令和７年度（２０２５年度） 配置人数（人/月）	令和８年度（２０２６年度） 配置人数（人/月）
配置人数	50	52	60



市町村等における医療的ケア児等のコーディネーターの配置人数は年々増加しています。今後も配置人数の増加が見込まれており、令和８年度（2026 年度）には、60 人となる見込みです。

（２）必要な見込量の確保のための方策

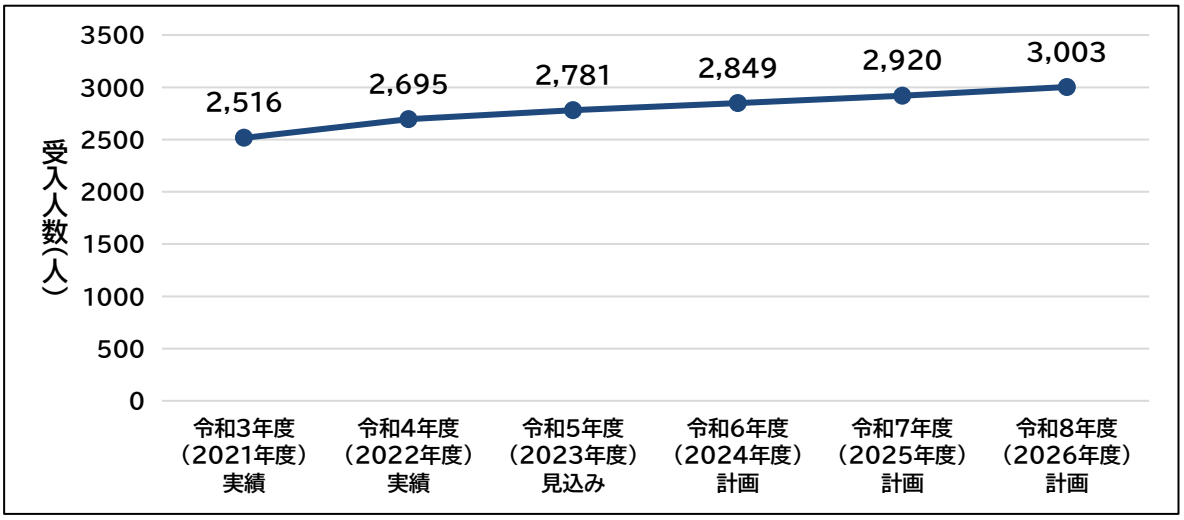
医療的ケア児が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児に対する支援を総合調整するコーディネーターを養成するとともに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、労働、防災等の関係機関と連携を図るため、市町村や圏域の協議の場の設置を推進します。

＜障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズ及び提供体制の整備＞

（１）令和１１年度（2029 年度）までの各年度における必要な量の見込み

⑨　障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制に係る定量的な目標

種別	令和６年度（２０２４年度） 受入人数（人）	令和７年度（２０２５年度） 受入人数（人）	令和８年度（２０２６年度） 受入人数（人）
保育所	1189	1223	1264
認定こども園	401	409	418
放課後児童健全育成事業	1259	1288	1321
計	**2,849**	**2,920**	**3,003**



障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズは増加しており、令和４年度（2022 年度）までの直近１年間で約 7.1%増加しました。今後も利用ニーズの増加が見込まれており、令和８年度（2026 年度）には、令和４年度（2022 年度）実績から約 11%増加する見込みです。

第　6　章

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の従事者の確保及び資質の向上並びにサービスの質の向上

１　基本的な考え方

２　実施する内容

1　基本的な考え方

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供に当たって基本となるのは人材であり、サービスの質の向上のためには、サービスの提供を担う人材の確保及び資質の向上が重要です。

サービス提供に係る専門職員であるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」）並びに相談支援専門員の養成やサービス提供を直接担う職員等に対する研修を計画的に実施し、サービスに係る人材の確保及び資質の向上を図ります。

また、障害支援区分認定調査員や市町村審査会委員等への研修を実施することにより、障害福祉サービス等の適正な支給決定が確保されるよう努めます。

併せて、事業者に対する第三者評価制度や障害福祉サービス等情報公表制度の普及啓発を行うことにより、サービスの質の向上を図り、利用者がサービスを選択する際に役立つ情報を提供します。

2　実施する内容

（1）サービスの提供に係る人材の育成

①　相談支援従事者研修

ア　相談支援従事者研修

相談支援専門員は、障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、利用者の意思を反映した最も適切なサービスの組み合わせ等を検討し、サービス等利用計画を作成します。地域における相談支援事業の担い手となる相談支援専門員を確保できるよう、相談支援従事者研修を計画的に実施します。

（a）相談支援従事者初任者研修

一定の実務経験のある者を対象とし、基本相談支援を基盤とした計画相談支援を実施できる知識と技能の習得を図ります。

（b）相談支援従事者現任研修

相談支援専門員の現任者に対し、概ね５年ごとに、研修を実施することにより、的確な支援を行うための知識や技術の向上を図ります。

（c）相談支援従事者主任研修

一定の実務経験等を経た相談支援専門員を対象に、地域づくりや人材育成、困難事例への対応等、地域の中核的な役割を担う専門職の育成を図ります。

（d）専門コース別研修

相談支援専門員の現任者の資質向上のため、専門コース別研修（障がい児支援、権利擁護、地域移行等）を計画的に実施します。

イ　相談支援従事者指導者養成研修

相談支援従事者研修の実施に当たり、必要な指導者を確保するため、県内の相談支援専門員の中から指導者にふさわしい知識と経験を有する者を、国が実施する指導者養成研修に計画的に派遣することにより、指導者養成に努めます。

②　サービス管理責任者等研修

ア　サービス管理責任者等研修

サービス管理責任者等は、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、個別支援計画を作成するとともに、サービス内容及び質の確保等に関する責任を担っています。利用者の意思を尊重した質の高いサービスを提供できるよう、サービス管理責任者等研修を計画的に実施します。

（a）サービス管理責任者等基礎研修

一定の実務経験のある者を対象とし、制度等の基礎理解や個別支援計画作成に関する知識と技能の習得を図ります。

（b）サービス管理責任者等実践研修

基礎研修終了後、一定の実務経験を経た者を対象とし、職員への指導等を含めたサービス管理全体についての知識と技術の習得を図ります。

（c）サービス管理責任者等更新研修

実践研修後、概ね５年ごとに、現任者に対する研修を計画的に実施することにより、質の高いサービスを提供するための知識や技術の向上を図ります。

（d）専門コース別研修

サービス管理責任者等の資質向上のため、サービスの種別や障がいの特性に応じた支援についての研修を計画的に実施します。

イ　サービス管理責任者等指導者養成研修

サービス管理責任者等研修の実施に当たり、必要な指導者を確保するため、県内の指定障害福祉サービス事業所等の職員等の中から指導者としてふさわしい知識と経験を有する者を、国が実施する指導者養成研修に計画的に派遣することにより、指導者の養成に努めます。

③　サービスを直接担う職員等に対する研修

ア　居宅介護従業者等養成研修

（a）重度訪問介護従業者養成研修

重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより常時介護を要する人に対して、入浴、排せつ及び食事等の介護、家事並びに外出時における移動中の介護及びたんの吸引等に関する知識及び技術を習得することを目的とした研修を実施します。

（b）同行援護従業者養成研修

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時に同行して移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ等の介護その他必要な援助を行うため、知識及び技術を習得することを目的とした研修を実施します。

（c）行動援護従業者養成研修

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人であって常時介護を要する人に、居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的とした研修を実施します。

イ　強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）

自傷、他害行為等、危険を伴う行為を頻回に行い、対応が困難とされる強度行動障がいを有する人に対して、障がい特性の理解に基づく適切な支援を行う職員の人材育成を目的とした研修を実施します。

ウ　強度行動障害支援者養成研修指導者研修

強度行動障害支援者養成研修の実施に当たり、必要な指導者を確保するため、指導者にふさわしい知識と経験を有する者を、国が実施する指導者養成研修に計画的に派遣することにより、指導者の養成に努めます。

エ　中核的人材養成研修

強度行動障がいを有する児者の受け入れ体制を強化するため、事業所におけるチーム支援の適切なマネジメント等、中核的な役割を担う人材の育成を目的とした研修を実施します。

オ　広域的支援人材養成研修

強度行動障がいを有する児者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材による施設等への訪問支援や、県が選定する指定短期入所事業所等での受け入れによる集中的支援体制を確保します。

こうした集中的支援を担う広域的支援人材を育成するため、国が実施する養成研修に適切な人材を計画的に派遣することにより、人材の養成に努めます。

カ　介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（特定の者対象）

居宅及び障害者支援施設等において、利用者に必要なケアを安全に提供できるよう、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成するための研修を計画的に実施します。

キ　障害者虐待防止・権利擁護研修

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の趣旨を理解するとともに、障がい者等に対する不適切な対応を防止するための支援方法等について理解を深め、障がい者等への虐待防止と権利擁護を図ることを目的とした研修を施設や事業所の職員を対象として実施します。

ク　障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修

障害者虐待防止・権利擁護研修の実施に当たり、必要な指導者を確保するため、指導者にふさわしい知識と経験を有する者を、国が実施する指導者養成研修に計画的に派遣することにより、指導者の養成に努めます。

ケ　発達障がい支援者養成研修

保育所、学校、障害児通所支援事業所などで発達障がい児の支援に携わる者に対して、発達障がいの特性の理解や対応の方法等についての知識及び技術を習得することを目的とした研修を実施します。

コ　医療的ケア児等支援者養成研修

保育所、学校、障害児通所支援事業所などで医療的ケア児の支援に携わる者に対して、医療的ケア児の理解や対応の方法等についての知識及び技術を習得することを目的とした研修を実施します。併せて、地域において在宅医療、福祉サービス及び特別支援教育などの支援を調整するコーディネーターを養成します。

サ　障がい者ピアサポーター養成研修

障害福祉サービス等におけるピアサポート活動の取組を支援するため、自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者の支援を行うピアサポーターを養成します。併せて、ピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等を養成する研修を実施します。

シ　高次脳機能障害支援者養成研修

高次脳機能障がいに関する知識や特性への理解を深め、一人ひとりの状態に応じた適切な支援を実施できる人材を養成するための研修を実施します。

ス　就労選択支援員養成研修

就労選択支援を実効性あるものとするためには、就労を希望する障がい者が適切な就労先や働き方を選択し、その能力を十分に発揮できるよう、特性を踏まえた支援を行う必要があります。このため、就労選択支援員が必要な専門的知見を身につけられるよう、就労選択支援員養成研修を実施します。

④　障害支援区分認定調査員等研修

ア　障害支援区分認定調査員研修

障害支援区分認定を適正に行うために極めて重要な役割を担っている認定調査員に対し、多様な障がい特性を理解し、公平、公正かつ適切な調査を実施するために必要な知識、技能を習得できるよう、計画的に研修を実施します。

イ　市町村審査会委員研修

市町村審査会委員は、市町村等が設置する市町村審査会において二次判定を行う役割を担っています。公平、公正かつ適正な二次判定が行われるよう、審査技術等向上のための研修を計画的に実施します。

ウ　主治医研修

主治医等は、市町村審査会において二次判定の重要な資料となる医師意見書を記載します。県医師会等の協力のもと、意見書の記載方法等の周知を図るための研修を計画的に実施します。

⑤　その他の研修

ア　市町村障害者虐待防止初任者研修

障がい者等への虐待の防止等に関する基礎知識や対応方法の基本等を習得し、障がい者等の権利擁護に関する意識の向上を図るため、市町村職員等を対象とした研修を実施します。

（２）サービスを提供する人材の確保

関係機関と連携し、以下の取組を通じて、介護職員をはじめ、看護職員、保育士の安定的な確保に努め、就職後の定着を図ります。

○　多様な人材の参入促進のため、学生に対する修学資金の貸付けや就職説明会の開催、学生や離職者に対する職場体験、福祉職の魅力発信等を行います。

○　マッチング機能の強化のため、ハローワーク等の関係機関との連携強化による求人求職情報の発信や、合同就職面接会の実施による就労へのマッチング等を行います。

○　定着支援として、ロボットやＩＣＴ等の導入支援による現場の負担軽減、研修等の実施によるキャリアアップの支援や多様化する課題への対応、リーダー的職員養成等を行います。

○　再就職支援として、ハローワーク等の関係機関との連携による求人施設と求職者間の条件面の調整等を行います。

○　サービス事業者等に対し、職員の資質向上や労働環境・処遇の改善を要件とする「処遇改善加算」の取得奨励等による就労環境改善の促進を図るとともに、労働法規の順守徹底に向けた指導を行います。

（３）サービスの質を高める取組の促進

利用者の立場に立って質の高い福祉サービスを提供するためには、事業者自らが運営方法やサービスの提供体制における課題を把握し、改善を行うことが重要です。

その方法の一つとして、公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場からサービスを評価し、事業運営の透明性を確保するための「福祉サービス第三者評価制度」が設けられています。

事業者に対する第三者評価制度の普及啓発を行い、サービスの質の向上を図るとともに、評価結果を公表することにより、利用者がサービスを選択する際に役立つ情報を提供します。

また、障害福祉サービス等を利用する人が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるよう、障害福祉サービス等情報公表制度の活用を促進します。

第　7　章

地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の実施

1　事業の実施に関する考え方

2　実施する県地域生活支援事業の内容

3　実施する県地域生活支援促進事業の内容

4　各事業の見込量の確保のための方策

5　熊本県地域生活支援事業の見込量

6　熊本県地域生活支援促進事業の見込量

1　事業の実施に関する考え方

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を計画的に実施することで、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して自立した日常生活や社会生活を営むことのできる地域社会の実現を図ることを目的としています。

県においては、専門性の高い相談支援事業や市町村域を越える広域的な支援事業等を実施しています。

また、地域生活支援事業に加えて、政策的な課題に対応するため、実施を促進すべき事業を地域生活支援促進事業として位置付け、県においては、発達障害者支援体制整備事業や障害者虐待防止対策支援事業等を実施し、障がい者等の福祉の増進を図ります。

2　実施する県地域生活支援事業の内容

（1）専門性の高い相談支援事業

事　業　名		事　業　の　内　容
①	**発達障害者支援センター運営事業**	県内３か所（うち１か所は熊本市設置）の発達障がい者支援センターにおいて、発達障がい児・者やその家族に対する相談支援、発達支援、就労支援や、関係機関等からの要請に応じた普及啓発、研修等を行います。
②	**高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業**	高次脳機能障害支援センター（熊本託麻台リハビリテーション病院）を設置し、専門的な相談支援のほか、高次脳機能障がいに関する普及啓発や研修事業を行います。

（2）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

事　業　名		事　業　の　内　容
①	**手話通訳者・要約筆記者養成研修事業**	身体障がい者福祉の概要等を理解し、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者、要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者の養成研修を行います。
②	**盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業**	盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修を行います。
③	**失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業**	失語症者向け意思疎通支援者の養成研修を行います。

（３）専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

事　業　名		事　業　の　内　容
①	**手話通訳者・要約筆記者派遣事業**	市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村での対応が困難な派遣等を可能とするため、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。
②	**盲ろう者向け通訳･介助員派遣事業**	コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

（４）意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

事　業　名		事　業　の　内　容
①	**意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業**	市町村域を越えた広域的な派遣を円滑に実施するため、市町村間では派遣調整ができない場合に、県が市町村間の派遣調整を行います。

（５）広域的な支援事業

事　業　名		事　業　の　内　容
①	**都道府県相談支援体制整備事業**	相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進します。
②	**発達障害者支援地域協議会による体制整備事業**	医療・保健・福祉・教育・労働等の関係者で構成する発達障がい者支援地域協議会を設置し、発達障がい児・者への支援体制を整備します。

（６）任意事業（サービス・相談支援者、指導者育成事業）

事　業　名		事　業　の　内　容
①	**障害支援区分認定調査員等研修事業**	市町村が実施する障害支援区分認定が適切に行われるよう、認定に関わる職員等に対し、次の研修を実施します。 ア　障害支援区分認定調査員研修 イ　市町村審査会委員研修

②	**相談支援従事者研修事業**	相談支援専門員の養成及び資質向上を図るため、次の研修を実施します。 ア　相談支援従事者初任者研修 イ　相談支援従事者現任研修 ウ　相談支援従事者主任研修 エ　専門コース別研修 オ　相談支援従事者指導者養成研修
③	**サービス管理責任者研修事業**	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供に当たって、利用者一人一人の個別支援計画の作成や、施設・事業所においてサービスの内容や質の管理を行うサービス管理責任者等の養成を行うため、次の研修を実施します。 ア　サービス管理責任者等基礎研修 イ　サービス管理責任者等実践研修 ウ　サービス管理責任者等更新研修 エ　専門コース別研修 オ　サービス管理責任者等指導者養成研修
④	**居宅介護従業者等養成研修事業**	適切な居宅介護を提供するための居宅介護従業者（ホームヘルパー）等の養成研修を行います。
⑤	**障がい者ピアサポート研修事業**	自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者の支援を行うピアサポーターを養成します。併せて、ピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等を養成する研修を実施します。
⑥	**身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業**	身体障がい者・知的障がい者相談員が、障がい者等の人権や財産に対する侵害事案等の防止・早期発見と関係機関への情報提供を行えるよう、また、日常的相談援助活動のためのネットワークを形成するなど、地域で生活している障がい者等を支援できるよう、相談対応能力の向上と相談員間の連携を図る研修を実施します。
⑦	**音声機能障害者発声訓練指導者養成事業**	疾病等により、喉頭を摘出し音声機能を喪失した音声機能障がい者等に対する発声訓練を行う指導者を養成します。
⑧	**精神障害関係従事者養成研修事業**	精神医療等に従事する者等の専門的な能力の向上及び人材育成を図る研修を実施します。

⑨	**その他サービス・相談支援者、指導者育成事業**	一定の実務経験を経た相談支援専門員やサービス管理責任者等を対象として、地域におけるサービスの向上に中心的役割を担うリーダーの養成を目的とした研修を実施します。

（7）その他任意事業

事　業　名		事　業　の　内　容
①	**オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練**	ストマ用装具を装着している人に対して、装具の使用方法等について訓練します。 また、社会生活に必要な基本的な事項について、相談に応じます。
②	**音声機能障害者発声訓練**	疾病等により、喉頭を摘出し音声機能を喪失した音声機能障がい者等に対して、発声訓練を行います。
③	**手話通訳者設置**	聴覚障がい者が、県庁等において円滑にコミュニケーションを図ることができるよう、手話通訳者を設置します。
④	**字幕入り映像ライブラリーの提供**	字幕又は手話を挿入した映像ソフトを制作し、聴覚障がい者に貸出しを行います。
⑤	**点字による即時情報ネットワーク**	社会福祉法人日本視覚障害者団体連合会が提供する毎日の新しい情報について、県点字図書館が点字物や音声による情報提供を行います。
⑥	**都道府県障害者社会参加推進センター運営**	障害者社会参加推進センターを設置・運営し、障がい者等の人権及び権利の擁護に関する相談事業（障がい者 110 番）等を行います。
⑦	**点訳・音訳（朗読）奉仕員養成研修**	点訳又は朗読（音訳）に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読（音訳）奉仕員の養成研修を行います。
⑧	**レクリエーション活動等支援**	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者等の交流を深めるとともに、障がい者スポーツの普及促進のため、以下の大会等を開催します。 ア　障がい者スポーツ大会 イ　精神障がい者スポレク大会 ウ　身体障がい者スポーツ教室 エ　レクリエーション教室

⑨	**芸術文化活動振興**	障がいや障がい者等への理解促進を図るとともに、障がい者等の創作意欲の助長や、芸術文化活動を振興するため、精神障がい者作品展などを開催します。
⑩	**障害者就業・生活支援センター体制強化等事業**	障害者就業・生活支援センターの体制強化を図り、関係機関と連携した就労支援に取り組みます。
⑪	**重度障害者に係る市町村特別支援事業**	重度障がい者の割合が高く、訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村のうち、利用者全体に占める重度障がい者の割合が一定以上の市町村に対し、県が一定の財源支援を行います。

3　実施する県地域生活支援促進事業の内容

（1）県地域生活支援促進事業

事　業　名		事　業　の　内　容
①	**かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業**	発達障がいの早期発見・早期療育のため、地域の診療所の医師等に対して、発達障がいに関する研修を実施します。
②	**発達障害者支援体制整備事業**	発達障がい者支援センターに発達障がい者地域支援マネジャーを配置し、地域支援機能の強化等を図るとともに、家族支援体制の整備に必要な支援を行います。
③	**障害者虐待防止対策支援事業**	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、適切な支援を行うため、関係機関との連携強化や研修、普及啓発等を実施します。
④	**障害者就業・生活支援センター事業**	就業及びそれに伴う生活上の支援を必要とする障がい者等に対し、地域の関係機関との連携の下、就業に関する相談・助言、職場準備訓練等のあっせん、職場定着支援等の就業支援及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行います。
⑤	**工賃向上計画支援等事業**	障がい者が地域で自立した生活ができるように支援することを目的に、就労継続支援Ｂ型事業所等で働く障がい者の工賃水準の引上げのため、事業所職員等を対象に研修等を実施します。

⑥	**強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修・実践研修）**	強度行動障がいを有する人に対して、適切な支援を行う職員を育成するため、研修を実施します。
⑦	**成年後見制度普及啓発事業**	知的障がいや精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々を保護し、支援する成年後見制度について、周知啓発のための研修を行います。
⑧	**依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業**	依存症の当事者が健康的な生活を営むことができるよう、依存症問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援します。
⑨	**身体障害者補助犬育成促進事業**	身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の育成費用の助成等を行います。
⑩	**精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業**	精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムの構築を目指します。
⑪	**障害者 ICT サポート総合推進事業（熊本県障がい者ＩＣＴサポートセンター）**	障がいのある方の情報アクセシビリティ向上を目的として、ICT 機器の利用に関する相談等に総合的に応じるサービス拠点「熊本県障がい者 ICT サポートセンター」を設置・運営します。

４　各事業の見込量の確保のための方策

事業の実施に当たっては、障がい者等のニーズを十分に踏まえた上で、事業の全部又は一部を社会福祉法人や専門性を有する団体に委託するなどして実施し、見込量の確保を図ります。

また、必須事業が未実施の市町村に対しては、それぞれの市町村の地理的特性や実情に配慮した上で、実施に向けた働きかけに努めます。

5　熊本県地域生活支援事業の見込量

（１）専門性の高い相談支援事業

年　度		令和９年度（２０２７年度）	令和１０年度（２０２８年度）	令和１１年度（２０２９年度）
①　発達障害者支援センター運営事業	箇 所 数	２ 箇所	２ 箇所	２ 箇所
	相談等件数	２，３５７ 件	２，３５７ 件	２，３５７ 件
②　高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	箇 所 数	１ 箇所	１ 箇所	１ 箇所
	利用者数	７１６ 人	７１６ 人	７１６ 人

（２）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

年　度		令和９年度（２０２７年度）	令和１０年度（２０２８年度）	令和１１年度（２０２９年度）
①　手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	修了者数	５０ 人	５０ 人	５０ 人
②　盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	修了者数	８ 人	８ 人	８ 人
③　失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	修了者数	６ 人	６ 人	６ 人

（３）専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

年　度		令和９年度（２０２７年度）	令和１０年度（２０２８年度）	令和１１年度（２０２９年度）
①　手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	３３ 件	３３ 件	３３ 件
②　盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	利用件数	２３ 件	２３ 件	２３ 件

（４）意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

年　度		令和９年度（２０２７年度）	令和１０年度（２０２８年度）	令和１１年度（２０２９年度）
①　意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	実施の有無	有	有	有

（５）広域的な支援事業

年　度		令和９年度（２０２７年度）	令和１０年度（２０２８年度）	令和１１年度（２０２９年度）
①　都道府県相談支援体制整備事業	実アドバイザー数	２ 人	５ 人	５ 人
②　発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	協議会開催数	１ 回	１ 回	１ 回

（６）サービス・相談支援者、指導者育成事業

年　度		令和９年度（２０２７年度）	令和１０年度（２０２８年度）	令和１１年度（２０２９年度）
① 障害支援区分認定調査員等研修事業				
ア　障害支援区分認定調査員研修	人 数	９０人	９０人	９０人
イ　市町村審査会委員研修	人 数	５０人	５０人	５０人
② 相談支援従事者研修事業				
ア　相談支援従事者初任者研修	人 数	８６人	８６人	８６人
イ　相談支援従事者現任研修	人 数	８４人	８４人	８４人
ウ　相談支援従事者主任研修	人 数	１０人	１０人	１０人
エ　専門コース別研修（1コース当たり）	人 数	３０人	３０人	３０人
オ　相談支援従事者指導者養成研修	人 数	６人	６人	６人
③ サービス管理責任者研修事業				
ア　サービス管理責任者等基礎研修	人 数	３１５人	３１５人	３１５人
イ　サービス管理責任者等実践研修	人 数	２６０人	２６０人	２６０人
ウ　サービス管理責任者等更新研修	人 数	５００人	２００人	２００人
エ　専門コース別研修（1コース当たり）	人 数	４０人	４０人	４０人
オ　サービス管理責任者等指導者養成研修	人 数	６人	６人	６人
④ 居宅介護従業者等養成研修事業	人 数	１２０人	１２０人	１２０人
⑤ 障がい者ピアサポート研修事業	人 数	３８人	３８人	３８人
⑥ 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業	人 数	８５人	８５人	８５人
⑦ 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	人 数	６人	６人	６人
⑧ 精神障害関係従事者養成研修事業	人 数	５５人	５５人	５５人
⑨ 地域リーダー養成研修	人 数	６５人	６５人	６５人

（７）任意事業

年　度		令和９年度（２０２７年度）	令和１０年度（２０２８年度）	令和１１年度（２０２９年度）
① オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練	人 数	１８９人	１８９人	１８９人
② 音声機能障害者発声訓練	人 数	６０２人	６０２人	６０２人
③ 手話通訳者設置	活動件数	８７件	８７件	８７件
④ 字幕入り映像ライブラリーの提供	貸出本数	１,４２３本	１,４２３本	１,４２３本
⑤ 点字による即時情報ネットワーク	利用人数	４０人	４０人	４０人
⑥ 都道府県障害者社会参加推進センター運営	実施の有無	有	有	有
⑦ 点訳・音訳（朗読）奉仕員養成研修	修了者数	１９人	１９人	１９人
⑧ レクリエーション活動等支援				
ア　障がい者スポーツ大会	参加人数	２１７人	２１７人	２１７人
イ　精神障がい者スポレク大会	参加人数	３００人	３００人	３００人
ウ　身体障がい者スポーツ教室	参加人数	５５０人	５５０人	５５０人
エ　地域精神障がい者レクリエーション教室	参加人数	１３０人	１３０人	１３０人
⑨ 芸術文化活動振興				
ア　精神障がい者作品展	団体数	２７団体	２７団体	２７団体
イ　くまもと障がい者芸術展	参加人数	１,５３６人	１,５３６人	１,５３６人
⑩ 障害者就業・生活支援センター体制強化等事業	箇 所 数	６箇所	６箇所	６箇所
	登録者数	２,２２６人	２,２８０人	２,３３５人
⑪ 重度障害者に係る市町村特別支援事業 ※該当市町村がある場合に実施	実施の有無	有	有	有

６　熊本県地域生活支援促進事業の見込量

年　度		令和９年度（２０２７年度）	令和１０年度（２０２８年度）	令和１１年度（２０２９年度）
①　かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	参加人数	３５ 人	３５ 人	３５ 人
②　発達障害者支援体制整備事業				
ア　発達障がい者地域支援マネジャーの配置	箇所数	２ 箇所	２ 箇所	２ 箇所
イ　ペアレントメンター登録者数	人 数	１２４ 人	１３１ 人	１３８ 人
③　障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無	有	有	有
④　障害者就業・生活支援センター事業	箇 所 数	６ 箇所	６ 箇所	６ 箇所
	登録者数	２，２２６ 人	２，２８１ 人	２，３３５ 人
⑤　工賃向上計画支援等事業	販売会・マルシェ等の開催	有	有	有
⑥　強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修・実践研修）　※指導者研修分	人 数	４ 人	４ 人	４ 人
⑦　成年後見制度普及啓発事業	実施の有無	有	有	有
⑧　依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業	支援団体	１ 団体	１ 団体	１ 団体
⑨　身体障害者補助犬育成促進事業	助成件数	１ 件	１ 件	１ 件
⑩　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業				
ア　保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	箇 所 数	１０ 箇所	１０ 箇所	１０ 箇所
イ　措置入院者退院後支援事業	実施の有無	有	有	有
⑪　障害者ICTサポート総合推進事業（熊本県障がい者ＩＣＴサポートセンター）	相談件数	１４２ 件	１４２ 件	１４２ 件

第　8　章

その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

1　障がい者等に対する虐待の防止

2　意思決定支援の促進

3　障がい者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進

4　障がい者等の情報の取得利用・意思疎通の推進

5　障がいを理由とする差別の解消の推進

6　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

7　障がい者の就労支援に向けた取組

1　障がい者等に対する虐待の防止

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 24 年（2012 年）10 月）及び障害者総合支援法に基づき、県では熊本県障がい者権利擁護センターを設置し、市町村の障害者虐待防止センターと連携を図りながら、障がい者等に対する虐待の未然防止、虐待発生時の迅速かつ適切な対応、再発防止等の取組を進めています。

また、障がい者虐待の防止や虐待を受けた障がい者等の支援を適切に行うため、医師会や弁護士会等の専門家や施設・当事者団体、高齢者や児童の虐待防止に対する取組を行う機関及び行政を構成機関とする熊本県障害者差別解消・虐待防止連絡会議を設置（平成 24 年（2012 年）７月設置、平成 28 年（2016 年）４月名称変更）し、体制や取組について定期的な検証を行うとともに、相互の連携強化に取り組んでいます。

さらに、以下の項目について配慮し、障がい者等に対する虐待の防止を効果的に図ります。

（１）相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見

相談支援専門員、サービス管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障がい者等及びその養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めます。

また、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対し、障害者等虐待防止研修受講や虐待防止委員会の設置、従業者への研修の実施、虐待防止担当者の配置を徹底する等、各種研修や指導監査等のあらゆる機会を通じて指導助言を継続的に行います。

特に、相談支援事業者に対しては、居宅や施設等への訪問を通じて障がい者等やその世帯の状況等を把握することが可能であることから、虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図ります。

（２）一時保護に必要な居室の確保

虐待を受けた障がい者等を保護するに当たって、市町村が行う一時保護に必要な居室の確保について支援するとともに、必要に応じて市町村域を越えた広域的な調整を行います。

こうした緊急時の受入体制を確保するためにも、地域の社会資源を最大限活用し、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを構築する必要があることから、地域

での暮らしの安心を担保する地域生活支援拠点等の整備が市町村において円滑に進むよう必要な情報提供や助言等の支援を行います。

（３）指定障害児入所支援の従業者への研修

児童福祉法に基づき被措置児童等虐待対応を行う指定障害児入所支援についても、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等と同様に、入所児童に対する人権の擁護、虐待の防止等の対応が求められており、設置者・管理者に対し、障害者等虐待防止研修受講や虐待防止委員会の設置、従業者への研修の実施、虐待防止担当者の配置等を徹底します。

（４）権利擁護の取組

障がい者等が適切な障害福祉サービスやその他の支援を受けられるよう、市町村と連携して、成年後見制度の利用促進を図り、権利の擁護に取り組みます。

このため、高齢者支援部局と連携して、当該制度に係る市町村等職員の理解促進に向けた取組や県民への周知啓発に努めるとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行います。

さらに、精神科病院に入院している精神障がい者の人権擁護のため、市町村長同意による医療保護入院者等を中心に、本人の希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を行う訪問支援員の派遣等に取り組みます。

（５）精神障がい者に対する虐待の防止

精神科病院における虐待防止に向けた取組を一層推進するため、精神保健福祉法の改正により、管理者に業務従事者等への研修や患者からの相談体制の整備等が義務付けられ、また、業務従事者による障がい者虐待を発見した者に都道府県への通報が義務付けられました。

これを踏まえ、精神科病院の実地指導を強化し、病院内の虐待防止の取組みや管理体制等を確認し、必要に応じて助言等を行うことにより病院内の虐待防止に対する体制の整備を図ります。

また、業務従事者等による虐待の通報を受けた場合は、必要に応じて、管理者に対し、報告の聴取や立ち入り調査等を行い、改善計画や必要な措置を求める等、指導監督を強化します。

2　意思決定支援の促進

意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及を図るよう努めます。

さらに、障害者基本法に掲げる「どこで誰と生活するか」についての選択機会の確保や、「親なきあと」を見据えた生活移行などの意思決定は、個人のみならず家族全体を一つの生活基盤として捉えるべきテーマです。一方で、個人の自立支援を重視した現行制度では、複雑化・重層化する家族の生活課題に対する支援が報酬上評価されておらず、危機を未然に防ぐ「予防的支援」が制度の狭間に置かれているという課題があります。

こうした制度の狭間を埋める本県独自の先駆的な取組みとして、当事者と家族それぞれの役割や共通の意向を尊重した「ファミリープラン」を作成し、家族全体に対して包括的な支援を実施するモデル事業を展開します。公募したモデル事業所での実践を通じて、関係機関が多層的に連携しながら家族の強みを活かした支援を行い、その事例の検証・分析により、家族を一体的に支えるアプローチの有効性をエビデンスとして明らかにします。

その上で、本県の実践モデルから得られた成果をもとに、新たな報酬体系の創設をはじめとする国への制度化を要望していきます。これにより、全国に先駆けた新たな支援の在り方を発信し、当事者家族の選択の機会の確保と生活全体の質の向上を図ります。

3　障がい者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進

障がい者等の文化芸術活動の振興を図ることにより、障がい者等の社会参加や障がい者等に対する理解を促進します。

このため、障がい者芸術文化活動支援センター等を通じて、主に次のような支援を行います。

【文化芸術活動支援の内容】

①　文化芸術活動に関する相談支援

②　文化芸術活動を支援する人材の育成

③　関係者のネットワークづくり

④　文化芸術活動に参加する機会の創出

⑤　障がい者等の文化芸術活動の情報収集及び発信
⑥　その他地域の実情等を踏まえた支援等

また、スポーツを通じた障がい者の社会参画や健康増進、共生社会の実現を目指し、障がいの種類や程度に応じたスポーツ実施環境の整備等を進めます。その際、学校部活動の地域展開等も踏まえ、教育、スポーツ、文化等を担当する関係部局と緊密に連携して取り組みます。

さらに、地域の実情を踏まえつつ、障がい者の社会参加に資する交流活動や、余暇活動・体力増強のための取組を実施します。

4　障がい者等の情報の取得利用・意思疎通の推進

円滑なコミュニケーションを図るためのＩＣＴ機器（スマートフォン、タブレット端末等）などの操作方法の研修や情報提供等を通して活用を支援するとともに、障がい者のＩＣＴ活用等を促進するため、障がい特性に応じたきめ細かな支援体制を整備します。

5　障がいを理由とする差別の解消の推進

県では、障がいを理由とする差別をなくし、全ての県民が障がいの有無にかかわらず、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し、「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を制定しています（平成 24 年（2012 年）４月１日施行）。この条例により、障がいを理由とする不利益な取扱いや合理的配慮の問題について、専門の相談員と第三者機関が解決を図るほか、障がい者等に対する理解を深めるための取組を推進しています。

共生社会の実現には、日常生活や社会生活における障がい者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要であることから、障がい者等に対する県民の理解は不可欠です。引き続き、障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、条例や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の内容について、周知啓発に取り組みます。

6 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

（１）災害対策の充実による安全・安心の確保

災害の発生時においても障がいのある方の安全・安心が確保されるよう、令和 8 年

熊本地震等の教訓を踏まえ、障がい特性や地域の実情に応じた多様な避難環境の整備や、平時からの備えによる災害対応力の強化を推進します。

①　避難支援体制の整備

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所（以下「事業所等」）は、地域に開かれた施設として、平常時から地域住民や関係機関との緊密な関係性を構築することが災害（非常）時における利用者の安全確保に大きく寄与することから、障がい者等に対する理解を深める啓発活動を通じて地域住民とのつながりを深めるとともに、警察や医療関係者を含めた関係機関との情報共有を図るなど、事業所等における利用者の安全確保に向けた取組を引き続き行います。

一方で、災害時には事業所等が福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることの重要性も高まっていることから、今後の防災対策については、福祉避難所としての役割を含めた取組を検討する必要があります。

本県では、平成 28 年熊本地震、令和 2 年 7 月豪雨、そして令和 8 年熊本地震の教訓を踏まえ、地域の自治会（自主防災組織）や社会福祉協議会、民生委員、福祉施設など、関係者が連携して要配慮者の避難を支援する体制の構築を支援します。

これまでの課題に対応するため、福祉避難所の指定拡充や機能強化に加え、ホテル等への二次避難スキームの活用や応急仮設住宅等の円滑な確保など、障がい特性に応じた多様な避難環境の整備を進めます。

また、障がい等の特性に応じてあらかじめ一般避難所及び福祉避難所等の避難先を検討・記載しておくよう個別避難計画の作成・見直しを推進するとともに、各市町村の「避難所運営マニュアル」や「福祉避難所運営マニュアル」の策定・見直しを支援します。

さらに、一般避難所における要配慮者スペースの確保や、避難生活における熱中症やエコノミークラス症候群などの二次的な健康被害を防止するための環境整備を進めるとともに、被災直後からのこころのケアや専門的な相談支援等の充実を図ります。

②　災害時情報共有システムの活用と迅速な支援ネットワークの構築

有事における迅速な被災状況・ニーズの把握と的確な支援の提供を両立させるため、「障害者支援施設等災害時情報共有システム」の運用を徹底します。

万が一の災害発生時にシステムからの報告依頼の連絡漏れを防ぐため、各事業所に対して緊急連絡先（メールアドレス等）の登録を推進し、確実な情報伝達ルートを確保します。

また、いざという時にシステムへのアクセスや入力が滞ることのないよう、本シ

ステムに備わっている「訓練モード」を活用した定期的な操作訓練への参加を促し、事業所等の確実なシステム活用と現場の対応力を高めます。

事業所等からの報告漏れやタイムリーな報告ができないことによる支援の遅れを防ぎ、システムを通じて集約された人的被害や不足物資などの詳細なデータを「見える化」することで、自治体が地域の被災状況やニーズを早期に把握します。

また、障害福祉サービス等を利用していない方に対する支援として、災害時避難行動要支援者名簿を活用し、在宅避難している要支援者に対して直接訪問による健康状態の確認等を行い、必要な支援体制を確保します。

さらに、把握した被災状況をそのままにするのではなく、必要な物資の供給や、自治体、DMAT 等の非常時の支援ネットワークへと即座に繋ぎ、迅速かつ的確に対応できる体制を目指します。

あわせて、これらの情報をもとに相談支援事業所等と連携し、被災者の生活状況等の実情に即したサービスの利用が速やかに再開できるよう支援を行います。

③　入所施設等における災害対策の促進

障害者支援施設やグループホーム等に対する耐震化整備やスプリンクラー設備整備等のための助成を優先的に行い、施設等の耐震化・防火対策等を促進します。また、入所施設等における災害時の避難確保計画の策定や避難マニュアルの整備、マニュアル等に基づく避難訓練の実施など、災害時の避難体制整備を促進します。

災害の発生下においても必要なサービスを途切れることなく提供できるよう、施設や通所事業所等における非常災害計画や業務継続計画（BCP）の策定及び定期的な避難訓練の実施について、運営指導等の機会等を捉えて周知・徹底を図り、BCP の実効性の向上を推進します。

また、日々のサービス向上に向けた平時からの取組を非常時の事業継続力強化にも直結させ、事業者間の相互応援体制の構築を推進します。

④　災害により被害を受けた障がい者福祉施設等の復旧

災害等により被害を受けた障がい者福祉施設等について、サービス提供の早期再開に向けた復旧のための取組を支援します。

⑤　地方公共団体の防災部局や職能団体等との連携体制の構築

発災時には、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所が福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえる必要があります。

このため、「第一次国土強靱化実施中期計画」に基づく施設・事業所等の耐災害性

の強化を進め、防災対策を推進します。

また、災害対策基本法等の一部改正を踏まえ、災害時に障がい者等の要配慮者への障害福祉サービスが適切に提供されるよう、避難行動要支援者名簿の作成や福祉避難所の指定等の取組について、各事業所が市町村の防災部局や職能団体等と連携を図って取り組むよう促します。

（２）感染症対策の充実による安全・安心の確保

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等が、感染症の流行時においても継続して提供できるよう、業務継続計画（BCP）の策定を促進し、施設等の職員に対する研修や訓練等の充実を図ります。また、平時からの衛生用品等の備蓄や個室化等の環境整備、ＩＣＴやロボット等の新たな技術の導入など、各施設等における感染症対策の取組を推進します。

さらに、感染者が発生した施設等におけるサービス提供の継続のため、関係機関と連携し、職員や物資等に不足が生じた場合の緊急的な支援体制を整備します。

（３）事業所における研修等の充実

サービスを利用する障がい者等が安心して生活できるよう、障がい者等の権利擁護の視点を含めた職員研修を充実するとともに、本人の意思に反した異性介助が行われることがないよう、サービス管理責任者や相談支援専門員等が本人の意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備します。

また、サービスの提供者である職員が、過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障がい者等への支援に従事できるよう、職員の処遇や職場環境等の改善に向けた支援を行います。

7　障がい者の就労支援に向けた取組

（１）工賃向上計画の策定・推進

県では、熊本県工賃向上３か年計画（令和６年度（2024 年度）～令和８年度（2026 年度））等に基づき、商品力向上等による販路拡大、共同受発注体制の推進等に取り組んできました。

令和９年度（2027 年度）以降も引き続き、工賃向上に関する計画を策定し、障がい者等がその能力や適性に応じ、いきいきと働くことによって、地域で自立した生活を送ることができるよう、工賃水準の引上げに取り組みます。

項目	熊本県工賃向上3か年計画		
	令和6年度（2021年度）	令和7年度（2022年度）	令和8年度（2023年度）
目標額	21,398　円	22,147　円	22,922　円
実績額	22,551　円	―　　円	―

（２）障がい者優先調達推進方針の策定・推進

県では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、発注の拡大に取り組んでいます。

また、県や市町村が行う公契約における優先調達の促進に向け、庁内及び市町村に対し周知、情報提供を積極的に行うとともに、企業や事業所において、障害者就労施設等からの物品・役務の調達が広がるよう周知を図ります。

（３）農福連携の推進

障がい者支援課と熊本県農業協同組合中央会にそれぞれ配置した「農福連携コーディネーター」が連携して、障害者就労施設と農業者のマッチングを図っていきます。さらに、「熊本県農福連携協議会」や「南九州農福連携コンソーシアム」といった民間団体との連携も図りながら農福連携による障がい者の就労支援を着実に進めていきます。

（４）総合的な就労支援体制の構築

県内６カ所に設置している障害者就業・生活支援センターにおいて、地域の関係機関と密接に連携し、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場

定着支援までの一貫した支援を実施します。

また、障害者就労施設においては、本人の希望、就労能力や適正等にあった就労先・働き方の選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用した就労選択支援や、アセスメント結果を踏まえた職業指導を進め、支援が途切れることがないよう、教育機関等との連携を強化し、当該センターへの登録を推進するなど、切れ目のない支援体制の強化を図ります。

さらに、企業等に雇用されている障がい者の職場定着を図るため、障害者就業・生活支援センターによる定期的な職場訪問や本人への面談など、地域の関係機関との連携を強化し、障がいの特性に応じた計画的な支援や事業主、障がい者双方が持つ課題の早期発見と解決を図ります。

また、長時間の勤務が困難な障がい者の雇用機会の拡大等多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進を図ります。

第　９　章

熊本県障がい福祉計画（第６期～第７期）・障がい児福祉計画（第２期～第３期）の実績

１　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標及び活動指標

２　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の必要な量の見込み並びに確保方策

３　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の従事者の確保及び資質の向上並びにサービスの質の向上

４　地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の実施

５　その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

1　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標及び活動指標

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

＜成果目標＞

①　地域生活移行者数の増加

国の基本指針	R2.5.19告示	令和5年度末において、令和元年度時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する
	R5.5.19告示	令和8年度末において、令和4年度時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する

計画	熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）			熊本県障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）	
目標値	令和5年度（2023年度）末において、令和元年度（2019年度）末時点の施設入所者（2，872人）の6%（173人）以上が地域生活へ移行			令和8年度（2026年度）末において、令和4年度（2022年度）末時点の施設入所者（2,760人）の6%（166人）以上が地域生活へ移行	
年度	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）
移行者数	22 人	15 人	22 人	19 人	26 人
累積値	47 人（※1）	62 人（※1）	84 人（※1）	41 人（※2）	67 人（※2）
達成率	27.2 %	35.8 %	48.5 %	24.6 %	40.3 %

（※１）令和２年度（2020 年度）からの累積値　　（※２）令和５年度（2023 年度）からの累積値

②　施設入所者数の減少

国の基本指針	R2.5.19告示	令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1．6%以上削減する
	R5.5.19告示	令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5．0%以上削減する

計画	熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）			熊本県障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）	
目標値	令和5年度（2023年度）末時点の施設入所者数を、令和元年度（2019年度）末時点の入所者数（2,872人）から1．6%の46人減少			令和8年度（2026年度）末時点の施設入所者数を、令和4年度（2022年度）時点の入所者数（2,760人）から5.0%の138人減少	
年度	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）
入所者数	2,825 人	2,775 人	2,745 人	2,724 人	2,698 人
減少累積値	74 人（※1）	124 人（※1）	154 人（※1）	51 人（※2）	77 人（※2）
達成率	160.9 %	269.6 %	334.7 %	36.9 %	55.7 %

（※１）令和２年度（2020 年度）からの累積値　　（※２）令和５年度（2023 年度）からの累積値

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
＜成果目標＞

①　精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数

国の基本指針	R2.5.19告示	令和5年度において、精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする
	R5.5.19告示	令和5年度において、精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を326日以上とする

計画	熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）			熊本県障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）	
目標値	令和5年度（2023年度）において、精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする			令和8年度（2026年度）において、精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を326日以上とする	
年度	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）
患者数①	306 日	306 日	317 日	316 日	315 日
患者数②	96.8 %	96.8 %	100.3 %	96.9 %	96.6 %

②　精神病床における１年以上長期入院患者数の減少

国の基本指針	R2.5.19告示	令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上・65歳未満）を目標値として設定する
	R5.5.19告示	令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上・65歳未満）を目標値として設定する

計画	熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）			熊本県障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）	
目標値	①令和5年度（2023年度）末時点の長期入院患者数（65歳以上）2,579人 ②令和5年度（2023年度）末時点の長期入院患者数（65歳未満）920人			①令和8年度（2026年度）末時点の長期入院患者数（65歳以上）2,524人 ②令和8年度（2026年度）末時点の長期入院患者数（65歳未満）939人	
年度	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）
患者数①	3,581 人	3,503 人	3,360 人	3,213 人	3,143 人
患者数②	1,250 人	1,215 人	1,165 人	986 人	945 人

③　精神病床における早期退院率の上昇

国の基本指針	R2.5.19告示	①令和5年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上とする ②令和5年度における入院後6か月時点の退院率を86%以上とする ③令和5年度における入院後1年時点の退院率を92%以上とする
	R5.5.19告示	①令和8年度における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上とする ②令和8年度における入院後6か月時点の退院率を84.5%以上とする ③令和8年度における入院後1年時点の退院率を91%以上とする

計画	熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)	
目標値	①令和5年度(2023年度)における入院後3か月時点の退院率を69%以上 ②令和5年度(2023年度)における入院後6か月時点の退院率を86%以上 ③令和5年度(2023年度)における入院後1年時点の退院率を92%以上			①令和8年度(2026年度)における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上 ②令和8年度(2026年度)における入院後6か月時点の退院率を84.5%以上 ③令和8年度(2023年度)における入院後1年時点の退院率を91%以上	
年度	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)
退院率①	57.7 %	51.6 %	53.2 %	55.5 %	57.6 %
退院率②	79.2 %	76.7 %	77 %	79.2 %	81.3 %
退院率③	86 %	84.9 %	84.1 %	88.6 %	90.7 %
達成率①	83.6%	74.8%	77.1%	80.6%	83.6%
達成率②	92.1%	89.2%	89.5%	93.7%	96.2%
達成率③	93.5%	92.3%	91.4%	97.4%	99.7%

（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実
＜成果目標＞

①　コーディネーターの配置

国の基本指針	R5.5.19告示	令和8年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターの配置する

計画	熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)	
目標値	―			令和8年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターの配置する(31人)	
年度	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)
配置人数	―	―	―	16 人	16 人
達成率	―	―	―	51.6%	51.6%

②　地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針	R2.5.19告示	令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する
	R5.5.19告示	令和8年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する

計画	熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)	
目標値	令和5年度(2023年度)末までに各市町村又は各障がい保健福祉圏域(10圏域)に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する			令和8年度(2026年度)末までに各市町村又は各障がい保健福祉圏域(10圏域)に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する	
年度	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)
圏域数	9 圏域	10 圏域	10 圏域	10 圏域	10 圏域
達成率(圏域数)	90.0%	100%	100.0%	100.0%	100.0%

(4)福祉施設から一般就労への移行等
＜成果目標＞

①　福祉施設利用者の一般就労への移行者数の増加

国の基本指針	R2.5.19告示	令和5年度中に、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者の数を令和元年度実績の1.27倍以上とする
	R5.5.19告示	令和8年度中に、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者の数を令和3年度実績の1.28倍以上とする

計画	熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)	
目標値	令和5年度(2023年度)中に、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を通じて、一般就労に移行する者の数を令和元年度(2019年度)実績(279人)の1.27倍(355人)以上とする			令和5年度(2023年度)中に、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を通じて、一般就労に移行する者の数を令和3年度(2021年度)実績(244人)の1.28倍(313人)以上とする	
年度	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)
実績値	244 人	262 人	287 人	319 人	349 人
達成率	68.7%	73.8%	80.8%	101.9%	111.5%

②　就労定着支援事業所の就労定着率の増加

国の基本指針	R5.5.19告示	令和8年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が50%以上の事業所の割合を50%以上とする

計画	熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)	
目標値	-			令和8年度(2026年度)における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が50%以上の事業所の割合を50%以上とする	
年度	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)
実績値	-	-	-	64.7 %	37.7 %
達成率	-	-	-	129.4%	75.4%

③　一般就労移行者に占める就労定着支援事業の利用者の増加

国の基本指針	R2.5.19告示	令和5年度における就労支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援利用者の割合を、全体の7割以上とする
	R5.5.19告示	令和8年度における就労定着支援事業の利用者数(令和3年度実績の1.41倍以上)とする

計画	熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)	
目標値	令和5年度(2023年度)における就労支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援利用者の割合を、全体の7割以上とする			令和8年度(2026年度)就労定着支援事業の利用者数157人(令和3年度実績112人の1.41倍以上)とする	
年度	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)
割合/人数	27 %	25 %	25 %	148 人	156 人
達成率	38.6%	35.7%	35.7%	94.3%	99.4%

④　就労定着支援事業所の就労定着率の増加

国の基本指針	R2.5.19告示	令和5年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする
	R5.5.19告示	令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が70%以上の事業所を全体の25%以上とする

計画	熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)	
目標値	令和5年度(2023年度)において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする			令和8年度(2026年度)における就労定着率が70%以上の事業所の割合を25%以上とする	
年度	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)
実績値	89 %	71 %	60 %	23.8 %	60 %
達成率	127.1%	101.4%	85.7%	95.2%	240.0%

⑤　協議会等の設置

国の基本指針	R5.5.19告示	雇用・労働分野の関係機関との連携を図るための協議会等を設置する

計画	熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)	
目標値	-			令和8年度(2026年度)に雇用・労働分野の関係機関との連携を図るための協議会等を設置する	
年度	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)
開催数	-	-	-	0 回	1 回
達成率	-	-	-	0.0%	100.0%

＜活動指標＞

①　就労移行支援事業、就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数

計画	熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)	
目標値	令和5年度(2023年度)において、就労移行支援事業、就労継続支援A型・B型事業利用者のうち、一般就労移行者の数を年間354人とする			令和8年度(2026年度)において、就労移行支援事業、就労継続支援A型・B型事業利用者のうち、一般就労移行者の数を年間306人とする	
年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
実績値	244 人	262 人	277 人	307 人	343 人
達成率	68.9%	74.0%	78.2%	100.3%	112.1%

②　職業訓練の受講者数

計画	熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)	
目標値	令和5年度(2023年度)において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、職業訓練の受講者数を年間22人とする			令和5年度(2023年度)において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、職業訓練の受講者数を年間32人とする	
年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
受講者数	3 人	1 人	24 人	23 人	14 人
達成率	13.6%	4.5%	109.1%	71.9%	43.8%

③　福祉施設から公共職業安定所への誘導者数

計画	熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)	
目標値	令和5年度(2023年度)において、福祉施設利用者のうち、公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設の利用者数を419人とする			令和8年度(2026年度)において、福祉施設利用者のうち、公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設の利用者数を351人とする	
年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
誘導者数	210 人	246 人	222 人	243 人	183 人
達成率	50.1%	58.7%	53.0%	69.2%	52.1%

④　福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数

計画	熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)	
目標値	令和5年度(2023年度)において、福祉施設から一般就労に移行する者が障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設の利用者数を101人とする			令和8年度(2026年度)において、福祉施設から一般就労に移行する者が障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設の利用者数を82人とする	
年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
誘導者数	67 人	73 人	54 人	42 人	33 人
達成率	66.3%	72.3%	53.5%	51.2%	40.2%

⑤　公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用数

計画	熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)	
目標値	令和5年度(2023年度)において、公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用数を133人とする			令和8年度(2026年度)において、公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用数を124人とする	
年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
支援を受けた者	101 人	119 人	108 人	150 人	121 人
達成率	75.9%	89.5%	81.2%	121.0%	97.6%

（５）障がい児支援の提供体制の整備等
＜成果目標＞

①　重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の基本指針	R2.5.19告示	・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する(市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置でも可) ・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する
	R5.5.19告示	・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する(市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置でも可) ・令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置する ・令和8年度末までに、障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

計画	熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)	
目標値	ア　令和5年度(2023年度)末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する(市町村単独での確保が困難な場合は、各障がい保健福祉圏域(10圏域)での確保) イ　令和5年度(2023年度)末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する			ア　令和8年度(2026年度)末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する(市町村単独での確保が困難な場合は、各障がい保健福祉圏域(10圏域)での確保) イ　令和8年度(2026年度)末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する	
年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
ア　圏域数	10 圏域	10 圏域	10 圏域	10 圏域	10 圏域
イ　圏域数	10 圏域	10 圏域	10 圏域	10 圏域	10 圏域
ア　達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
イ　達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

②　難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

国の基本指針	R2.5.19告示	令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する
	R5.5.19告示	令和8年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保する

計画	熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）			熊本県障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）	
目標値	聴覚障がい児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和5年度（2023年度）末までに、児童発達支援センター、特別支援学校聴覚障がい等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の充実を図る			聴覚障がい児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和8年度（2026年度）末までに、児童発達支援センター、特別支援学校聴覚障がい等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の充実を図る	
年度	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）
体制の有無	有	有	有	有	有

③　主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針	R2.5.19告示	令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する（市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保でも可）
	R5.5.19告示	令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上設置する（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置でも可）

計画	熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）			熊本県障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）	
目標値	令和5年度（2023年度）末までに、主に重症心身障がい児を支援する（ア）児童発達支援事業所及び（イ）放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する（市町村単独での確保が困難な場合には、各障がい保健福祉圏域（10圏域）での確保）			令和8年度（2026年度）末までに、主に重症心身障がい児を支援する（ア）児童発達支援事業所及び（イ）放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する（市町村単独での確保が困難な場合には、各障がい保健福祉圏域（10圏域）での確保）	
年度	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）
ア　圏域数	8 圏域	8 圏域	8 圏域	8 圏域	8 圏域
イ　圏域数	8 圏域	8 圏域	8 圏域	8 圏域	8 圏域
ア　達成率	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
イ　達成率	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%

④　医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本指針	R2.5.19告示	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する（市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での圏域での設置でも可）
	R5.5.19告示	令和8年度（2026年度）末までに、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場を各市町村に少なくとも1か所以上設置する（市町村単独での設置が困難な場合には、各障がい保健福祉圏域（10圏域）での確保）

計画	熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）			熊本県障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）	
目標値	令和5年度（2023年度）末までに、県、各障がい保健福祉圏域（10圏域）及び各市町村（45市町村）において、保健、医療、保育、教育等の関係機関等との連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する（市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での各障がい保健福祉圏域での設置）			令和8年度（2026年度）末までに、県、各障がい保健福祉圏域（10圏域）及び各市町村（45市町村）において、保健、医療、保育、教育等の関係機関等との連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する（市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での各障がい保健福祉圏域での設置）	
年度	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）
実績値	1 市町村	3 市町村	16 市町村	40 市町村	42 市町村
達成率	2.2%	6.7%	35.6%	88.9%	93.3%

（６）相談支援体制の充実・強化等
＜成果目標＞

国の基本指針	R2.5.19告示	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する
	R5.5.19告示	令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、令和八年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）する

計画	熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）			熊本県障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）	
目標値	令和5年度（2023年度）末までに、各市町村又は各障がい保健福祉圏域（10圏域）において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の充実を図る			令和8年度（2026年度）末までに、各市町村又は各障がい保健福祉圏域（10圏域）において、基幹相談支援センターする（市町村数）	
年度	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）
実績値	2 圏域	2 圏域	9 圏域	11 市町村	18 市町村
達成率	20.0%	20.0%	90.0%	24.4%	40.0%

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
＜活動指標＞

①　計画的な人材育成に関する活動指標

計画	熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）			熊本県障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）	
目標値	―			ア　令和8年度（2026年度）末までに、相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）修了者数（1,265人） イ　相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数（年1回） ウ　令和8年度（2026年度）末までに、相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の修了者数（100人）	
年度	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）
ア　実績値	―	―	―	915 人	844 人
ア　達成率	―	―	―	72%	67%
イ　実績値	―	―	―	2 回	2 回
イ　達成率	―	―	―	200%	200%
ウ　実績値	―	―	―	135 回	73 回
ウ　達成率	―	―	―	135%	73%

②　指導監査結果の関係市町村との共有回数

計画	熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）			熊本県障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）	
目標値	令和5年度（2023年度）において、県実施の指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の実施計画を関係自治体と共有する回数を年2回以上とする			令和8年度（2026年度）において、県実施の指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査について関係自治体と随時共有する	
年度	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）
実績値	2 回	2 回	2 回	随時	随時
達成率	100%	100%	100%	―	―

（８）発達障がい者等に対する支援
＜活動指標＞

①　発達障がい者支援地域協議会の開催数

計画	熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)	
目標値	令和5年度(2023年度)において、地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な発達障がい者支援地域協議会の開催回数を年間2回とする			令和8年度(2026年度)において、地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な発達障がい者支援地域協議会の開催回数を年間2回とする	
年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
実績値	1 回	2 回	2 回	2 回	2 回
達成率	50%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

②　発達障がい者支援センターによる相談支援件数

計画	熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)	
目標値	令和5年度(2023年度)までの、市町村等での対応が困難であり、発達障がい者支援センターによる相談支援を必要とする相談件数を設定する ・令和3年度(2021年度)は年間6,150件 ・令和4年度(2022年度)は年間6, 100件 ・令和5年度(2023年度)は年間6, 050件			令和8年度(2026年度)までの、市町村等での対応が困難であり、発達障がい者支援センターによる相談支援を必要とする相談件数を設定する ・令和6年度(2024年度)は年間6,055件 ・令和7年度(2025年度)は年間6,055件 ・令和8年度(2026年度)は年間6,055件	
年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
実績値	2,564 件	2,368 件	5,409 件	4,673 件	4,495 件
達成率	41.7%	38.8%	89.4%	77.2%	74.2%

③　発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数

計画	熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)	
目標値	令和5年度(2023年度)までの、市町村等での対応が困難であり、発達障がい者支援センターあるいは発達障がい者地域支援マネジャーの助言を必要とする助言件数を設定する ・令和3年度(2021年度)は年間468件 ・令和4年度(2022年度)は年間469件 ・令和5年度(2023年度)は年間470件			令和8年度(2026年度)までの、市町村等での対応が困難であり、発達障がい者支援センターあるいは発達障がい者地域支援マネジャーの助言を必要とする助言件数を設定する ・令和6年度(2024年度)は年間641件 ・令和7年度(2025年度)は年間641件 ・令和8年度(2026年度)は年間641件	
年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
実績値	935 件	774 件	696 件	997 件	853 件
達成率	199.8%	165.0%	148.1%	155.5%	133.1%

④　発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数

計画	熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)	
目標値	令和5年度(2023年度)において、個々の発達障がいの特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数を年間920件とする			令和8年度(2026年度)において、個々の発達障がいの特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数を年間716件とする	
年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
実績値	458 件	659 件	724 件	661 件	741 件
達成率	64.0%	92.0%	78.7%	92.3%	103.5%

⑤　ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

計画	熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)	
目標値	令和5年度(2023年度)までの、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数を設定する ・令和3年度(2021年度)は年間1，007人 ・令和4年度(2022年度)は年間1，091人 ・令和5年度(2023年度)は年間1，204人			令和8年度(2026年度)までの、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の開催回数を設定する ・令和6年度(2024年度)は年間238回 ・令和7年度(2025年度)は年間281回 ・令和8年度(2026年度)は年間347回	
年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
実績値	470 人	667 人	836 人	107 回	264 回
達成率	46.7%	61.1%	69.4%	45.0%	94.0%

⑥　ペアレントメンターの人数等（活動の回数）

計画	熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)	
目標値	令和5年度(2023年度)までの、各年度におけるペアレントメンターの人数を設定する ・令和3年度(2021年度)は年間57人 ・令和4年度(2022年度)は年間63人 ・令和5年度(2023年度)は年間88人			令和8年度(2026年度)までの、ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動の実施回数を設定する ・令和6年度(2024年度)は年間78回 ・令和7年度(2025年度)は年間94回 ・令和8年度(2026年度)は年間106回	
年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
実績値	83 人	87 人	85 人	19 回	54 回
達成率	145.6%	138.1%	96.6%	24.4%	57.4%

⑦　ピアサポートの活動への参加人数

計画	熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)	
目標値	令和5年度(2023年度)までの、各年度におけるピアサポートの活動への参加人数を設定する ・令和3年度(2021年度)は年間912人 ・令和4年度(2022年度)は年間997人 ・令和5年度(2023年度)は年間1，088人			令和8年度(2026年度)までの、各年度におけるピアサポートの活動への参加を推進する	
年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
実績値	379 人	1,034 人	1,067 人	984 人	876 人
達成率	41.6%	103.7%	107.0%	―	―

※見込量及び実績については積算中のため現行計画を掲載しています。

2　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の必要な量及び実績

（1）訪問系サービス

①　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

計画		熊本県障がい福祉計画(第5期)・障がい児福祉計画(第1期)						熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			
年度		平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)		令和2年度(2020年度)		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)	
単位		利用量(時間／月)	利用者数(人／月)	利用量(時間／月)	利用者数(人／月)	利用量(時間／月)	利用者数(人／月)	利用量(時間／月)	利用者数(人／月)	利用量(時間／月)	利用者数(人／月)
熊本・上益城	見込み	26,483	1,188	27,230	1,234	27,878	1,276	28,126	1,197	29,093	1,222
	実績	25,144	1,157	25,977	1,124	26,277	1,130	26,628	1,181	27,170	1,212
宇城	見込み	3,500	200	3,931	211	4,484	224	2,875	180	3,076	194
	実績	2,577	170	2,673	172	2,844	184	2,761	183	2,739	188
有明	見込み	5,679	301	5,882	314	6,105	328	6,082	307	6,366	324
	実績	4,960	261	5,008	269	5,284	293	5,495	304	4,871	303
鹿本	見込み	2,230	126	2,255	132	2,335	140	2,355	135	2,454	140
	実績	1,974	128	2,064	127	2,091	122	2,094	129	2,027	131
菊池	見込み	7,822	357	8,493	390	9,158	424	9,338	323	10,350	339
	実績	7,943	312	8,351	311	8,495	306	9,262	284	8,996	283
阿蘇	見込み	859	78	922	84	963	88	909	86	939	90
	実績	665	61	658	68	652	70	681	72	763	85
八代	見込み	2,171	153	2,173	154	2,176	154	1,206	118	1,206	118
	実績	1,153	133	1,107	122	1,076	117	1,000	113	1,074	117
芦北	見込み	2,271	68	2,359	75	2,747	84	2,706	74	2,799	82
	実績	1,834	60	1,815	61	1,892	66	2,266	67	2,197	68
球磨	見込み	2,898	173	3,026	179	3,087	184	3,048	159	3,056	159
	実績	2,359	132	2,305	136	1,975	123	1,906	126	1,690	128
天草	見込み	3,284	174	3,439	184	3,813	190	2,889	166	2,951	172
	実績	2,204	153	2,268	153	2,245	153	2,769	157	3,107	144
県全域	見込み	57,197	2,818	59,710	2,957	62,746	3,092	59,534	2,745	62,290	2,840
	実績	50,813	2,567	52,226	2,543	52,831	2,564	54,862	2,616	54,633	2,659

（２）日中活動系サービス

②　生活介護

計画		熊本県障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）						熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）			
年度		平成30年度（2018年度）		令和元年度（2019年度）		令和2年度（2020年度）		令和3年度（2021年度）		令和4年度（2022年度）	
単位		利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）
熊本・上益城	見込み	34,256	1,752	35,192	1,800	36,746	1,878	34,273	1,767	34,807	1,796
	実績	33,063	1,689	33,490	1,692	33,156	1,690	33,273	1,700	33,111	1,718
宇城	見込み	7,008	361	7,394	381	7,866	403	6,704	352	7,123	374
	実績	6,189	325	6,214	324	6,313	330	6,286	329	5,995	319
有明	見込み	10,939	551	11,818	595	12,541	631	10,727	564	11,362	596
	実績	10,352	532	10,270	524	10,154	514	10,540	517	10,262	521
鹿本	見込み	4,500	250	4,590	255	4,680	260	4,560	240	4,845	255
	実績	4,333	235	4,158	224	4,068	218	4,017	216	4,030	219
菊池	見込み	8,458	437	8,822	456	9,195	476	8,538	431	8,782	452
	実績	8,128	422	8,257	430	8,199	429	8,459	437	8,399	433
阿蘇	見込み	5,134	247	5,240	253	5,362	260	5,141	250	5,264	256
	実績	4,940	248	5,021	239	4,760	219	4,763	230	4,643	232
八代	見込み	8,371	445	8,763	466	9,193	489	8,323	451	8,525	462
	実績	7,573	413	7,754	427	7,977	430	7,826	425	7,515	416
芦北	見込み	4,411	225	4,597	234	4,973	253	4,772	243	5,017	255
	実績	4,140	223	4,149	224	4,056	217	4,104	214	3,937	212
球磨	見込み	5,445	315	5,539	320	5,603	324	5,697	326	5,801	332
	実績	5,343	299	5,268	292	5,384	302	5,567	309	5,235	295
天草	見込み	12,461	581	13,182	615	13,926	650	12,623	610	13,237	640
	実績	11,762	575	11,845	569	11,902	600	12,112	609	11,339	595
県全域	見込み	100,983	5,164	105,137	5,375	110,085	5,624	101,358	5,234	104,763	5,418
	実績	95,823	4,961	96,426	4,945	95,968	4,949	96,946	4,986	94,466	4,960

③　自立訓練（機能訓練）

計画		熊本県障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）						熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）			
年度		平成30年度（2018年度）		令和元年度（2019年度）		令和2年度（2020年度）		令和3年度（2021年度）		令和4年度（2022年度）	
単位		利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）
熊本・上益城	見込み	268	18	304	20	318	21	457	32	521	36
	実績	383	23	367	25	313	22	274	19	236	20
宇城	見込み	35	3	35	3	35	3	23	2	23	2
	実績	0	0	0	0	6	1	4	1	11	1
有明	見込み	70	4	70	4	70	4	72	5	79	6
	実績	21	2	21	2	22	1	19	1	0	0
鹿本	見込み	22	1	22	1	22	1	22	1	22	1
	実績	0	0	0	0	0	0	6	1	7	1
菊池	見込み	49	4	60	4	60	4	33	6	35	7
	実績	20	3	24	2	24	3	22	2	23	4
阿蘇	見込み	60	3	76	4	60	3	83	5	83	5
	実績	25	2	9	1	18	1	13	1	0	0
八代	見込み	32	2	32	2	32	2	36	3	36	3
	実績	35	2	21	3	28	2	9	1	0	0
芦北	見込み	34	2	34	2	56	3	56	3	56	3
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
球磨	見込み	5	2	5	2	5	2	99	5	99	5
	実績	0	0	17	1	26	2	0	0	3	1
天草	見込み	43	3	66	4	112	6	23	1	23	1
	実績	8	1	2	1	13	1	20	1	2	0
県全域	見込み	618	42	704	46	770	49	904	63	977	69
	実績	492	33	461	35	450	33	367	27	283	28

④　自立訓練（生活訓練）

計画		熊本県障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）						熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）			
年度		平成30年度（2018年度）		令和元年度（2019年度）		令和2年度（2020年度）		令和3年度（2021年度）		令和4年度（2022年度）	
単位		利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）
熊本・上益城	見込み	2,534	127	2,668	134	2,780	140	2,204	143	2,498	162
	実績	2,206	119	2,609	153	1,576	110	1,723	108	1,596	108
宇城	見込み	602	39	784	50	1,042	66	318	20	337	21
	実績	397	25	337	21	207	15	170	15	251	19
有明	見込み	358	18	358	18	358	18	329	15	329	15
	実績	349	18	237	12	223	10	170	8	164	8
鹿本	見込み	180	11	190	12	200	13	162	9	180	10
	実績	124	6	145	8	116	9	126	10	153	14
菊池	見込み	641	50	756	59	871	69	274	15	278	18
	実績	358	25	309	22	266	18	222	18	262	19
阿蘇	見込み	179	12	207	14	221	15	217	14	256	16
	実績	106	9	180	15	191	12	110	10	69	6
八代	見込み	433	38	478	42	532	47	510	35	521	36
	実績	357	24	412	27	439	29	284	19	183	14
芦北	見込み	186	9	227	11	404	19	266	14	322	17
	実績	216	10	275	14	171	10	110	6	64	4
球磨	見込み	549	29	569	30	579	30	326	18	299	17
	実績	185	9	163	9	116	7	31	2	25	2
天草	見込み	715	39	822	45	953	52	714	45	781	48
	実績	638	41	634	43	446	41	476	35	485	35
県全域	見込み	6,377	372	7,059	415	7,940	469	5,320	328	5,801	360
	実績	4,936	286	5,301	324	3,752	261	3,423	231	3,252	229

⑤　就労移行支援

計画		熊本県障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）						熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）			
年度		平成30年度（2018年度）		令和元年度（2019年度）		令和2年度（2020年度）		令和3年度（2021年度）		令和4年度（2022年度）	
単位		利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）
熊本・上益城	見込み	3,099	182	3,344	196	3,585	210	4,132	252	4,486	274
	実績	3,813	224	3,642	219	3,642	209	3,207	183	2,795	163
宇城	見込み	620	37	654	39	688	41	469	28	588	35
	実績	308	18	314	19	297	29	365	28	232	24
有明	見込み	938	52	988	55	1,038	58	572	35	618	38
	実績	554	35	410	27	419	27	401	27	400	28
鹿本	見込み	400	40	450	45	500	50	288	16	306	17
	実績	248	14	265	15	224	12	204	12	148	9
菊池	見込み	872	65	955	71	1,056	78	919	57	955	68
	実績	908	63	710	55	814	60	787	45	710	47
阿蘇	見込み	249	17	249	17	271	18	314	22	362	25
	実績	246	19	247	21	119	13	201	16	205	21
八代	見込み	861	39	917	42	950	44	360	21	360	21
	実績	487	28	345	19	301	18	410	23	334	19
芦北	見込み	364	18	439	22	584	30	170	9	203	11
	実績	124	7	84	5	98	5	24	1	10	2
球磨	見込み	1,037	61	1,197	70	1,357	80	480	29	515	31
	実績	338	26	307	20	288	21	300	18	200	18
天草	見込み	844	40	947	45	970	46	520	27	564	30
	実績	452	27	272	21	294	19	220	16	166	12
県全域	見込み	9,284	551	10,140	602	10,999	655	8,224	496	8,957	550
	実績	7,478	461	6,596	421	6,495	413	6,119	369	5,200	343

⑥　就労継続支援Ａ型

計画		熊本県障がい福祉計画(第5期)・障がい児福祉計画(第1期)						熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			
年度		平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)		令和2年度(2020年度)		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)	
単位		利用量(人日/月)	利用者数(人/月)	利用量(人日/月)	利用者数(人/月)	利用量(人日/月)	利用者数(人/月)	利用量(人日/月)	利用者数(人/月)	利用量(人日/月)	利用者数(人/月)
熊本・上益城	見込み	25,194	1,292	26,630	1,365	28,066	1,438	20,720	1,073	20,217	1,049
	実績	22,077	1,128	22,202	1,108	22,324	1,128	21,616	1,102	21,671	1,116
宇城	見込み	5,090	260	5,710	291	6,430	327	4,857	242	5,381	268
	実績	4,219	212	4,276	212	4,411	224	4,602	239	4,728	247
有明	見込み	5,767	298	6,148	317	6,521	336	6,700	331	7,126	352
	実績	5,243	265	5,651	288	6,223	319	6,759	339	6,697	347
鹿本	見込み	2,890	170	3,060	180	3,230	190	2,850	150	3,040	165
	実績	2,616	131	2,611	134	2,571	133	2,282	119	2,249	118
菊池	見込み	6,348	350	6,611	374	6,893	409	6,071	309	6,174	335
	実績	5,829	310	5,626	297	5,748	308	5,611	288	5,847	304
阿蘇	見込み	1,852	104	2,260	127	2,408	136	1,762	90	1,819	93
	実績	1,361	76	1,383	74	1,332	70	1,327	68	1,263	65
八代	見込み	6,833	312	7,272	332	7,758	354	6,500	286	6,595	290
	実績	6,803	287	6,287	283	6,080	277	5,805	259	5,360	245
芦北	見込み	1,624	81	1,744	87	1,908	95	1,814	87	1,961	94
	実績	1,794	88	1,538	74	1,486	75	1,494	74	1,419	72
球磨	見込み	4,206	241	4,396	260	4,604	270	3,507	192	3,593	197
	実績	3,643	200	3,148	173	3,241	181	3,567	200	3,743	203
天草	見込み	3,167	151	3,527	168	3,910	186	3,143	150	3,565	171
	実績	2,736	135	2,751	135	2,618	130	2,583	128	2,049	105
県全域	見込み	62,971	3,259	67,358	3,501	71,728	3,741	57,924	2,910	59,471	3,014
	実績	56,321	2,832	55,473	2,778	56,033	2,845	55,647	2,816	55,026	2,822

⑦　就労継続支援Ｂ型

計画		熊本県障がい福祉計画(第5期)・障がい児福祉計画(第1期)						熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			
年度		平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)		令和2年度(2020年度)		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)	
単位		利用量(人日/月)	利用者数(人/月)	利用量(人日/月)	利用者数(人/月)	利用量(人日/月)	利用者数(人/月)	利用量(人日/月)	利用者数(人/月)	利用量(人日/月)	利用者数(人/月)
熊本・上益城	見込み	26,733	1,507	29,297	1,651	32,131	1,810	27,521	1,635	28,926	1,719
	実績	23,482	1,388	25,145	1,478	26,002	1,546	27,030	1,597	28,401	1,701
宇城	見込み	4,684	259	5,177	281	5,701	304	5,558	299	6,226	335
	実績	4,485	251	4,931	270	5,045	280	5,187	295	5,430	308
有明	見込み	5,361	308	6,224	355	6,788	386	5,962	339	6,419	365
	実績	5,249	302	5,399	310	5,444	327	5,536	321	5,546	327
鹿本	見込み	1,980	110	2,070	115	2,160	120	2,470	120	2,660	135
	実績	2,051	103	2,181	111	2,356	121	2,507	130	2,707	144
菊池	見込み	6,529	410	6,941	445	7,390	491	6,860	403	7,340	450
	実績	5,456	331	5,970	359	6,628	409	6,988	401	7,180	418
阿蘇	見込み	3,067	157	3,643	188	3,856	199	3,487	183	3,794	199
	実績	2,635	140	2,630	146	2,899	169	3,102	167	3,242	180
八代	見込み	6,481	290	6,803	305	7,200	324	6,954	378	7,469	406
	実績	5,100	267	5,146	285	5,133	289	5,741	326	6,398	367
芦北	見込み	4,266	239	4,460	249	4,698	261	4,110	230	4,358	243
	実績	3,793	219	4,137	237	3,588	210	3,795	218	3,817	226
球磨	見込み	5,304	312	5,438	328	5,581	337	6,020	339	6,157	356
	実績	5,563	311	5,695	314	5,557	318	5,410	694	5,362	662
天草	見込み	7,265	355	7,760	380	8,445	415	7,814	397	8,358	425
	実績	6,272	359	6,630	370	6,704	377	6,978	376	7,062	397
県全域	見込み	71,670	3,947	77,813	4,297	83,950	4,647	76,756	4,323	81,707	4,633
	実績	64,086	3,671	67,864	3,880	69,356	4,046	72,274	4,524	75,145	4,730

⑧　就労定着支援

計　画		熊本県障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）			熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）	
年　度		平成30年度（2018年度）	令和元年度（2019年度）	令和2年度（2020年度）	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）
単　位		利用者数（人／月）	利用者数（人／月）	利用者数（人／月）	利用者数（人／月）	利用者数（人／月）
熊本・上益城	見込み	104	114	124	100	121
	実　績	31	77	82	81	81
宇　城	見込み	13	15	18	6	6
	実　績	0	4	5	5	5
有　明	見込み	14	15	16	19	22
	実　績	7	15	17	14	9
鹿　本	見込み	1	1	1	2	4
	実　績	0	0	2	3	3
菊　池	見込み	8	10	13	14	17
	実　績	2	9	12	25	26
阿　蘇	見込み	7	8	8	7	9
	実　績	1	4	3	2	2
八　代	見込み	6	6	6	4	4
	実　績	1	2	2	3	4
芦　北	見込み	6	6	6	3	3
	実　績	0	0	0	1	0
球　磨	見込み	16	18	20	15	14
	実　績	0	1	1	0	0
天　草	見込み	1	11	13	11	17
	実　績	0	5	7	5	6
県全域	見込み	176	204	225	181	217
	実　績	42	117	131	139	136

⑨　療養介護

計　画		熊本県障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）			熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）	
年　度		平成30年度（2018年度）	令和元年度（2019年度）	令和2年度（2020年度）	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）
単　位		利用者数（人／月）	利用者数（人／月）	利用者数（人／月）	利用者数（人／月）	利用者数（人／月）
県全域	見込み	714	723	733	726	745
	実　績	690	697	690	687	690

⑩　短期入所（福祉型）

計画		熊本県障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）						熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）			
年度		平成30年度（2018年度）		令和元年度（2019年度）		令和2年度（2020年度）		令和3年度（2021年度）		令和4年度（2022年度）	
単位		利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）
熊本・上益城	見込み	1,012	237	1,120	262	1,219	285	1,160	295	1,255	318
	実績	1,046	261	579	153	692	135	696	140	585	132
宇城	見込み	128	27	134	28	143	30	141	27	145	28
	実績	127	27	152	37	90	30	137	35	174	38
有明	見込み	506	92	555	101	604	110	595	91	720	110
	実績	431	103	465	99	404	68	398	74	327	66
鹿本	見込み	92	34	95	35	97	36	83	33	85	34
	実績	88	30	78	29	56	8	68	8	45	7
菊池	見込み	536	123	569	129	609	135	468	99	495	126
	実績	439	97	465	103	1,051	74	258	53	162	52
阿蘇	見込み	238	57	256	61	274	65	305	53	311	55
	実績	199	36	209	41	128	45	114	43	105	43
八代	見込み	164	36	174	38	184	40	171	38	171	38
	実績	163	36	171	40	155	32	144	27	151	28
芦北	見込み	350	43	386	47	422	51	328	45	362	49
	実績	252	33	209	29	192	26	132	15	144	17
球磨	見込み	184	36	196	38	208	39	251	44	256	46
	実績	207	36	212	41	225	35	252	34	253	42
天草	見込み	500	63	525	66	530	67	410	53	421	55
	実績	232	40	221	38	194	29	188	28	183	22
県全域	見込み	3,710	748	4,010	805	4,290	858	3,912	778	4,221	859
	実績	3,184	699	2,761	610	3,187	482	2,386	457	2,129	447

⑪　短期入所（医療型）

計画		熊本県障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）						熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）			
年度		平成30年度（2018年度）		令和元年度（2019年度）		令和2年度（2020年度）		令和3年度（2021年度）		令和4年度（2022年度）	
単位		利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）
熊本・上益城	見込み	258	64	274	67	290	70	312	70	348	77
	実績	351	49	177	22	86	18	114	31	145	35
宇城	見込み	68	9	78	10	78	10	42	8	48	9
	実績	38	8	49	9	15	6	9	2	16	6
有明	見込み	109	17	134	21	159	25	90	14	109	17
	実績	102	17	59	12	62	11	45	11	51	15
鹿本	見込み	4	1	4	1	8	2	4	5	5	6
	実績	3	4	3	4	8	2	8	2	15	3
菊池	見込み	76	19	84	22	93	25	72	12	80	12
	実績	52	13	56	11	20	6	26	7	137	23
阿蘇	見込み	21	3	21	3	21	3	1	1	1	1
	実績	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1
八代	見込み	51	13	51	13	51	13	25	5	25	5
	実績	40	7	36	7	7	1	8	2	12	2
芦北	見込み	42	12	46	13	50	14	59	10	71	12
	実績	9	3	9	4	6	4	8	2	14	2
球磨	見込み	44	7	49	8	49	8	49	8	49	8
	実績	28	5	15	3	10	3	9	4	11	4
天草	見込み	100	13	100	13	100	13	62	12	62	12
	実績	45	10	16	4	11	1	15	2	9	2
県全域	見込み	773	158	841	171	899	183	716	145	798	159
	実績	670	117	420	76	225	52	242	63	411	93

（3）居住系サービス

⑫　自立生活援助

計画		熊本県障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）			熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）	
年度		平成30年度（2018年度）	令和元年度（2019年度）	令和2年度（2020年度）	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）
単位		利用者数（人／月）	利用者数（人／月）	利用者数（人／月）	利用者数（人／月）	利用者数（人／月）
熊本・上益城	見込み	49	52	54	8	9
	実績	0	4	1	0	1
宇城	見込み	16	18	21	4	4
	実績	0	0	0	0	0
有明	見込み	14	19	26	12	13
	実績	0	0	0	0	0
鹿本	見込み	1	3	5	8	12
	実績	0	5	3	0	2
菊池	見込み	13	14	16	7	9
	実績	1	3	4	4	3
阿蘇	見込み	11	15	17	10	15
	実績	0	1	3	3	3
八代	見込み	7	12	13	1	1
	実績	0	0	0	0	0
芦北	見込み	4	4	4	2	2
	実績	0	0	0	0	0
球磨	見込み	15	16	17	6	7
	実績	0	0	0	0	0
天草	見込み	2	2	3	1	2
	実績	0	0	0	0	0
県全域	見込み	132	155	176	59	74
	実績	1	13	11	7	9

⑬　共同生活援助

計画		熊本県障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）			熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）	
年度		平成30年度（2018年度）	令和元年度（2019年度）	令和2年度（2020年度）	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）
単位		利用者数（人／月）	利用者数（人／月）	利用者数（人／月）	利用者数（人／月）	利用者数（人／月）
熊本・上益城	見込み	939	999	1,058	978	1,014
	実績	894	949	962	1,042	1,107
宇城	見込み	161	189	198	215	234
	実績	173	190	205	212	224
有明	見込み	231	244	262	259	272
	実績	229	240	248	257	267
鹿本	見込み	130	135	140	130	140
	実績	118	124	118	124	130
菊池	見込み	186	192	198	216	224
	実績	188	185	213	226	254
阿蘇	見込み	195	203	211	218	226
	実績	193	195	204	200	210
八代	見込み	225	237	248	252	258
	実績	226	233	245	254	261
芦北	見込み	107	116	125	110	115
	実績	108	109	104	97	99
球磨	見込み	182	194	207	193	205
	実績	164	170	187	191	193
天草	見込み	218	228	248	231	243
	実績	219	225	226	221	222
県全域	見込み	2,574	2,737	2,895	2,802	2,931
	実績	2,512	2,620	2,712	2,824	2,967

⑭　施設入所支援

計　画		熊本県障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）			熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）	
年　度		平成30年度（2018年度）	令和元年度（2019年度）	令和2年度（2020年度）	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）
単　位		利用者数（人／月）	利用者数（人／月）	利用者数（人／月）	利用者数（人／月）	利用者数（人／月）
県全域	見込み	2,953	2,934	2,903	2,877	2,865
	実　績	2,918	2,900	2,838	2,803	2,760

（４）相談支援

⑮　計画相談支援

計　画		熊本県障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）			熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）	
年　度		平成30年度（2018年度）	令和元年度（2019年度）	令和2年度（2020年度）	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）
単　位		利用者数（人／月）	利用者数（人／月）	利用者数（人／月）	利用者数（人／月）	利用者数（人／月）
熊本・上益城	見込み	1,281	1,336	1,390	1,509	1,612
	実　績	1,251	1,367	1,418	1,510	1,563
宇　城	見込み	166	176	187	271	307
	実　績	174	199	230	249	252
有　明	見込み	235	257	263	829	846
	実　績	796	794	778	814	816
鹿　本	見込み	110	120	130	200	210
	実　績	113	149	170	176	177
菊　池	見込み	293	310	329	314	333
	実　績	280	294	311	329	338
阿　蘇	見込み	173	182	190	171	179
	実　績	133	146	155	166	159
八　代	見込み	180	189	198	195	196
	実　績	187	181	203	223	248
芦　北	見込み	75	79	83	156	173
	実　績	104	124	127	136	133
球　磨	見込み	176	189	197	420	431
	実　績	413	395	296	292	298
天　草	見込み	258	272	286	469	497
	実　績	392	403	293	299	308
県全域	見込み	2,947	3,110	3,253	4,534	4,784
	実　績	3,843	4,052	3,981	4,194	4,292

⑯　地域移行支援

計　画		熊本県障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）			熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）	
年　度		平成30年度（2018年度）	令和元年度（2019年度）	令和2年度（2020年度）	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）
単　位		利用者数（人／月）	利用者数（人／月）	利用者数（人／月）	利用者数（人／月）	利用者数（人／月）
熊本・上益城	見込み	9	11	12	10	13
	実　績	2	3	4	2	4
宇　城	見込み	4	6	9	4	6
	実　績	0	1	1	1	0
有　明	見込み	11	12	15	9	11
	実　績	4	1	0	1	0
鹿　本	見込み	1	1	1	1	1
	実　績	0	0	0	0	0
菊　池	見込み	9	10	11	8	10
	実　績	1	2	0	0	0
阿　蘇	見込み	5	5	7	5	6
	実　績	1	1	0	1	0
八　代	見込み	4	4	4	3	4
	実　績	0	0	0	0	0
芦　北	見込み	1	1	5	3	4
	実　績	0	1	0	0	1
球　磨	見込み	11	12	12	10	11
	実　績	1	0	0	0	0
天　草	見込み	12	13	14	3	5
	実　績	0	0	0	0	0
県全域	見込み	67	75	90	56	71
	実　績	9	9	5	5	5

⑰　地域定着支援

計　画		熊本県障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）			熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）	
年　度		平成30年度（2018年度）	令和元年度（2019年度）	令和2年度（2020年度）	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）
単　位		利用者数（人／月）	利用者数（人／月）	利用者数（人／月）	利用者数（人／月）	利用者数（人／月）
熊本・上益城	見込み	46	49	51	8	10
	実　績	2	1	1	1	2
宇　城	見込み	3	5	7	3	4
	実　績	0	0	0	0	0
有　明	見込み	7	8	9	8	9
	実　績	0	0	0	0	0
鹿　本	見込み	1	3	5	1	1
	実　績	0	0	0	0	0
菊　池	見込み	4	9	9	6	10
	実　績	1	1	1	0	0
阿　蘇	見込み	4	5	7	2	3
	実　績	0	0	0	0	0
八　代	見込み	1	1	3	2	4
	実　績	0	0	0	0	0
芦　北	見込み	1	1	5	3	3
	実　績	0	1	0	0	0
球　磨	見込み	11	11	12	9	10
	実　績	0	0	0	0	0
天　草	見込み	12	12	14	21	31
	実　績	7	11	10	9	11
県全域	見込み	90	104	122	63	85
	実　績	10	14	12	10	13

（５）障害児通所支援

⑱　児童発達支援

計画		熊本県障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）						熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）			
年度		平成30年度（2018年度）		令和元年度（2019年度）		令和2年度（2020年度）		令和3年度（2021年度）		令和4年度（2022年度）	
単位		利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）
熊本・上益城	見込み	6,171	1,103	6,841	1,222	7,506	1,341	10,235	1,488	11,309	1,641
	実績	8,886	1,199	10,214	1,370	9,725	1,253	10,685	1,413	11,618	1,528
宇城	見込み	686	151	849	182	1,056	221	1,174	215	1,269	233
	実績	798	142	763	170	801	180	907	200	990	216
有明	見込み	750	161	816	174	880	187	1,256	172	1,374	190
	実績	806	120	896	133	1,041	160	1,381	216	1,317	230
鹿本	見込み	285	95	291	97	300	100	315	110	330	125
	実績	294	103	293	107	359	121	355	132	374	123
菊池	見込み	2,245	437	2,568	503	2,891	570	2,764	416	2,982	461
	実績	2,390	404	2,633	418	3,086	435	3,458	473	3,813	528
阿蘇	見込み	844	197	927	218	1,005	237	993	197	1,102	219
	実績	708	188	797	168	847	183	897	183	971	188
八代	見込み	1,284	261	1,355	277	1,417	292	931	188	981	198
	実績	1,089	225	993	213	950	199	1,074	222	1,302	249
芦北	見込み	209	79	273	93	374	116	405	97	431	103
	実績	204	70	256	80	339	86	340	72	302	69
球磨	見込み	539	150	599	163	667	176	774	231	817	247
	実績	637	177	685	206	624	196	668	195	566	187
天草	見込み	265	88	270	89	255	88	402	132	470	154
	実績	259	112	348	118	313	126	429	151	521	188
県全域	見込み	13,278	2,722	14,789	3,018	16,351	3,328	19,249	3,246	21,065	3,571
	実績	16,071	2,740	17,878	2,983	18,084	2,939	20,194	3,257	21,774	3,506

⑲　医療型児童発達支援

計画		熊本県障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）						熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）			
年度		平成30年度（2018年度）		令和元年度（2019年度）		令和2年度（2020年度）		令和3年度（2021年度）		令和4年度（2022年度）	
単位		利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）	利用量（人日／月）	利用者数（人／月）
熊本・上益城	見込み	52	10	57	11	68	13	13	6	13	6
	実績	17	5	9	3	8	2	18	3	28	4
宇城	見込み	54	6	84	9	102	11	18	3	24	4
	実績	26	4	27	5	17	2	21	4	15	3
有明	見込み	14	3	14	3	14	3	14	6	14	6
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿本	見込み	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
菊池	見込み	15	6	16	6	17	7	16	4	17	4
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
阿蘇	見込み	14	3	14	3	14	3	6	3	6	3
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八代	見込み	43	5	43	5	43	5	9	2	9	2
	実績	4	1	9	2	11	1	14	1	20	2
芦北	見込み	10	2	10	2	15	3	15	2	25	3
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
球磨	見込み	13	5	13	5	15	6	6	4	6	4
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
天草	見込み	42	6	42	6	42	6	5	1	5	1
	実績	7	2	7	1	0	0	0	0	0	0
県全域	見込み	258	47	294	51	331	58	103	32	120	34
	実績	54	12	52	11	36	5	53	8	63	9

⑳　放課後等デイサービス

計画		熊本県障がい福祉計画(第5期)・障がい児福祉計画(第1期)						熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			
年度		平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)		令和2年度(2020年度)		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)	
単位		利用量(人日/月)	利用者数(人/月)	利用量(人日/月)	利用者数(人/月)	利用量(人日/月)	利用者数(人/月)	利用量(人日/月)	利用者数(人/月)	利用量(人日/月)	利用者数(人/月)
熊本・上益城	見込み	19,954	1,903	23,041	2,193	26,190	2,486	35,147	2,833	39,186	3,154
	実績	23,615	1,859	27,547	2,039	31,302	2,355	34,273	2,736	36,646	3,048
宇城	見込み	3,186	326	4,038	410	5,059	507	4,985	533	5,271	565
	実績	3,060	251	3,680	420	4,108	393	5,202	490	5,574	561
有明	見込み	2,693	296	2,904	322	3,114	348	4,398	431	4,750	462
	実績	3,164	362	3,441	384	3,612	393	4,458	475	4,650	508
鹿本	見込み	1,200	160	1,250	180	1,560	200	2,220	350	2,400	380
	実績	1,472	276	1,939	334	1,850	321	1,825	335	1,940	380
菊池	見込み	5,556	762	6,574	879	7,683	998	8,043	891	8,865	952
	実績	6,002	754	6,854	840	8,337	862	9,696	978	10,588	1,078
阿蘇	見込み	2,447	262	2,749	300	3,068	342	2,172	354	2,332	381
	実績	1,779	269	1,818	302	1,799	305	1,893	337	1,982	355
八代	見込み	3,534	551	4,072	634	4,635	722	3,444	648	3,594	676
	実績	2,794	554	3,007	596	3,233	632	3,285	691	3,380	719
芦北	見込み	636	76	779	92	920	107	853	134	960	152
	実績	559	90	668	111	621	116	806	136	1,052	173
球磨	見込み	2,723	251	3,074	280	3,343	310	3,525	378	3,660	404
	実績	3,023	286	3,209	337	3,076	361	3,235	393	2,909	390
天草	見込み	1,201	100	1,240	105	1,249	106	2,020	243	2,185	262
	実績	1,196	154	1,251	163	1,443	226	1,646	259	1,806	297
県全域	見込み	43,130	4,687	49,721	5,395	56,821	6,126	66,807	6,795	73,203	7,388
	実績	46,664	4,855	53,414	5,526	59,381	5,965	66,318	6,830	70,526	7,509

㉑　保育所等訪問支援

計画		熊本県障がい福祉計画(第5期)・障がい児福祉計画(第1期)						熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			
年度		平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)		令和2年度(2020年度)		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)	
単位		利用量(人日/月)	利用者数(人/月)	利用量(人日/月)	利用者数(人/月)	利用量(人日/月)	利用者数(人/月)	利用量(人日/月)	利用者数(人/月)	利用量(人日/月)	利用者数(人/月)
熊本・上益城	見込み	63	50	68	54	81	60	194	145	275	204
	実績	77	58	39	36	121	83	145	99	338	211
宇城	見込み	21	11	25	13	30	15	6	6	7	7
	実績	3	3	4	4	4	9	10	15	37	27
有明	見込み	13	8	15	9	17	10	13	8	13	8
	実績	4	4	4	4	6	4	2	2	9	6
鹿本	見込み	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
	実績	1	1	1	1	1	1	4	4	6	6
菊池	見込み	28	21	36	27	45	33	49	43	58	52
	実績	28	23	40	34	53	36	96	56	204	142
阿蘇	見込み	203	126	229	142	259	163	55	121	59	128
	実績	37	96	54	94	138	84	129	90	124	88
八代	見込み	61	36	79	47	105	62	11	6	13	7
	実績	11	8	7	6	4	4	4	4	11	6
芦北	見込み	7	14	10	18	15	24	10	10	14	14
	実績	5	5	7	7	7	7	6	5	4	5
球磨	見込み	30	21	34	23	37	26	23	20	25	22
	実績	8	8	10	11	9	13	7	10	4	7
天草	見込み	19	10	19	10	19	10	61	31	81	41
	実績	0	0	10	6	16	9	45	21	70	42
県全域	見込み	446	298	517	345	610	405	424	392	547	485
	実績	174	206	176	203	360	250	448	306	806	540

㉒　居宅訪問型児童発達支援

計画		熊本県障がい福祉計画(第5期)・障がい児福祉計画(第1期)						熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			
年度		平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)		令和2年度(2020年度)		令和3年度(2021年度)		令和4年度(2022年度)	
単位		利用量(人日/月)	利用者数(人/月)	利用量(人日/月)	利用者数(人/月)	利用量(人日/月)	利用者数(人/月)	利用量(人日/月)	利用者数(人/月)	利用量(人日/月)	利用者数(人/月)
熊本・上益城	見込み	19	6	29	6	56	9	19	6	29	6
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇城	見込み	6	1	12	2	18	3	6	1	6	1
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有明	見込み	21	4	21	4	22	5	21	4	21	4
	実績	0	0	0	0	0	0	1	1	6	2
鹿本	見込み	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
菊池	見込み	7	5	7	5	7	5	13	5	13	5
	実績	3	2	3	2	2	1	6	2	6	2
阿蘇	見込み	19	6	23	7	27	8	15	6	15	6
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八代	見込み	5	1	5	1	13	2	5	1	5	1
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
芦北	見込み	12	3	17	4	24	6	7	2	12	3
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
球磨	見込み	26	6	32	7	38	8	14	4	14	4
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
天草	見込み	2	1	7	2	7	2	5	1	5	1
	実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県全域	見込み	118	34	154	39	213	49	106	31	121	32
	実績	3	2	3	2	2	1	7	3	12	4

（6）障害児入所支援

㉓　福祉型障害児入所施設

計画		熊本県障がい福祉計画(第5期)・障がい児福祉計画(第1期)	熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)	
年度		令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)
単位		利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)
県全域	見込み	267	266	265
	実績	175	166	145

㉔　医療型障害児入所施設

計画		熊本県障がい福祉計画(第5期)・障がい児福祉計画(第1期)	熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)	
年度		令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)
単位		利用者数(人/月)	利用者数(人/月)	利用者数(人/月)
県全域	見込み	―	―	―
	実績	418	433	419

（７）障害児相談支援

㉕　障害児相談支援

計　画		熊本県障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）			熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）	
年　度		平成30年度（2018年度）	令和元年度（2019年度）	令和2年度（2020年度）	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）
単　位		利用者数（人／月）	利用者数（人／月）	利用者数（人／月）	利用者数（人／月）	利用者数（人／月）
熊本・上益城	見込み	955	1,083	1,212	1,215	1,374
	実　績	937	1,089	1,077	1,230	1,357
宇　城	見込み	97	124	159	199	224
	実　績	82	114	156	185	203
有　明	見込み	93	98	104	286	293
	実　績	264	266	297	381	429
鹿　本	見込み	70	75	80	150	160
	実　績	78	131	139	150	162
菊　池	見込み	297	345	396	438	485
	実　績	273	315	361	405	447
阿　蘇	見込み	175	199	224	145	157
	実　績	112	139	112	127	134
八　代	見込み	190	206	223	150	157
	実　績	144	132	163	204	205
芦　北	見込み	33	37	42	73	85
	実　績	42	51	55	52	64
球　磨	見込み	129	140	146	191	208
	実　績	137	161	240	255	253
天　草	見込み	96	102	108	203	234
	実　績	144	160	139	166	180
県全域	見込み	2,135	2,409	2,694	3,050	3,377
	実　績	2,213	2,558	2,739	3,155	3,434

（８）医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

㉖　医療的ケア児コーディネーターの配置人数

計　画		熊本県障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）			熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）	
年　度		平成30年度（2018年度）	令和元年度（2019年度）	令和2年度（2020年度）	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）
単　位		配置人数（人／月）	配置人数（人／月）	配置人数（人／月）	配置人数（人／月）	配置人数（人／月）
県全域	見込み	31	38	52	29	31
	実　績	13	14	8	9	35

（９）障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズ及び提供体制の整備

㉗　障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制に係る定量的な目標

計　画		熊本県障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）			熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）	
年　度		平成30年度（2018年度）	令和元年度（2019年度）	令和2年度（2020年度）	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）
単　位		障がい児受入人数（人）	障がい児受入人数（人）	障がい児受入人数（人）	障がい児受入人数（人）	障がい児受入人数（人）
保育所	見込み	939	958	975	760	788
	実　績	652	712	744	1,112	1,176
認定こども園	見込み	189	194	201	171	180
	実　績	106	156	173	318	401
放課後児童健全育成事業	見込み	841	878	919	748	776
	実　績	523	624	698	1,086	1,118
県全域	見込み	1,969	2,030	2,095	1,679	1,744
	実　績	1,281	1,492	1,615	2,516	2,695

3　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の従事者の確保及び資質の向上

（1）サービスの提供に係る人材の育成

①　相談支援従事者研修

「4　地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の実施」に記載

②　サービス管理責任者等研修

「4　地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の実施」に記載

③　サービスを直接担う職員等に対する研修

ア　居宅介護従業者等養成研修

「4　地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の実施」に記載

イ　強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）

「4　地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の実施」に記載

ウ　強度行動障害支援者養成研修指導者研修

「4　地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の実施」に記載

エ　介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（特定の者対象）

計　画	熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)	
年　度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
実績値	69　人	65　人	62　人	77　人	58　人

オ　障害者虐待防止・権利擁護研修

計　画	熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)	
年　度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
実績値	123　人	203　人	108　人	139　人	135　人

カ　障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修

計　画	熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)	
年　度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
実績値	4　人	4　人	4　人	4　人	4　人

キ　発達障がい支援者養成研修

計　画	熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)	
年　度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
実績値	55　人	71　人	78　人	77　人	54　人

ク　医療的ケア児等支援者養成研修

計　画	熊本県障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)			熊本県障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)	
年　度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
実績値	39　人	38　人	41　人	47　人	55　人

④　障害支援区分認定調査員等研修

ア　障害支援区分認定調査員研修

「４　地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の実施」に記載

イ　市町村審査会委員研修

「４　地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の実施」に記載

ウ　主治医研修

「４　地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の実施」に記載

4　地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の実施

（1）専門性の高い相談支援事業

計画			熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）			熊本県障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）	
年度			令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）
① 発達障害者支援センター運営事業	見込み	箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
		相談等件数	2,750 人	2,750 人	2,750 人	2,575 人	2,575 人
	実績	箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
		相談等件数	2,564 人	2,368 人	2,324 件	2,330 件	2,416 件
② 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	見込み	箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		利用者数	300 人	300 人	300 人	400 人	400 人
	実績	箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		利用者数	321 人	612 人	643 人	725 人	781 人

（2）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

計画			熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）			熊本県障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）	
年度			令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	見込み	修了者数	32 人	32 人	32 人	32 人	32 人
	実績		21 人	40 人	41 人	45 人	72 人
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	見込み	修了者数	7 人	7 人	7 人	7 人	7 人
	実績		5 人	9 人	6 人	8 人	9 人
③ 失語症者向け意志疎通支援者養成研修事業	見込み	修了者数	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人
	実績		0 人	12 人	4 人	5 人	8 人

（3）専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

計画			第5期障がい・第1期障がい児福祉計画			第6期障がい・第2期障がい児福祉計画	
年度			平成30年度（2018年度）	令和元年度（2019年度）	令和2年度（2020年度）	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	見込み	件数	35 件	35 件	35 件	24 件	24 件
	実績		26 件	21 件	24 件	71 件	70 件
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	見込み	件数	125 件	125 件	125 件	97 件	97 件
	実績		99 件	83 件	91 件	79 件	41 件

（4）意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

計画			熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）			熊本県障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）	
年度			令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）
① 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	見込み	有・無	有	有	有	有	有
	実績		有	有	有	有	有

（5）広域的な支援事業

計画			熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）			熊本県障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）	
年度			令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）
① 都道府県相談支援体制整備事業	見込み	実アドバイザー数	11 人	11 人	11 人	6 人	6 人
	実績		6 人	6 人	2 人	2 人	2 人
② 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	見込み	協議会開催数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
	実績		0 回	1 回	1 回	1 回	1 回

（６）任意事業（サービス・相談支援者、指導者育成事業）

計画			熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）			熊本県障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）	
年度			令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）
① 障害支援区分認定調査員等研修事業							
ア 障害支援区分認定調査員研修	見込み	人数	70 人	70 人	70 人	80 人	80 人
	実績		140 人	127 人	83 人	89 人	84 人
イ 市町村審査会委員研修	見込み	人数	30 人	30 人	30 人	20 人	20 人
	実績		2 人	16 人	－ 人	－ 人	45 人
ウ 主治医研修	見込み	人数	50 人	50 人	50 人	50 人	50 人
	実績		中止(※)	42 人	－ 人	－ 人	－ 人
② 相談支援従事者研修事業							
ア 相談支援従事者初任者研修	見込み	人数	100 人	100 人	100 人	120 人	120 人
	実績		63 人	89 人	86 人	92 人	80 人
イ 相談支援従事者現任研修	見込み	人数	100 人	100 人	100 人	100 人	100 人
	実績		76 人	93 人	101 人	78 人	72 人
ウ 相談支援従事者主任研修	見込み	人数	―			5 人	5 人
	実績		19 人	11 人	8 人	10 人	6 人
エ 専門コース別研修	見込み	人数	100 人	100 人	100 人	50 人	50 人
	実績		中止(※)	81 人	114 人	68 人	86 人
オ 相談支援従事者指導者養成研修	見込み	人数	5 人	5 人	5 人	6 人	6 人
	実績		3 人	6 人	6 人	6 人	6 人
③ サービス管理責任者研修事業							
ア サービス管理責任者等基礎研修	見込み	人数	400 人	400 人	400 人	400 人	400 人
	実績		329 人	307 人	339 人	331 人	274 人
イ サービス管理責任者等実践研修	見込み	人数	320 人	320 人	320 人	320 人	320 人
	実績		―	267 人	306 人	257 人	262 人
ウ サービス管理責任者等更新研修	見込み	人数	480 人	720 人	600 人	320 人	320 人
	実績		154 人	645 人	445 人	147 人	150 人
エ 専門コース別研修	見込み	人数	100 人	100 人	100 人	50 人	50 人
	実績		―	99 人	161 人	136 人	91 人
オ サービス管理責任者等指導者養成研修	見込み	人数	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
	実績		4 人	6 人	6 人	6 人	6 人
④ 居宅介護従業者等養成研修事業	見込み	人数	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人
	実績		20 人	35 人	120 人	136 人	101 人
⑤ 障害者ピアサポート研修事業	見込み	人数	―			30 人	30 人
	実績		―			29 人	48 人
⑥ 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業	見込み	人数	211 人	211 人	211 人	150 人	150 人
	実績		115 人	176 人	85 人	83 人	89 人
⑦ 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	見込み	人数	7 人	7 人	6 人	6 人	6 人
	実績		中止(※)		5 人	4 人	10 人
⑧ 精神障害関係従事者養成研修事業	見込み	人数	50 人	50 人	50 人	50 人	50 人
	実績		53 人	53 人	50 人	42 人	74 人
⑨ 地域リーダー養成研修	見込み	人数	80 人	80 人	80 人	70 人	70 人
	実績		中止(※)	56 人	72 人	69 人	54 人

(※)新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

（7）その他任意事業

計画			熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）			熊本県障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）	
年度			令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）
① オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練事業	見込み	人数	146 人	146 人	146 人	100 人	100 人
	実績		116 人	110 人	185 人	193 人	503 人
② 音声機能障害者発声訓練事業	見込み	人数	1,108 人	1,108 人	1,108 人	400 人	500 人
	実績		275 人	370 人	602 人	602 人	602 人
③ 手話通訳者設置	見込み	活動件数	141 件	141 件	14 件	100 件	100 件
	実績		90 件	94 件	85 件	96 件	81 件
④ 字幕入り映像ライブラリーの提供	見込み	貸出本数	2,625 本	2,625 本	2,625 本	1,720 本	1,720 本
	実績		1,512 本	1,781 本	1,463 本	1,468 本	1,340 本
⑤ 点字による即時情報ネットワーク	見込み	人数	35 人	35 人	35 人	35 人	35 人
	実績		34 人	34 人	41 人	40 人	39 人
⑥ 都道府県障害者社会参加推進センター運営	見込み	有・無	有	有	有	有	有
	実績		有	有	有	有	有
⑦ 点訳・音訳（朗読）奉仕員養成研修	見込み	修了者数	13 人	13 人	13 人	20 人	20 人
	実績		25 人	25 人	21 人	23 人	14 人
⑧ レクリエーション活動等支援							
ア 障がい者スポーツ大会	見込み	人数	660 人	660 人	660 人	390 人	420 人
	実績		0 人	260 人	208 人	220 人	225 人
イ 精神障がい者スポレク大会	見込み	人数	800 人	800 人	1,200 人	240 人	240 人
	実績		中止（※）	241 人	234 人	379 人	294 人
ウ 身体障がい者スポーツ教室	見込み	人数	500 人	500 人	500 人	500 人	500 人
	実績		232 人	319 人	672 人	766 人	630 人
エ 地域精神障がい者レクリエーション教室	見込み	人数	700 人	700 人	700 人	700 人	700 人
	実績		中止（※）		114 人	131 人	161 人
⑨ 芸術文化活動振興							
ア 精神障がい者作品展	見込み	団体数	30 団体	30 団体	30 団体	18 団体	18 団体
	実績		中止（※）	18 団体	26 団体	26 団体	30 団体
イ ハートウィーク	見込み	人数	1,723 人	1,723 人	1,723 人	1,400 人	1,400 人
	実績		2,215 人	240 人	1,720 人	1,356 人	1,533 人
⑩ 障害者就業・生活支援センター体制強化等事業	見込み	箇所数	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所
		登録者数	1,884 人	1,911 人	1,939 人	2,128 人	2,188 人
	実績	箇所数	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所
		登録者数	2,051 人	2,009 人	2,053 人	2,063 人	2,063 人
⑪ 重度障がい者に係る市町村特別支援事業 ※該当市町村がある場合に実施	見込み	実施体制の有・無	有	有	有	有	有
	実績		有	有	有	有	有

（※）新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

（８）熊本県地域生活支援促進事業

計画			熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）			熊本県障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）	
年度			令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）
① かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	見込み	参加人数	50 人	50 人	50 人	32 人	32 人
	実績		48 人	29 人	65 人	33 人	27 人
② 発達障害者支援体制整備事業							
ア 発達障がい者地域支援マネジャーの配置	見込み	箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	実績		2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
イ ペアレントメンター登録者数	見込み	人数	81 人	87 人	93 人	99 人	105 人
	実績		83 人	87 人	94 人	102 人	110 人
③ 障害者虐待防止対策支援事業	見込み	有・無	有	有	有	有	有
	実績		有	有	有	有	有
④ 障害者就業・生活支援センター事業	見込み	箇 所 数	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所
		登録者数	1,884 人	1,912 人	1,939 人	2,129 人	2,189 人
	実績	箇 所 数	6 箇所	6 箇所	箇所	箇所	箇所
		登録者数	2,051 人	2,008 人	2,053 人	2,063 人	2,172 人
⑤ 工賃向上計画支援事業	見込み	販売会・マルシェ等の開催	有	有	有	有	有
	実績		有	有	有	有	有
⑥ 強度行動障害支援者養成研修事業（基礎研修・実践研修）※指導者研修分	見込み	人数	8 人	8 人	8 回	8 人	8 人
	実績		8 人	7 人	4 人	4 人	4 人
⑦ 成年後見制度普及啓発事業	見込み	研修実施	有	有	有	有	有
	実績		有	有	有	有	有
⑧ 依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業	見込み	支援団体	3 団体	3 団体	3 団体	2 団体	2 団体
	実績		0 団体	1 団体	1 団体	1 団体	1 団体
⑨ 身体障害者補助犬育成促進事業	見込み	助成件数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
	実績		1 件	0 件	1 件	1 件	1 件
⑩ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業							
ア 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	見込み	箇所数	10 件	10 件	10 件	10 件	10 件
	実績		10 件	10 件	10 箇所	10 箇所	10 箇所
イ 措置入院者退院後支援事業	見込み	有・無	有	有	有	有	有
	実績		有	有	有	有	有

5　その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

（１）障がい者の就労支援に向けた取組

①　工賃向上計画の策定・推進

計画	熊本県障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）			熊本県障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）	
目標工賃月額	15,600 円	15,900 円	16,200 円	21,398 円	22,147 円
年度	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）
実績値	15,760 円	16,296 円	20,674 円	22,551 円	― 円
達成率	101.0 %	102.5 %	127.6 %	105.4 %	― %

附属資料

1　作成経過

2　県政パブリック・コメントの結果

3　熊本県障害者施策推進審議会委員名簿

4　熊本県障がい者自立支援協議会委員名簿

5　関係法令

1　作成経過

年　月　日	事　項
令和８年（2026 年） ３月 31 日	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部を改正する件(令和８年こども家庭庁･厚生労働省告示第４号)
令和８年（2026 年） ５月 22 日	第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画に係る市町村策定担当者会議（オンライン）
令和８年（2026 年） １１月 13 日	令和８年度（2026 年度）第１回熊本県障害者施策推進審議会
令和８年（2026 年）	令和８年度（2026 年度）第１回熊本県障がい者自立支援協議会
令和８年（2026 年）	障がい当事者・家族団体との意見交換会
令和８年（2026 年）	市町村障害福祉計画における見込量等中間報告
令和９年（2027 年）	令和８年度（2026 年度）第２回熊本県障害者施策推進審議会
令和９年（2027 年）	令和８年度（2026 年度）第２回熊本県障がい者自立支援協議会
熊本県障がい福祉計画（第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画） 暫定版策定	
令和９年（2027 年）	令和９年度（2027 年度）第１回熊本県障害者施策推進審議会

令和９年（2027 年）	令和９年度（2027 年度）第 1 回熊本県障がい者自立支援協議会
令和９年（2027 年）	県政パブリック・コメント
令和９年（2027 年）	令和９年度（2027 年度）第 2 回熊本県障害者施策推進審議会
令和９年（2027 年）	令和９年度（2027 年度）第 2 回熊本県障がい者自立支援協議会

２　県政パブリック・コメントの結果

（１）概要

【募集の期間】

（令和９年（2027 年）　月　日から令和９年（2027 年）　月　日）

【寄せられた意見の件数（提出者数）】

件（　人）

5　関係法令

（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

（平成 17 年 11 月７日法律第 123 号）

第五章　障害福祉計画

（基本指針）

第八十七条　主務大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

２　基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

二　障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

三　次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項

四　その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

３　基本指針は、児童福祉法第三十三条の十九第一項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。

４　主務大臣は、基本指針の案を作成し、又は基本指針を変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

５　主務大臣は、障害者等の生活の実態、障害者等を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。

６　主務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村障害福祉計画）

第八十八条　市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

２　市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目

標に関する事項

二　各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三　地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3　市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二　前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4　市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

5　市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第八十九条の二の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6　市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

7　市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8　市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9　市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

10　障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。

１１　市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

１２　市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第八十八条の二　市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

（都道府県障害福祉計画）

第八十九条　都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

２　都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二　当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三　各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

四　地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

３　都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二　前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項

三　指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項

四　前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び同項第四号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する

事項

4　都道府県は、第八十九条の二の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該分析の結果を勘案して、都道府県障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

5　都道府県障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

6　都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7　都道府県障害福祉計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画と相まって、精神科病院に入院している精神障害者の退院の促進に資するものでなければならない。

8　都道府県は、第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

9　都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

１０　都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを主務大臣に提出しなければならない。

第八十九条の二　都道府県は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（都道府県障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

（協議会の設置）

第八十九条の三　地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

2　協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等へ

の適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

3　協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4　関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5　協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6　前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（都道府県知事の助言等）

第九十条　都道府県知事は、市町村に対し、市町村障害福祉計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる。

2　主務大臣は、都道府県に対し、都道府県障害福祉計画の作成の手法その他都道府県障害福祉計画の作成上の重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

（国の援助）

第九十一条　国は、市町村又は都道府県が、市町村障害福祉計画又は都道府県障害福祉計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

【委員名簿：別途記載】

（２）児童福祉法（抄）（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）

第九節　障害児福祉計画

第三十三条の十九　内閣総理大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下この節において「障害児通所支援等」という。）の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下この条、次条第一項及び第三十三条の二十二第一項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

②　基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

二　障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項

三　次条第一項に規定する市町村障害児福祉計画及び第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項

四　その他障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

③　基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十七条第一項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。

④　内閣総理大臣は、基本指針の案を作成し、又は基本指針を変更しようとするときは、あらかじめ、障害児及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

⑤　内閣総理大臣は、障害児の生活の実態、障害児を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。

⑥　内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三十三条の二十　市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

②　市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二　各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

③　市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二　前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

④　市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

⑤　市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第三十三条の二十三の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

⑥　市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

⑦　市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

⑧　市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

⑨　市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

⑩　障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。

⑪　市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

⑫　市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第三十三条の二十一　市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第三十三条の二十二　都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

②　都道府県障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二　当該都道府県が定める区域ごとの各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

三　各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

③　都道府県障害児福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　前項第二号の区域ごとの指定通所支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二　前項第二号の区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項

三　指定障害児入所施設等の障害児入所支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項

四　前項第二号の区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

④　都道府県は、第三十三条の二十三の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該分析の結果を勘案して、都道府県障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

⑤　都道府県障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

⑥　都道府県障害児福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

⑦　都道府県は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

⑧　都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あ

らかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

⑨　都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第三十三条の二十三　都道府県は、定期的に、第三十三条の二十二第二項各号に掲げる事項（都道府県障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第三十三条の二十四　都道府県知事は、市町村に対し、市町村障害児福祉計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる。

②　内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県障害児福祉計画の作成の手法その他都道府県障害児福祉計画の作成上の重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

第三十三条の二十五　国は、市町村又は都道府県が、市町村障害児福祉計画又は都道府県障害児福祉計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

（３）障害者基本法（抄）（昭和 45 年５月 21 日法律第 84 号）

第四章　　障害者政策委員会等

（都道府県等における合議制の機関）

第三十六条　　都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

一　都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二　当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

三　当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

２　前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

３　前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事

項は、条例で定める。

4　市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

一　市町村障害者計画に関し、第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二　当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

三　当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

5　第二項及び第三項の規定は、前項の規定により合議制の機関が置かれた場合に準用する。

熊本県障がい福祉計画
第８期熊本県障がい福祉計画
第４期熊本県障がい児福祉計画
（令和９年度（2027 年度）～令和１１年度（2029 年度））

計画決定／令和９年（2027 年）３月
発　　行／熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課
〒862－8570　熊本県熊本市中央区水前寺６丁目 18 番１号
ＴＥＬ：096－333－2233　ＦＡＸ：096－383－1739
Ｅ－ＭＡＩＬ：shogaishien@pref.kumamoto.lg.jp